

遠野郷八幡宮

創建八百年誌

遠野郷八幡宮

創建八百年誌

表紙題字

高橋

好見書

発刊の辞

遠野郷八幡宮 宮司 多田忠助



文治五年、阿曾沼氏が平泉藤原氏追討の功により、遠野郷を賞賜され、代官として差遣された宇夫方氏が、居館の鎮護として八幡社の前身と思われる祠を祭って八百年を経過したが、その間に阿曾沼氏が鶴音山腹に横田城を築き、その東北方の宮代山に八幡宮を勧請して城の鎮護とし、併せて武運長久と領民の安寧を祈念して代々崇敬を厚くした。阿曾沼氏が没落した後、八戸から転封した南部氏も八幡宮を氏神として信仰し、更に驚岡山に遷宮して一層祭祀を盛大ならしめた。爾来当神社は、遠野郷の産土神として地方民の崇拜を深厚にして今日に至っている。

阿曾沼氏が当神社を創祀した年代については明確な記録が乏しくはつきりしないが、口伝などを根拠に従来は阿曾沼氏の代官が祠を創祀した年代をもって、八幡宮創建の年代として神社の諸行事を行ってきたので、それにならつて本年を一応の区切りとして、当神社創建八百年祭を執行することにした。それと同時に、当神社の由緒を収録した記念誌発刊を企画したが、もとより過去の記録がほとんどなく、編集者は随分苦労した。しかし、いろいろな手を尽くして現存する資料を集め、また伝説などをすべて収録したつもりであり、今後の神社史料として益するところ大であると信ずる。

記念誌の刊行については、昭和五十八年秋氏子総代責任役員、郷土史に詳しい称宜をもつて編集委員会を組織し、資料の収集や調査並びに執筆、校正に当たったが、責任役員の菊池留雄氏には特段のご尽力をいただいた。長い間忙しいところ編集・刊行の業務に従事された労を多とし、ここに深く謝るものである。

昭和六十二年九月

発刊を祝す

遠野市長 小原正巳

遠野郷八幡宮創建八百年祭おめでとうございます。
八百年祭の記念事業の一環として、記念誌を編集刊行されることは、誠に意義深く衷心よりお祝い申し上げます。

ご承知のように、遠野八幡宮は南部直榮が八戸から遠野に転封し、領内巡視の際社領を十石賜わり、社を宮代から現在地に遷宮し、昭和二十五年には八幡神社を「遠野郷八幡宮」と改称したところであり、これまでの八百年間厳しい風雪雨とともに、長い歴史と伝統の上にたった現在、祖先の信仰をそのままに継承して保ち続けていすることは、歴代の神職を中心として崇敬者らが一体となっている結果の表われと存じ、深く敬意を表します。また秋の例祭には、八幡の杜の緑を背景に馬場で繰り広げられる流鏑馬の神事、民俗芸能が境内狭しと舞い踊る「馬場めぐり」には全国各地から訪れ、本市観光産業の振興、更には市民憩いの場としても大きく寄与いたしており、感謝申し上げる次第であります。

この時に当たり、未来の高い文化を築くために、その精神的なよりどころともいうべき八幡宮の真姿を明らかにし、それによって郷土の優れた文化を探究し、歴史と伝統の上に立ち、今回の記念誌の発刊は将来の社の発展を期すために、誠に時宜を得たものであります。本書が直接関係者のみならず、史蹟を研さんする多くの方々にも広く読まれて、郷土の前進に大きな示唆を与えられるよう、念願する次第であります。

終わりに遠野八幡宮の精神を守り、ますますのご隆盛を祈念申し上げるとともに、本市発展のためご協力を切にお願いしご挨拶いたします。



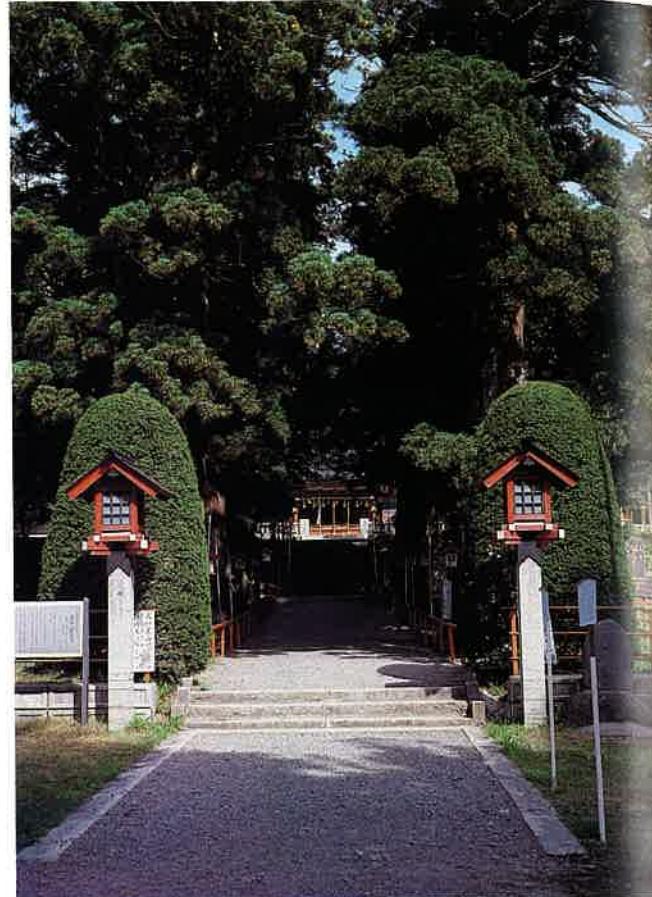
拝殿



社殿全景と神社の花シモツケ



東参道 神楽坂



馬場より社前を望む



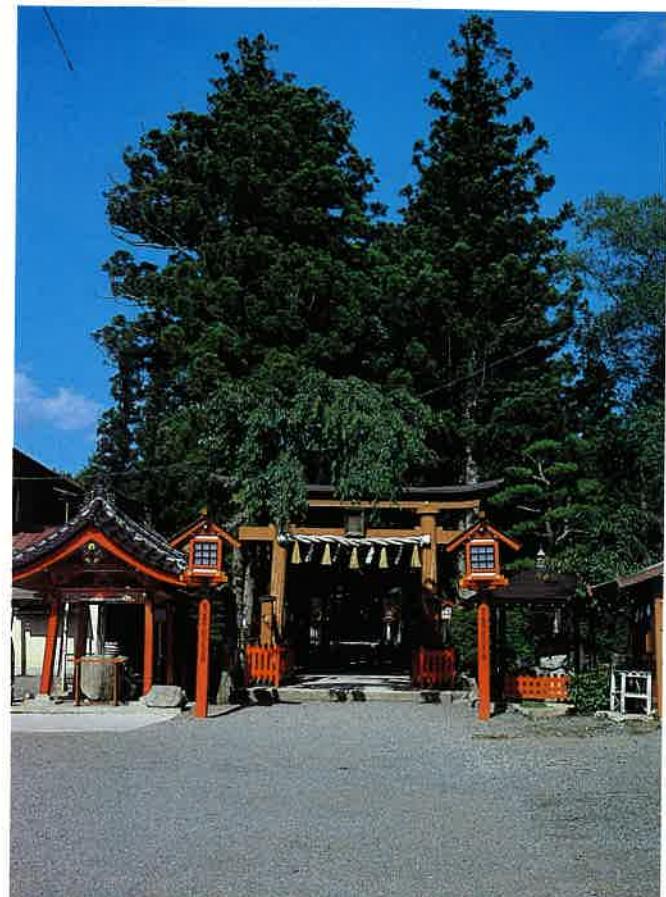
鍛鍊殿(輔社)



西手水舎



東手水舎



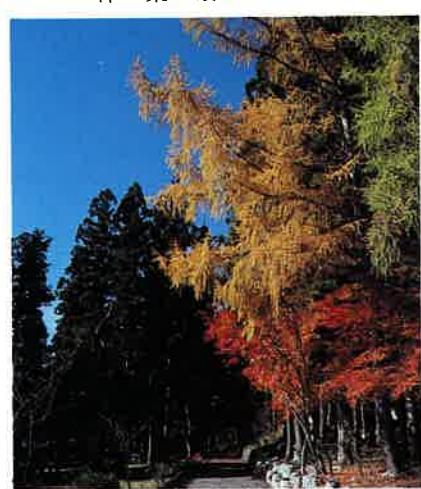
社務所前二ノ鳥居



神楽殿



祓殿
(旧拝殿)



紅葉の馬場



庭園



神職、役員、継代記念写真(昭和61年8月)



堀合館の館神様



宮代の元八幡神社



馬場めぐり神事



流鏑馬神事



昭和初期の本殿・拝殿



向拝の手挟と海老虹梁



懸魚



向拝欄間の竜



向拝左右の木鼻・獅子



鍛錬道場完成記念



神刀奉納式



拝殿新築御用材（境内）



復活当時の流鏑馬 射手白岩良三氏



昭和42年拝殿落成記念



昭和30年頃の馬場めぐり神事



観覧席・休場



馬場を渡る渡廻廊



弓道場



国道340号よりの表参道一ノ鳥居



昭和35年頃の表参道



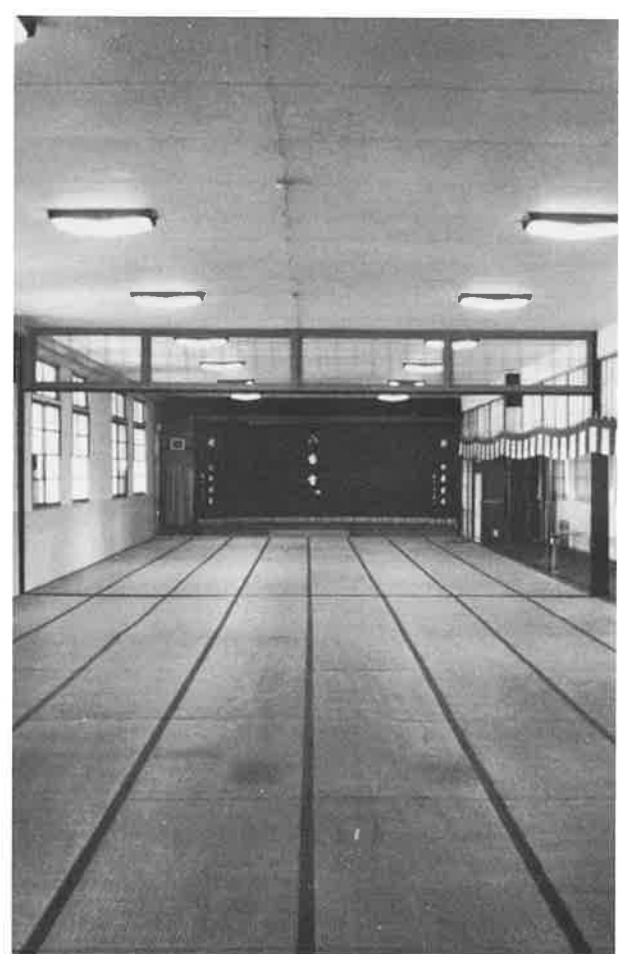
造営記念碑除幕式記念



鳩集殿工事(昭和45年頃)



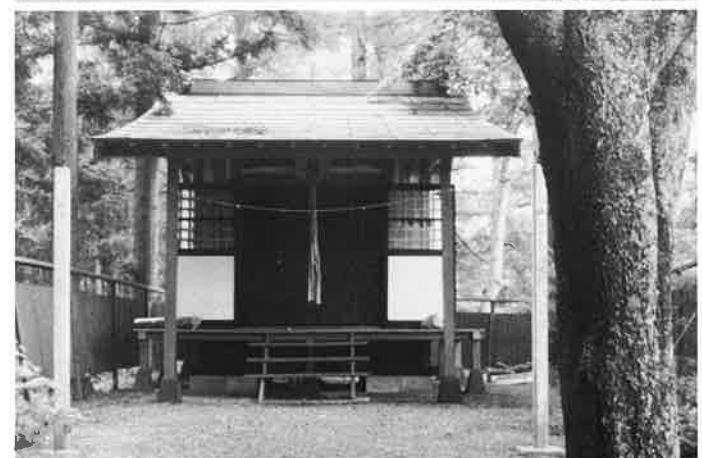
昭和45年頃の二ノ鳥居



鳩集殿大広間



神
輿
殿



不
動
社



古
峯
山



馬
魂
碑



忠
魂
碑



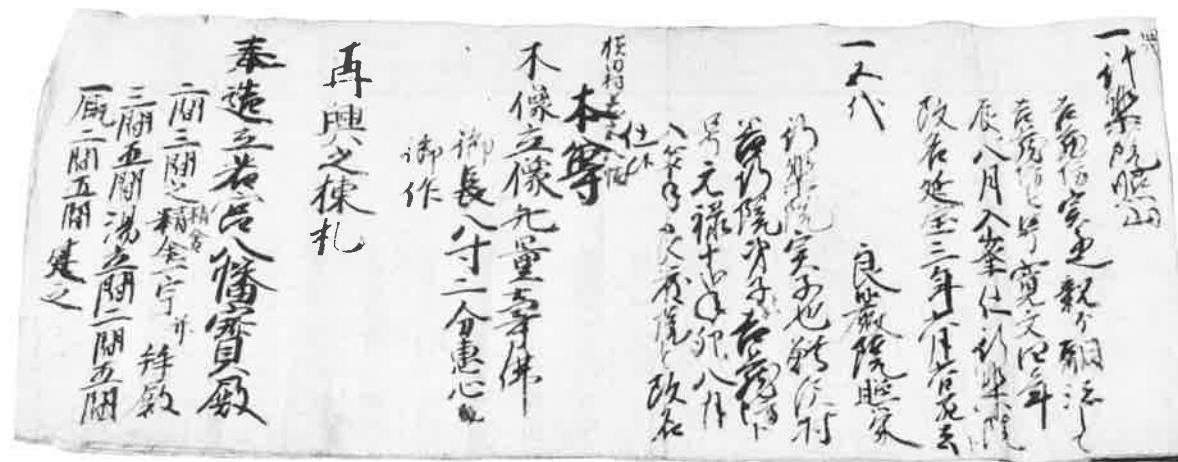
現 在 の 社 務 所



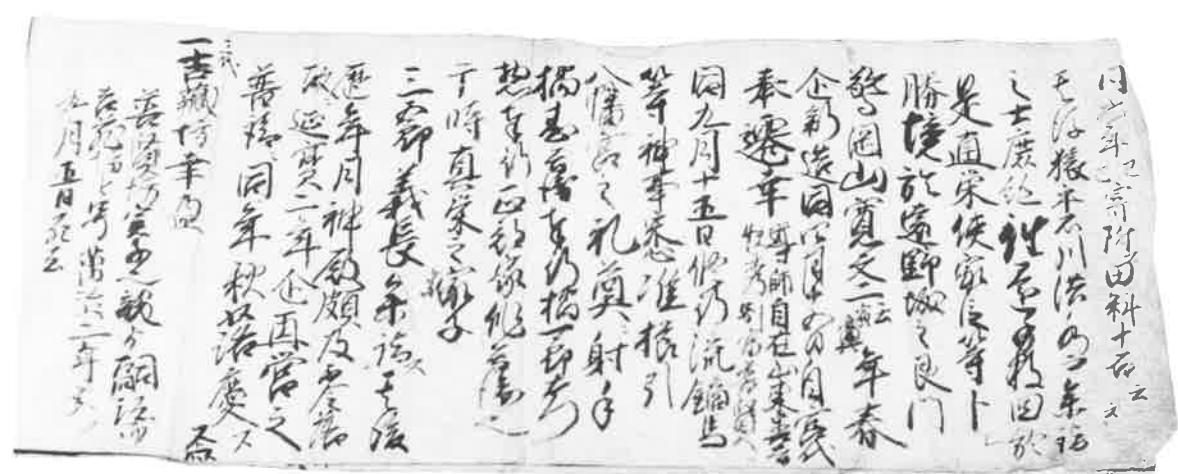
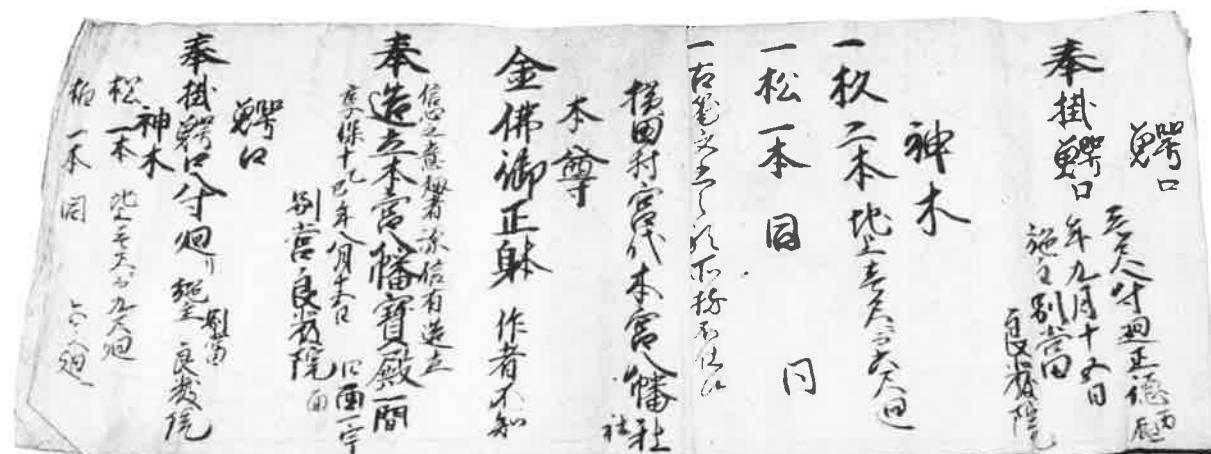
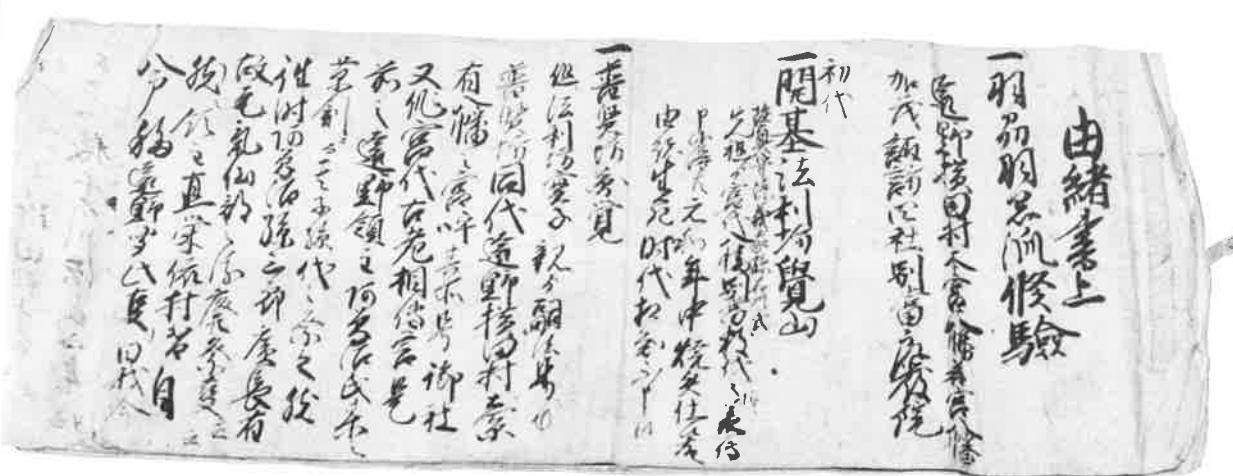
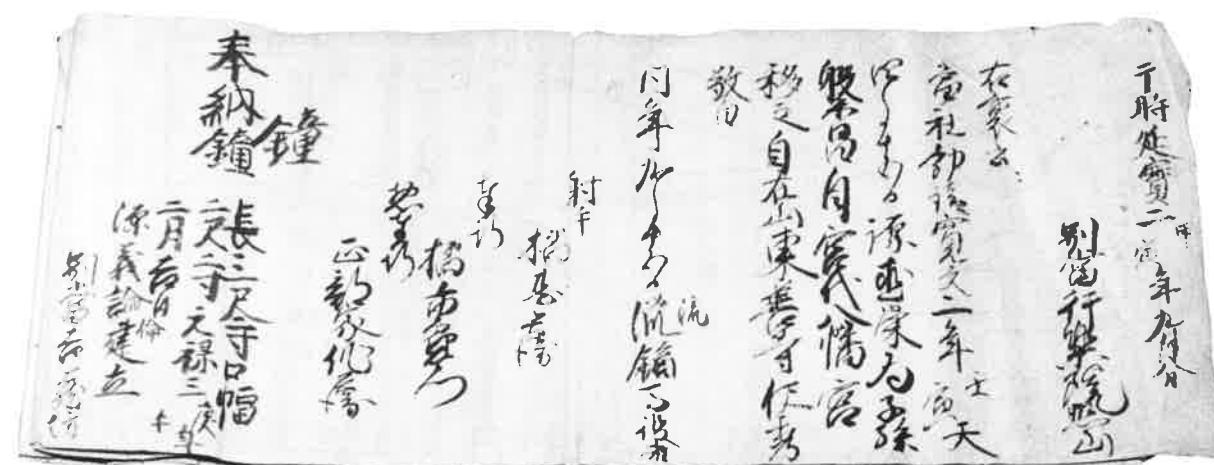
四戸三平記念碑



山奈宗真翁碑



稻 荷 社



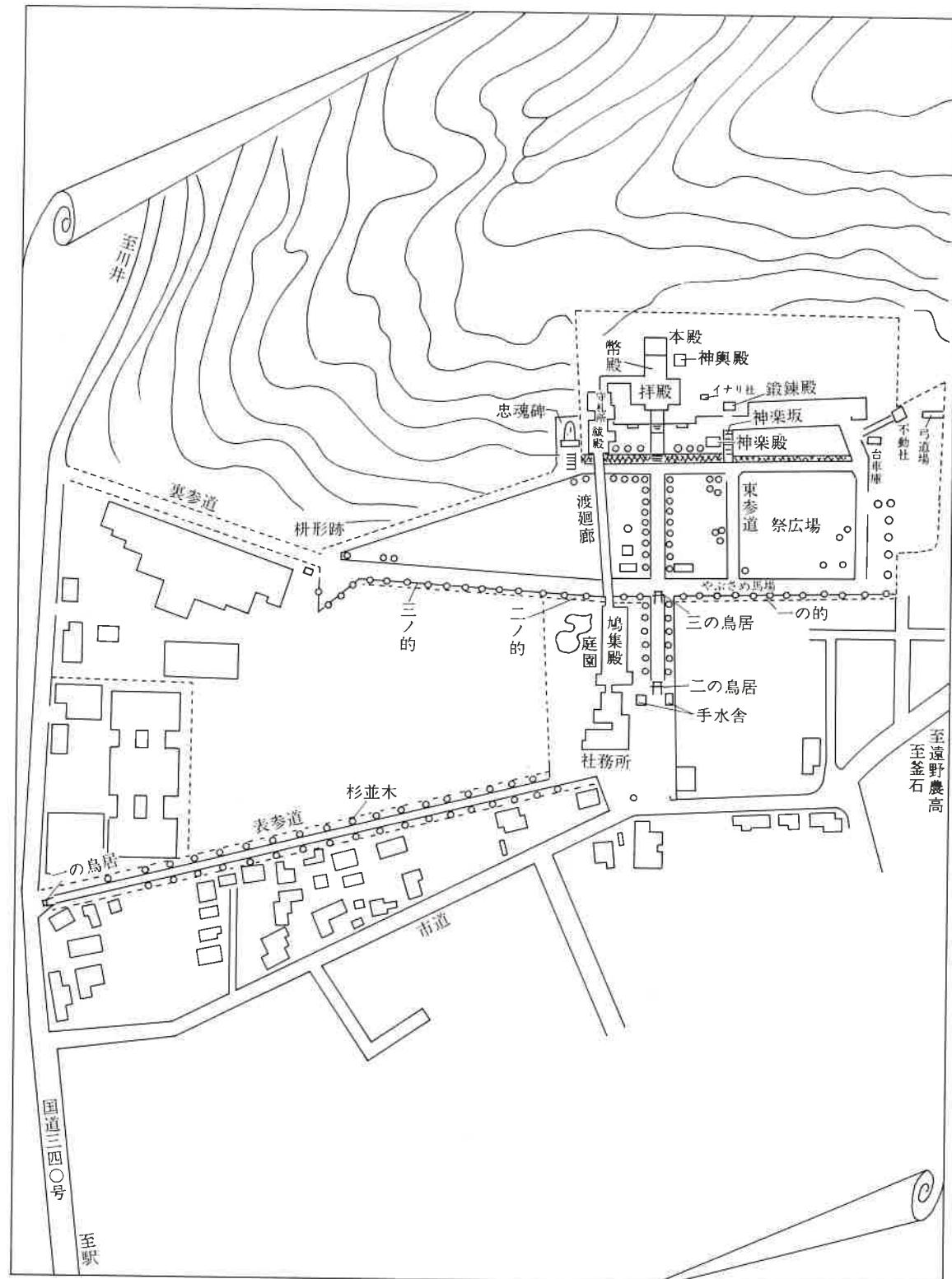
菊池照雄氏所蔵の良巣院由緒書上

目 次

第一 遠野郷八幡宮由緒	1
一、阿曽沼氏時代	17
二、南部氏時代	16
文献のない阿曽沼氏時代	15
創建年代はいつか	11
南部氏も厚く崇敬	11
南部氏と流鏑馬	9
遠野南部氏と流鏑馬	7
風雪に耐えた鳥居	7
神輿などの奉納者	7
八幡社は遠野八景の一	3
掲額などの由来	3
三、明治時代	1

遠野郷八幡宮由緒

発刊の辞
発刊を祝す



八幡宮が郷社に列格.....	17
町村制施行後の八幡宮.....	18
疱瘡の神である.....	18
四、大正時代.....	19
本殿と拝殿を改築.....	19
大正末期の神社財産.....	19
五、昭和時代前期.....	20
神楽保存会で植樹.....	20
戦時下敬神思想高まる.....	20
社務所新築に着手.....	20
六、昭和時代後期.....	21
終戦時の神社行政.....	21
神社境内地の払い下げ.....	21
神社名の改称と四柱祭神合祀.....	21
山奈翁の碑を建立.....	21
南部流鏑馬の復活.....	21
市道闊設計画に反対.....	21
日本刀を鍛造し奉納.....	21
拝殿等の改築新設事業.....	21
四戸三平記念碑など移転.....	21
35 31 30 30 29 28 28 27 26 26 25 24 24 24 22 19 19 18 18 17	
鐵製旗竿と幟の寄進.....	36
鳩集殿の建設と燈籠寄進.....	37
神輿の新調と諸工事.....	38
社務所を向側に移築.....	39
東参道整備と手水舎修復.....	40
神社所有地取得総括.....	40
当神社保管の棟札.....	41
顯功神社の創建.....	50
八幡宮遷社の請願却下.....	51
一代守護神殿を造営.....	55
八幡宮別当の八百年.....	56
一、山岳信仰.....	56
遠野の祭から日本の祭へ.....	56
源流は天ヶ森の山岳信仰に.....	57
阿曾沼氏勧請の宮代元八幡宮.....	59
二、山伏の存在.....	62
良嚴院、花嚴院の山伏両家.....	62
ゆりかごから墓場までの加持祈禱.....	63
山伏の加持祈禱.....	65

山伏たちの四季と生活

三、遠野八幡坊

羽黒山伏では最上位

八幡別当十石の重み

羽黒対本山派山伏のいざいざ

八幡宮の鐘つき

四、神仏分離

神仏分離の大波うける

幻の八幡神樂

参考文献

第三 祭典・行事及び神職	87
一、祭典と芸能	87
祭典	87
芸能	89
二、歴代神職及び別当	87
神職	94
別當	99
三、行事	89
行	94
事	99
四、神職	99
別當	102
五、祭典	108
編集後記	

遠野郷八幡宮由緒

岩手県遠野市松崎町白岩二十三地割十九番地に鎮座

祭 神 一、譽田別尊（應神天皇）

武神として名高く、勝負事の主護神。また安産の神。

一、大国主神

出雲大社分靈福神。商売繁昌、家運隆盛及び夫婦和合（縁結び）など司る。大黒神。

一、事代主神

恵比須神。海上安全・大漁の主護神。

一、少彦名神

医薬業を広め、薬師の神。病気平癒の祈願をかなえる。

一、御年神

五穀豊穣の主護神。

『八幡宮の由緒書』によれば、文治五年（一一八九）平泉藤原氏を追討した源頼朝が、従軍の武将阿曾沼廣綱に遠野十二郷を賞賜し、建保年中廣綱の次子親綱が横田の地に横田城（又の名を薬師城という）を築いて統治したが、阿曾沼氏は城の鎮守として、城の東北方（鬼門）に当たる光興寺字宮代に八幡宮を勧請して建立、阿曾沼氏代々が尊崇した。慶長五年（一六〇〇）阿曾沼氏が衰退した後、南部利直の所領に属し、寛永四年（一六二七）一族の南部直榮（直義）が陸奥八戸から転

封し、直榮が領内巡査の際に社領十石を賜わる。八幡宮は古來源家の氏神であるので、南部家の厚く崇敬するところとなり、直榮更に社地を驚岡（踊鹿）山の現在地に求め、寛文元年（一六六一）旧暦八月二十八日遷宮した。以後祭事を盛大にし、遠祖源頼義が鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮で行つた祭式にならい、九月十五日の例祭には流鏑馬（やぶさめ）を奉納した。明治維新後神社に社格が決められた際、当神社は郷社に列せられ、上閉伊郡旧遠野、上郷、青箇、土渕、松崎、附馬牛、綾織、小友、鶴沢、宮守、達曾部の一町十か村住民を氏子としたが、昭和二十年（一九四五）社会制度の変革により、神社は宗教法人神社宗教になり、社格は廃止されて諸社に編入された。昭和二十五年八幡神社と称したのを遠野郷八幡宮と改称し、翌二十六年二月神社本庁の承認を得て、出雲大社の特別の恩召しにより出雲大社分靈のほか前記神靈を合祀し、神社宗教の実を擧げるとともに、神威の弘布に努め、庶民の福祉増進に寄与してきた。

第一 遠野郷八幡宮由来

一、阿曽沼氏時代

創建年代はいつか

奥州の豪族藤原氏を滅ぼした源頼朝は、藤原氏の遺領を従軍の武将に与えたが、遠野十二郷を賜わったのが阿曽沼廣綱である。廣綱は遠野にはきておらず、遠野十二郷は次子の親綱に与え、親綱が松崎の光興寺の鶴音山中腹の護摩堂山に築城した。当時今の大崎の地は横田村といつたので、その城を横田城またの名を薬師城と称した。そして、阿曽沼氏は居城の東北方の大崎山に、八幡宮を勧請して城の鎮護とし、武運長久を祈念すると同時に、領民の守護とし心の拠りどころとした。しかし、その創建年代については判然とせず、神社の由緒書には次のように記述されている。

由緒 一

「後鳥羽天皇文治年中源頼朝阿曽沼廣綱ニ遠野郷ヲ賜ヒ建保年中其次子親綱移リテ薬師城ニ居リシ時勧請シテ城ノ東北ナル宮代山ニ鎮座シ奉リ其後南部利直ノ所領ニ属シ南部直榮（遠野）陸奥ノ八戸ヨリ転封セラレ領内巡檢ノ際社領拾石ヲ奉納シ氏神ト定メ崇敬最モ深厚ナリシガ直榮宮代山ノ社地狭ク又不便ナルヲ感ジ更ニ社地ヲ踊鹿山ニトシ広キ境内地ヲ設ケ社殿ヲ新築シ寛文三年遷宮式ヲ挙ゲ鶴岡八幡宮ノ古式ニ則リ流鏑馬ノ神事ヲ行ヘタリト爾來之ヲ恒例トシ例祭毎ニ領主親ラ参向シ或ハ御名代ヲ代參セシメ臣下ニ必ズ流鏑馬ノ技ヲ演ゼシメ祭祀ヲ盛大崇嚴ニ奉仕セリ明治五年郷社ヲ取据一町十ヶ村ノ氏子崇敬者ヲ有シ維新後モ流鏑馬ノ神事ヲ行ヒ町内（遠野

町) 及馬場巡リノ神事祭儀ヲ行ヒ近年馬場ニ於テ奉納馬術ヲ演ジ境内地狹ク盛典ヲ執行シ現在ニ至ル」。

由緒 二

「文治ノ年中源頼朝阿曾沼廣綱ニ遠野ヲ賜ヒ建保年中廣綱ノ次子親綱移リテ薬師城ニ在リシ時城ノ東北ナル宮代山ニ勧請セシト伝フ阿曾沼代々重ク崇敬セシカ慶長年中没落後南部利直ノ所領ニ属シ寛永四年南部直榮陸奥ノ八戸ヨリ転封シ領内巡檢ノ際社領拾石ヲ附セラル八幡宮ハ古來源家ノ氏神ナレバ南部家ノ厚ク崇敬スル所トナリ直榮更に社地ヲ驚岡山ニトシ寛文三年遷宮シ益々祭事ヲ盛ンナラシム遠祖頼義鶴ケ岡八幡宮ノ祭式ニ則リ流鏑馬ノ神事ヲ行ハシム明治維新ノ後郷社トナル」。

この二つの由緒によれば、文治年中に阿曾沼廣綱が遠野郷を賞賜され、建保年中に親綱が薬師城に移住し、八幡宮を創祀したようにも解される記述をしているが、親綱は薬師城すなわち横田城を築いたけれども、自らは遠野に定住しておらず、宇夫方廣房を代官として遠野地方を統治した—というのが郷土史研究者の一致した見解である。そこで、横田城の築城と八幡宮の勧請について、考察してみることにしよう。

頼朝から遠野十二郷を賞賜された阿曾沼廣綱が、遠野には赴任せず、代官として一族の重臣宇夫方廣房を遠野に差遣して統治させたことは諸文献で明らかであるが、廣房がいつ遠野にきて、どこに居住したかは記録がなくて明らかでない。廣綱は、建保年中（一二一三～一二一八）遠野郷を次子親綱に譲っているが、廣房は遠野地方統治の責任者であるから、それ以前に遠野にきており、恐らく文治五年かその直後と想像される。

次に、親綱が建保年中に父から遠野郷を譲与されたが、『遠野地頭阿曾沼氏伝記』によれば、「親綱、建保年中遠野に来り、初め今の松崎村大字駒木字堀合の豪族に寄食し、ここに仮館を築きしが、のち大字光興寺字横田に城を築き、横田城と称す」（要旨）と伝えている。また『土済今昔物語』によれば、「親綱、建保年中達曾部から馬越峠を越えて松崎村駒木に来り、堀合に仮住いし、二年後に護摩堂に築城、地名にちなみ横田城あるいは

護摩堂城と称す」（要旨）とある。更に、『遠野町誌』年表には「建保二年阿曾沼親綱護摩堂館を築く」とあり、宇夫方廣房の居住については、『綾織村郷土誌』に「建保のころ宇夫方廣房功あり、綾織村に封ぜらる」とある。

これらを総合すると、父廣綱から遠野郷を譲られた阿曾沼親綱は、すぐ遠野郷にきた。その道順は達曾部から馬越峠を越えて遠野に入り、駒木の堀合の豪族に寄遇して二年後に横田城を築いたーと解される。そうすれば、『遠野町誌』年表の建保二年築城と何年かのずれが出るが、これらの記録は後年のものだから、やむを得ないことかも知れない。

多田忠助宮司が遠野郷八幡宮に宮司として就任したころ、「阿曾沼廣綱の代官として赴任した宇夫方廣房は、堀合に館を築いて統治し、その時館の近くに八幡様を祭つたーと古老から聞いたことがあるが、昔は築城すれば大抵守護神を祭るならわしあつたから、この古老の談話は信をおけるものではないか。ただ、その古老は誰であつたかはつきり覚えていないが、阿部与次右衛門爺ではなかつたか」と語っている。

それに関連して、「堀合館跡に祠があつて、地元の人たちは館神様といつて尊崇している」（遠野郷八幡宮總代責任役員山口善太郎談）というので、昭和六十一年九月館跡を調査した。その時案内してくれたのは多田ハコ婆（八〇歳）で、この人は館神様の別当堀内秀夫家（家号を堀合という）の生まれで、多田家に嫁した人。

館跡は小高くなつていて、堀がはつきりしており、小川が流れている。館跡の東北端の堀の崖上に社殿が建つてゐる。地元の人たちは昔から「八幡館神様」として崇拜し、社殿の正面には巴の紋が彫られているが、この紋は八幡様の紋である。地元の人たちは、毎年お盆にはセカキ棚を設けて拝礼し、祭祀を欠かさないということである。今の社殿は大正十年一月新築し、一間半四面、扁額は「稻荷神社」となつてゐる。昔は、いまの社殿の所にあつた館神様の祠と並んで東南に稻荷社の祠があつたが、大正十年の新築の際に館神様と稻荷様を合祀し、「稻荷神社」としたららしい。したがつて、昔の稻荷社は今は無い。

神社内に棟札が一枚あつて、一枚は館大神の棟札、もう一枚は稻荷神の棟札で、館神様の棟札には次の記載が

ある。

(表) 武運長久

奉斎館大神天之御蔭日之御蔭止隱座須幸賜布所

邦家安靜

(裏)

大正十年一月十九日新に一間半四面乃神殿一字造當志底遷座式乎仕奉礼里

神職 菊池萬陸

願主 堀内長吉

棟梁 小原喜蔵

副棟梁 多田留吉

これによつて、館大神は八幡神であることは明らかである。

「昔は、この館付近を堀合といい、いつの間にか堀内というようになつたが、阿曽沼の殿様がこの地にきた時、私の実家である堀合に寄食して横田城を築いたと聞いている。私の子供のころまで誰も入らない一部屋があつて、そこには煤けた竹の行李が八箱あり、それに巻物がぎっしり入つていて、それがどうしたのか今はない。それがあれば、昔のことがもつとわかつたかも知れない」と多田ハコ婆が話していた。

そこで、『綾織村郷土誌』の「建保のころ宇夫方廣房功あり、綾織村に封ぜらる」の記述は、恐らく代官としての功績と思われるが、文治から建保までの間廣房は、やはり堀合にいたではないか。親綱が初めて遠野にきた時、真先に駒木にきたのも廣房がいたからだ、との想定がなされる。

それから、八幡宮最後の別当職であった修法院貞觀の復飾願書では、八幡宮別当の始祖を文治五年としている。(後述「八幡宮別当の八百年」)。

以上のような考究から、八幡宮の創建は文治五年にさかのぼるのではないか。そのような考証から、八幡宮創建八百年としたのである。

文献のない阿曽沼氏時代

ところが、横田城は城地を山手に、武家住居や街地は猿ヶ石川を隔てて対岸に設けたため、川の洪水でしばしば交通が途絶したので、天正年間(一五七三—一八九年)に阿曽沼廣郷が横田城を鍋倉山に移したが、八幡宮もやはり洪水があれば往来ができなかつたことは、容易に想像される。後年のことになるが、八戸から遠野に転封して、現在の遠野の町づくりをした南部直榮が、八幡宮を宮代山から驚岡山に遷宮したのも、そのような交通事情を考慮したのであろう。

阿曽沼氏の遠野地方統治は四百年余りの長期に及ぶが、八幡宮に関する文献はほとんどない。

二、南部氏時代

南部氏も厚く崇敬

慶長年間、阿曽沼氏衰退後遠野郷は南部氏の領有に帰し、南部氏は初め城代を置いて統治したが、領民の人心が安定せず、他領から入り込んで略奪放火する者など絶えず、治安が乱れたので、藩主南部利直は八戸にいた一族の南部直榮(直義)を遠野に移封し、藩に準ずる特権を与えて統治させた結果、漸く治安も回復し、町づくりも順調に進んだ。直榮は、転封に当たつては大慈寺、対泉院などの寺院も同道して移り、元あつた社寺にも保護を加えて信仰を厚くし、特に八幡宮は源氏の氏神であるから、社地を賜わつて祭礼を盛大ならしめ、新しく社地を驚岡山に求めて宮代山から遷宮し、鶴ヶ岡八幡宮で創始し、八戸の櫛引八幡宮でも奉納していた由緒深い流鏑馬を、遠野八幡宮でも奉納した。

八幡宮の宮代から現在地驚岡への遷宮については、寛文三年との文献もあるが、同神社にある棟札によると寛

文元年八月二十八日とあり、遠野八幡宮に最初流鏑馬を奉納したのは寛文元年九月十五日で、この時の流鏑馬の奉仕者は総奉行正部家作兵衛、奉行橋市良右衛門、射手橋甚兵衛であった（棟札による）。この人たちは世襲で奉仕したようである。

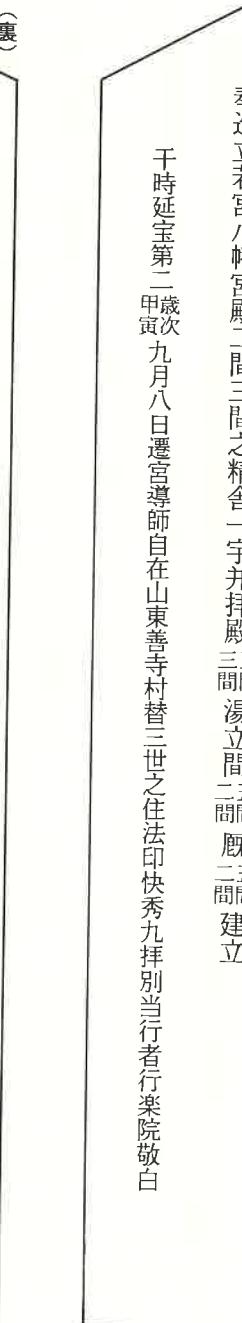
第一号傍証棟札

(表)

抽籠志故精誠意趣者信心大檀那源義長武運長久息災延命子孫繁昌郡中安全万民豊饒之所也

奉造立若宮八幡宮殿 一間三間之精舎一字并拝殿五間湯立間五間廡二間建立

千時延宝第二歲次甲寅九月八日遷宮導師自在山東善寺村替三世之住法印快秀九拜別當行者行樂院敬白



宮代から現在地に遷宮する前、直榮が八戸から遠野に転封し、領内巡視の際に社領十石を賜わっている。また、南部氏が移封してからは若宮八幡宮と称し、その後いつのころからか詳かでないが八幡神社と改め、更に昭和

二十五年遠野郷八幡宮と改称した。

遠野南部氏と流鏑馬

当神社境内の馬場は、例祭神事である馬場巡りと流鏑馬が行われる場所で、面積は一万百七平方メートル（三千六十二・七三坪）、南端直線コース二百十八メートル（約百二十間）であり、これだけ広い昔ながらの馬場のある神社は全国二か所だけである。かつては馬場巡りと流鏑馬のほかに、この馬場で打球や競馬も行われたが、明治維新後武士階級の崩壊によつてすたれ、馬場巡りと流鏑馬だけが現在も行われている。馬場巡り神事は、当神社創建以来欠くことなく奉納されている全国的に珍しい行事だ、という。秋の例祭最終日の九月十五日町内渡御した神輿が本殿に還御したのち、再び出御して神輿を中心前に神職、氏子総代、あらゆる郷土芸能が従い、笛や太鼓の音も賑やかに踊りながら馬場を三回巡る神事で、近郷近在から出てきた参詣者は弁当や酒肴を持参し、家族総出で馬場に陣取り、神輿を奉拝し、郷土芸能を観覧する。

流鏑馬神事は既述のとおり、鎌倉鶴ヶ岡八幡宮に南部氏の遠祖源頼義の奉納にかかるもので、遠野南部氏第四代の祖師行が、八戸に根城を築くに及んで同地の櫛引八幡宮に流鏑馬を奉納し、更に第二十二代直義（直榮）が八戸から遠野に移封後は、遠野八幡宮に連綿として奉納してきた。その由来を尋ねると次のようである。

遠野南部流鏑馬神事は、建武二年（一三三五）八月十五日南部師行が鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮の流鏑馬を模して、櫛引八幡宮に流鏑馬を奉納したのが始まりである。

これより先、元弘の乱で南部総本家の盛岡南部茂時が、北条高時の滅亡に連座して鎌倉で討死し、盛岡南部氏は一時失権した。それで新田義貞とともに鎌倉攻めに功あつた南部師行が八戸に下向し、盛岡南部氏に代わって南部領を統治したが、その際盛岡南部氏没落とともに中絶していた櫛引八幡宮の祭典も復活し、流鏑馬を奉納執行したのであった。その後、足利尊氏が政権を握るに及んで盛岡南部氏も復活して南部領を統治することになり、したがつて櫛引八幡宮の祭典も主催することになった。しかし、正平二十一年（一三六六）盛岡南部守行は、遠

野南部信光に、「櫛引八幡宮の流鏑馬神事は貴家の創始であるから、今後も引き続いて従前どおり貴家で行うようだ」と譲ったので、遠野南部家では名譽のこととして従前どおり執行してきた。

さらに、寛永四年（一六二八）に遠野南部氏は八戸から遠野に移封を命じられたが、盛岡南部利直は「櫛引八幡宮の流鏑馬だけは、従前どおり貴家で行うように」と重ねて譲ったので、その後もわざわざ遠野から三戸に出張して流鏑馬を奉納した。したがって、遠野南部氏は毎年八月十五日には櫛引八幡宮で、九月十五日には遠野八幡宮で流鏑馬を奉納執行して、明治の武士階級廃止まで連綿と続いたのである。

南部流鏑馬は、例祭前日夕刻の川原祓いの儀から始まる。すなわち、行事に従事する人馬がそろって早瀬川原に行き、川水をもって人馬ならびに用具を祓い淨め、その夜は神殿に参籠する。いよいよ当日になると、神前の儀から始まる。まず総奉行は射手を従えて神殿に昇り、神前に供えた矢を神職から授けられ、次いで乗り出しの場所で一夜酒、西瓜を賜わり、弓に弦（つる）を張る。それから馬場淨め、馬場入りの儀に移り、まず神職が榊（さかき）をもって馬場を祓い淨めると馬場入りとなり、太鼓役を先頭に記録役一名、総奉行、乗出役、乗止役、射手奉行、介添奉行、的持役が三組その後に続き、矢拾役とおのの従者を従え、列をつくって入場する。

そして行列が馬場を一周すると、総奉行が馬場尻の席に着くのを合図に各役はおのの持場に着く。それが終わるのを待って総奉行が、「南部神事流鏑馬始めませ」と開技を宣する。すると乗止役は青扇を開いて、乗出役に発馬よしの合図をする。これを受けて乗出役は赤扇を上げて了解を告げるとともに、太鼓を三連打させて開技を合図し、白扇を上げて射手奉行に発馬を命じる。すると射手奉行は直ちに馬腹を蹴って発進する。そして一の射手奉行が三つの的を射終わると、介添奉行は日の丸の扇を開いて両手を上げ、「よう射たりや、よう射たりや」と連呼しながら、その後を追う。かくて、三人の射手奉行がめいめい三回流鏑馬を繰り返したのち、三の射手が三つの的を射終わったのを合図に、総奉行は席を立って乗り出しの方に向かって進むと、各役も皆席を立てその後に従い列をつくり神前に礼拝したのち、太鼓を合図に静かに退場して流鏑馬の終わりとなる。（遠野南部

部流鏑馬保存会吉田政吉理事の解説から）。

流鏑馬は昭和五十四年に無形文化財として、また馬場は同五十六年に有形文化財として、それぞれ遠野市から指定された。

風雪に耐えた鳥居

社務所前の赤い大鳥居は、遠野南部氏が八戸から遠野に転封してから、寛文初年宮代にあつた当神社を現在地に遷座した時に建立したと伝えられており、約三百二十一年経過していく既に腐朽甚だしく、建て替えの話もあつたが、材質は杉材の赤身で廃棄するのは惜しいので、昭和五十三年から大修理に着手し、五十五年朱塗りをして修理を完了した。しかし、未だに柱面に凹凸のあるのは、永年風雪に耐えてきた証である。その前の花崗岩の橋は、奉納者が六人ほどであるが、奉納者の氏名は川村尚之丞、上沢屋惣一が読み取れるだけである。

表参道入り口の国道三四〇号（遠野一川井線）脇の花崗岩の大鳥居は、文久壬戌七月吉日に笛村安之助、舛屋忠右エ門、村上長右エ門、山尾孫十、新張長吉を願主とし、四十五人が寄進したもので、石工は川上三五之丞である。当神社境内入口には、二か所の枒形があつたと伝えられる。枒形というのは、柵要地に入る道路を一直線ではなく、直角に二か所で曲げたもので、古来城下町の外縁防禦のため、主要道路入口（同心町。遠野では上同心、下同心、中同心があつた。）の一種の迷路である。

当神社の祭典に、競馬の行われたことは諸書に見えるが、競馬のコースは、馬場の東端の土堤の切れている所から南進し、菊池別当（社守）先の北側辺を西進し、それから北上して馬場西端の土堤の切れている所から馬場に入る、ほぼ矩形の道順であったと故菊池福蔵社守が語っていた、ということである。また、白石曰吉宅の前から早瀬川原の砂利を敷いたと見られる跡があるというが、これは競馬のコースだったことをうかがわせる。

神輿などの奉納者

『遠野古事記』に、要旨次のような記述がある。「八幡宮は阿曾沼氏が宮代に勧請し、毎年八月十五日祭礼を

行ってきたが、阿曾沼氏没落後は祭礼も絶えたといわれる。直榮様移封後の寛永六年（注・一六二九）社領十石を寄進され、以前のように祭礼するように別当に仰せ付けられた。ところが、猿ヶ石川の洪水で参詣人が難渋するので、寛文三年現在地にお宮を造営して遷宮し、祭礼は毎年九月十五日と定め、祭礼の初めには流鏑馬を奉納した。そのころ祭礼には旗一本もなかつたが、元禄（注・一七八八—一七〇三年）の末ころ、お慶様（遠野南部第二十五代利戱公奥方）から御旗一本奉納された。それから旗の奉納があつた。猿田彦（注・誉田別尊）の面は正徳年中（注・一七一一五年）一日市町六右衛門（常宇嫡子）が奉納、神輿は延享二年（注・一七四五。村賢吳服店所蔵『家訓由緒記』によれば享保五年となつてゐる）一日市町六右衛門（常宇嫡孫）、同六兵衛（常宇二男）が奉納した。元禄の初めまで御神体がなかつたのを、義論様が弥陀の尊像を安置され、大鐘（治工盛岡住人釜屋五郎八）も奉納されたが、享保六年（注・一七二一）お堂の錠前をこわして御本体を盗み去つた者があつたので、亀徳院（信有実母）様が信仰の弥陀の尊像を御本体に奉納された。その後釜石浦鈴木屋治兵衛から御本体ならびに神器奉納の願い出があり、享保十五年三月八日遷宮したが、その時治兵衛奉納の品々は、應神天皇御束帶の尊像、三社御幡三旒、大御幣一本、神酒錫一对、壇御鏡一面（台添）、御簾一枚であつた。なお、六右衛門が神輿を寄進したことになんて、同人没後もその遺族が参詣に訪れないうちは、神輿が発御しない慣習が長く続いた、といわれている。

また、『穀町検断勤方記』（穀町検断佐々木甚右衛門手記）にも、「御神体の應神天皇像は、享保十四年釜石浦の鈴木治兵衛が奉納し、神輿は一日市町の六右衛門が寄進した」とある。

六右衛門が神輿を寄進した時の内容については、村賢吳服店所蔵の『家訓由緒記』に詳しく述べてゐるので、次に全文を抜粋する。

寄 進 覚

享保五年子ノ八月

八幡御輿寄進につき江戸にて細工の事、万屋彦右衛門世話にて出来、細工料大形金四十七両、別に細工人請取印紙あり、此節六郎兵衛殿並に六三郎登り申し候。尤関東屋又兵衛江戸迄遣わし、小物相調え江戸より釜石迄舟にて着ク、釜石より遠野東善寺迄惣懸り帳並に御堂建て候。入料御作事方よりの御印紙有り、委北左之通
一、四十七両外三二両 細工人 中原 吉右衛門
享保五年八月印紙 駒崎 茂市
渡瀬 勘兵衛

一、御輿堂作料但御堂十物代ハ親類より寄進有り
覚

一、十七貫六百一文 大工作料錢
一、米四駄一斗四升 同 斷
一、二十三貫二百五十一文 鉄金具代
メ四十九貫五百八十四文

右之通金田一伊太夫殿江差上申候。以上

丑ノ四月二十五日

御作事方 鳥屋部平右衛門 印
高橋 安右衛門 印

一日市町六右衛門殿

六郎兵衛殿

表書之通代物受相済まされ申候事

金田一 伊太夫 印

御神こし懸り □引覚

一、一貫八十文

御堂懸雇大工扶持米不足に付

一、二両

御みこし詰綿一本代

一、三両一步

白鳥八人前

十一匁四分

帷子八人前

一、十匁四分

但御堂江懸納

一、五両一步三匁

御みこし詰綿一本代

一、十四匁八分一厘

催紙十二敷代

一、一步五匁

鈴一ヶ

一、三分三匁八分

御神酒錫一対

一、二両二歩

御神こし出来候節万屋彦右衛門江謝礼として進物代

一、一步

江戸より銚子迄うんちん

一、三両

銚子より釜石迄うんちん

一、二貫八百文

釜石舟着江遣大橋迄人足錢

一、一貫文

大橋江源助を遣入用

一、四百文

大橋並ニ□□□ノ着払

一、一貫九百十五文

料理物代

一、五百文

東善寺へ麦代

メ十八両十四匁一步

右寄進親類殿六郎兵衛殿ト当分一割

金九両ト七匁五厘

六右衛門分

錢四貫四百六十四文宛

六郎兵衛分

一金十四両関東屋又兵衛ニ追て（以下不明）

則惣差引三百三十六文御渡申候。是にて相済申候。相違御座□□仰せ遣わされ候。

享保五年子ノ十二月二十九日 六郎兵衛 印

六三郎 印

六右衛門殿

右之通相下シ候得共□□を勘済致候。二月分寄進無之、御上様江献上仕り御上よりの御奉納ニ致置候事、誠ニ大量之人也。故ニ今御堂修復ハ御上ニテ成され候也。

一、御みこし守人、白鳥之者並ニ御神酒錫持人ハ手前より出候也。

（注・句読点は筆者）

また馬場の土堤が狭かつたため、見物の衆が難儀したので、寛政六年（注・一七九四）に穀町検断与兵衛が隠居を願い出、土堤の幅を一間に築き直して寄進した。この時の社寺奉行は中館円兵衛、清水伝助である。」と記されている。

『南部家文書』の「八戸家伝記」に「その後歳月を経て神殿すこぶる零落したので、延宝二年（注・一六七四）に再當の普請を企て、同年秋落慶した。」と記されている。

八幡社は遠野八景の一

そのほか境内には鐘楼もあって、鐘をついて時報を報じたらしいが、その鐘楼のあつた場所は知られていない。

八幡社の鐘は、遠野八景の一に「八幡晚鐘」として数えられ、「音高き 君の誓いの流鏑馬は 神の恵みに 入相の鐘」と歌がつけられている。遠野八景は、『遠野史叢』に載っていて二種あり、一つは『遠野八景名所記』

と題する宇夫方寂怡の撰になるもの（宝暦のころのものと思われる）。もう一つは“遠野城下細図”と題する和田元庵の撰になるもの（天保のころ）である。宇夫方寂怡撰遠野八景は、愛宕夕照、鍋倉晴嵐、加茂夜雨、待田落雁、大慈寺晚鐘、落合帰帆、六角牛秋月、大盛暮雪であり、和田元庵撰遠野八景は、愛宕夕照、小枕暮雪、六角牛秋月、鳶崎晴嵐、八幡晚鐘、加茂夜雨、落合帰帆、野田落雁であるが、元庵は安政二年改めて、六角牛峰秋月、八幡晚鐘、鳶崎晴嵐、猿ヶ石河花桜、小枕山暮雪、加茂夜雨、愛宕橋夕照、野田落雁としている。これにはいずれも狂歌を付し、城下産土神の宵祭には行燈の画材にした。

掲額などの由来

旧拝殿に掲げてある“八幡宮”的額は、「享保五^{庚子}歳七月五月八戸若狭信有実母龜徳院敬白」と裏に墨書があり、祈願成就のため奉納したものと思われる。“八”の字は鳩が向かい合った格好をしている。もう一面の“八幡宮”的額が旧拝殿に掲げてあるが、この額の由来は判明しない。

更に、旧拝殿前に掲げてある“八幡宮”的額は、嘉永五年（一八五二）に寿徳院が奉納したものと思われ、裏に「嘉永五^{壬子}寿徳院」と「細工人幸作萃保」の墨書がある。昭和五十七年八月穀町村上仏具店が修理した。この額には、“八幡宮”的文字の上下に上り竜・下り竜があつたが、下り竜が欠落し、上り竜だけが残っている。

今も拝殿に備えつけて使用している祭太鼓は、文政^{戊寅}（一八二二）に九月十四日大工町市右衛門、哲蔵の両名が諸願成就のため奉納したもので、このことは昭和五十七年九月太鼓張り替えの際、胴の内側に墨書してあるのを発見したことにより判明したものである。太鼓の張り替えは、福島県三春町の松島太鼓店に依頼して行つたが、その時の張替料は十一万円であった。

また直径二尺一寸の胴長太鼓は、綾織町中宿の及川政蔵が家内安全と平素の健康を奉謝して、その他の人々の協力のもとに、昭和五十四年元旦に奉納したものであるが、その時の拠出金は、太鼓代金として及川政蔵四十万

円、子息及川聖一二二十万五千五百円、松崎町八幡の常川左吉雄と妻典子各五万円、太鼓台代金として八幡の佐藤和治五万円（外田嘉太郎製作）で、合計七十五万五千五百円であった。そのほか猿田彦命のお面と、盾一对も常川左吉雄の奉納である。

なお、遠野郷八幡宮の鎮座する現在地は、南部直榮が宮代山から遷宮する前に、何か信仰の対象があつたと想像される。それは参道に現存する杉の巨木は、樹齢から推察して遷宮時に植えたものと思われず、もっと古くから植樹されていると考えられるからであるが、それについての文献はもちろん口伝もない。

三、明治時代

八幡宮が郷社に列格

慶応年代から討幕運動が激烈になり、明治になると討幕の兵を起こし、元年（一八六八）一月に征夷大将軍徳川慶喜の官位を奪い、遂に慶喜は降伏して朝廷に恭順を表明するに及んで、三百年続いた徳川幕府は倒れた。そこで一月十五日王政復古の宣言を発し、閏四月太政官制を發布して新政府ができ、ここに庶政が一新、政治形態も社会組織も一変した。明治新政府は、神仏分離の達しを出し、伊勢皇太神宮を中心とする神道（大教）宣布の国是をとり、祭政一致を治政的根本姿勢として神社神道に手厚い保護を加え、政府に教導職ついで神祇官を置き、僧侶もこれに協力させ、神道施政を進めた。三年には神道を国教とした。更に四年一月社寺の所領を奉還させ、七月には從来の藩制を廃して府県制を施行し、三府七十二県が誕生した。去る元年に発令された神仏分離が五年に至って実施され、神仏混淆が廃止されたが、同年十月社格が設けられ、官幣社（大中小社）、國幣社（大中小社）、別格官幣社、縣社、郷社、村社、無格社の社格が決定し、当八幡宮は郷社に列格した。社格の決定により、大正二年以降供進指定村社以上の神社の祭典には国、道府県、市町村から供進使が派遣されて幣帛を供進し、祭典には学校の児童生徒が共同で参拝したが、この慣習は昭和二十年の太平洋戦争終結まで続いた。

町村制施行後の八幡宮

明治九年の社寺境内外官民取調帳によると、陸中国閉伊郡横田村白岩郷社八幡神社の現境内反別は一町二反六歩とあり、五年当時の神社建造物は本殿三間四方、拝殿三間×二間、廊下三間、神輿殿一間四方、神樂殿五間×二間半、厩五間×二間、そのほか拝殿前石段および大鳥居とある。この石段は崇敬者の寄進なようであるが、寄進者の氏名も年代も読み取れない。

明治二十二年（一八八五）四月一日に市町村制が実施され、白岩村、光興寺村、松崎村、駒木村が合併して松崎村になり、旧村名は大字名になった。その結果、当神社の所在地は上閉伊郡松崎村大字白岩第二十三地割三十六番地になった。同二十四年の神社建造物は神殿三間に二間、幣殿三間に一間半、拝殿七間に三間、神輿殿一間四方、神樂殿五間に二間半、神馬屋五間に二間半、境内三千六百六坪、信徒四千五百人と記録されている。

三十一年には全国神職会が設立され、神社祭祀に奉仕する全国組織ができた。

明治四十四年（一九一一）春、松崎村大字白岩第二十三地割字八幡三十五番（社務所前）の山林一畝十五歩を神社で遠野當林署から買い取った。詳細は、同年三月二十六日付の売買契約書で明かである。それによれば、土地価格は一円、登録税四銭で、同年五月三十一日神社財産として登記した。その時の神社側買受責任者は社司山名海見、社掌館林貢三、崇敬者惣代は細越徳治、多田五郎七、菊池万吉であった。

明治四十一年に、遠野町小林萬平から杉苗五百本が寄進され、四月十四日に植え付けた。

疱瘡の神である

古来、八幡神社は武神として広く武士が崇敬し、特に源氏の氏神とされてきたが、一方疱瘡の守護神としても、信仰を集めていたようである。藩制時代は境内に厩を設置し、神馬を繫養していた。ところが、明治になってから武士階級の廃止とともに、神馬の飼養は取りやめだが、馬に給餌するカイバ舟が暫くの間本殿の後ろに置かれていた。そのカイバ舟をかぶると疱瘡が軽く済むという伝説があつて、遠野地方だけでなく、遠く江刺方面から

まで疱瘡患者が参詣したという。

四、大正時代

本殿と拝殿を改築

大正二年（一九一三）に供進神社に指定され、三大祭日には供進使が参向して神饌幣帛を供進し、莊厳な祭典を執行するようになった。

同年春、山名海見社司のとき本殿ならびに幣殿の改築が行われた。このときの工事請負金額は一千四百九十円で、工事請負者は遠野町細越重吉であった。また、岩手県知事の改築許可書、工事請負契約書、松崎村長の木材伐採許可書など工事関係書類は、八幡神社に保管されており、次のようにある。

県知事の改築許可書

指令岩庶第二七八二号

上閉伊郡松崎村

郷社 八幡神社

明治四十五年六月二十五日稟請社殿改築ノ件許可ス

大正元年十月九日

岩手県知事 笠井信一印

松崎村長の木材伐採許可書

収第一〇六四号

明治四十五年七月二十二日 松崎村長

社司 山名海見殿外七名

枯損木伐採ニ関スル件

郷社八幡神社維持資産蓄積ノ目的ヲ以テ枯損木伐採願提出ノ処今般樹木ニ番号ヲ付シタル第一号ヨリ十号迄十本特ニ許可セラレ候旨其筋申越有之候条壳却代金ハ必ス基本財産ニ編入セラルベキハ勿論壳却ノ方法及伐採手続等相当御取極メノ上処分前予メ当職へ提出相成度此段申付候也

工事請負契約書

一 金千四百九十四円也 請負金額

此請負事項

一 郷社八幡社神殿幣殿建築一式

別紙仕様書之通

一 着手期限 大正二年五月一日

一 竣功期限 大正二年十月十五日

一 請負金額ノ授受ハ工事竣工受渡済ノ時

但シ出来高ニ応シ支払事ヲ得

一 請負人契約ヲ履行セサルトキハ保証人ハ全部責任ヲ負フモノトス

一 支様ニ対シ欠ル処アレハ凡テ手直ヲ為サシムヘシ其費用ハ右工事ヲ社司山名海見ヨリ細越重吉ヘ前記ノ金額ヲ以テ請負ハシメタルニ付契約ノ要件前記ノ通り相定メ当工事ニ関スル権利義務ハ明治三十三年岩手県告示第百十四号ニ準拠スル事ヲ契約ス依テ本契約書二通ヲ作り各一通ヲ領置スルモノ也

大正二年四月十六日

上閉伊郡遠野町 山名海見印

同 郡 同 町 細越重吉印

同 高橋善次郎印
松田万吉印

(以上文書の漢字は當用漢字に直した)

この改築によつて、旧本殿の建物は一日市町宇迦神社の本殿に移築されたが、その売買契約書は次のようにある。

建物売買契約書

岩手県上閉伊郡松崎村大字白岩 郷社八幡神社

一、本殿 三間二間 茅葺建具一切 但シ幣殿建物ハ除ク

此売買代金四十円

今般前書之通売買契約締結仕候ニ付テハ左記ノ事項ヲ承諾シ双方捺印ノ上一通ヅツ領置ス

大正二年四月二十三日

郷社八幡神社社司

売渡人 山名海見印

無格社宇迦神社崇敬者総代人

買受人 菊池千代吉印

記

一、契約保証金トシテ金四円ヲ買受人ニ於テ売渡人ニ提供ス

二、代金四十円ノ内金四円ハ契約保証金ヲ以テ充当ス残金三十六円大正二年五月三十日迄買受人ニ於テ売渡人ニ支払フモノトス

三、建物搬出期限ハ大正二年八月三十日限リトス

四、建物ハ代金完済後ニアラザレバ搬出スルコトヲ得ズ

五、買受人ニ於テ不可抗力ノ場合ニヨリ搬出スルコト能ハザル時ハ遲滞ナク其ノ事由ヲ陳ベ売渡人ノ承諾ヲ受
クベシ

六、契約ニ還背シタル時ハ契約保証金ハ買受人ニ還付セザルモノトス

七、売渡以外ノ物件ハ損傷スペカラズ若シ損害ヲ及シタル時ハ指定ニ従ヒ弁償支払フモノトス 以上

次いで、七年菊池萬陸社司のころ拝殿の改築工事が行われた。この時新築された拝殿は、いま新拝殿の西側に移築してある建物である。この新築工事の請負者は青笹村青笹の三松嘉助で、工事費は千五百円であった。この時石段の修理も行われ、菊池権太郎に二十一円支払っている。

松崎村高場にあつた日清・日露両戦役の戦病没者及び河内艦遭難者を顕彰する忠魂碑（大正十年十月三十日建立）を、昭和三十八年五月五日神社境内北側隣接地に移転建立した。この土地は新張の鈴木耕一が五十坪を、松崎村英靈顯彰会に寄付したもので、その後日支事変及び大東亜戦争、太平洋戦争の戦病没者も合祀した。

また、表参道市道入口の“郷社八幡神社”の花崗岩の社標は、東宮殿下（今上天皇）御成婚記念として大正十三年一月二十六日青笹村多田松右衛門が建立したもので、文字は時の社司菊池萬陸の筆に成るものである。

大正末期の神社財産

大正十四年（一九二五）三月五日付をもつて、当八幡神社社司菊池萬陸から、時の松崎村長葛巻誠三にあてた神社財産報告書は次のとおりである。

境内地 四千五十坪 境外地 一畝十三歩
社殿その他建物

（名称）	（坪数）	（建築年月日）	（建築費）
本殿	六	大正元年 一月十日	一、二五〇円

幣殿 一〇・五 大正一年十一月十日 二五〇円
拝殿 二 大正八年 六月一日 一、〇九六円
神輿殿 六 享保五年九月

氏子及び崇敬者

遠野町、松崎村、土渕村、附馬牛村、青笹村、上郷村、綾織村、小友村、鱒沢村、宮守村、達曾部村一円で四千五百戸（遠野町一、二六〇、十か村三、三四〇）である。

経費

基金 金額 四六四、七一〇円 預託所盛岡銀行

本年度予算収入 七七六、五二〇円 同 支出 七七六、五二〇円

前年度決算収入 七七四、三二〇円 同 支出 六七三、九四〇円

備品及び芸人

（名称）	（設備年月）	（価格）	（奉納者）
神輿	享保五年八月	五〇両	二代村上六右衛門
石垂表	文久二年七月	九〇円	代表村上長右衛門
神鏡	大正八年九月	一三〇円	裏町一同
楽太鼓	" "	八五円	穀町一同
紅白幕	" "	九四円	新町一同
神社付属芸人	八幡神樂	菊池長福 獅子踊 菊池徳右衛門	
町村長			

遠野：柳田豊治 上郷：荻野祐次郎 青笹：桜井興造 土渕：阿部享太郎 松崎：葛巻誠三 綾織：照井貞次

郎 鮎沢・菊池東吾 宮守・太田代作太郎 達曾部・畠山喜三郎

大正九年四月十五日に旗二旒が松崎村白岩市郎から、同十一年九月十日に名入りの大額一面が中居幸一・大塚勇二の両名から、それぞれ寄進になっているが、この額はあるいは前に出ている由来不明の額かも知れない。同十五年九月十四日に旗棹（さお）一本が遠野町菊池善太郎から、同年九月十五日には白丁上下十組が土渕村山口佐々木多満一から、それぞれ奉納された。

五、昭和時代前期

昭和時代は、終戦を境に終戦までを昭和時代前期と、終戦以後を昭和時代後期とに分けて記述する。

神楽保存会で植樹

昭和に入つて四年に、八幡神樂の保存組織である神樂神誠会では、神社境内地三反歩余に杉苗千五百本を植栽した。この土地は、以前に新張の鈴木榮一から寄付され、境内地に編入になった場所である。この時の植林記念碑が拝殿脇に建てられている。

同年九月十五日に平野瓦工場など松崎村白岩部落一同が、陶製狛（こま）犬一対を奉納し、拝殿前の玉垣の下にコンクリートの台座を造つて設置した。陶製の製作者は沼田三次郎である。九年九月十五日、葛巻誠三ら四十四人が馬場中央参道脇に花崗岩旗桿一対を寄進した。その前年八年九月十五日同じく葛巻誠三ら四十五人が、これに掲げる旗を寄進した。石工は小松三千松である。同年旧九月十五日に古峯山碑が社務所前に建立された。昭和五十九年社務所の移築によつて現在地に移転した。

戦時下敬神思想高まる

昭和になると、軍部とくに陸軍の勢力が強大になり、中国大陸への進出が顯著になる。六年中国満州（今の中國東北部）において中国軍との衝突が起り、それが満州事変へと移行し、遂に七年三月日本陸軍により満州国

が樹立され、わが国が準戦時態勢に覆われるようになる。そして十二年七月、中国北支に駐屯していたわが陸軍と、中国軍とが蘆溝橋畔において戦火を交え、それが支那事変へと発展、わが国政府の不拡大方針にもかかわらず、戦火は陸軍の独走により中支、南支へと飛び火し、中国との全面戦争になり、遂に十六年十二月八日、米英仏蘭を敵とする運命の大東亜戦争（太平洋戦争）へ突入した。

昭和十三年に青笹村鳥小屋の多田松右衛門が国道三四〇号脇の表参道入り口の石の大鳥居脇の花崗岩社標（遠野郷八幡宮）を奉納した。社標の裏面に次のように刻まれている。「昭和十三年郷社八幡神社ト云フ社票ヲ庄之助父松右衛門奉納ノ處制度改制ニ依リ改造 創立七百七十年記念奉納者多田庄之助妻ミヨ遠野市青笹町 昭和三十年九月十五日 宮司多田忠助」。

わが国が準戦時態勢に入り、次いで戦時態勢下に移行するに及んで、出征将兵の武運長久と戦争必勝を祈願する敬神思想が大いに高まり、神社崇拜が盛んに行われた。しかし、十七年ころから敗色が濃くなり、遂に力尽きて二十年八月十五日わが国の無条件降伏により、三年八か月に及ぶ太平洋戦争の終結をみた。戦時中、当神社への参拝は文字どおり踵を接するの概があった。

社務所新築に着手

戦時中、当神社の県社昇格の儀が持ち上がり（そのころ南部神社では別格官幣社への昇格運動も始まる）、そのためには神社としての建造物整備が必要なので、社務所を新築することになった。敷地は、朱塗りの大鳥居前（現社務所の向かい側、社務所は昭和五十九年春にそのまま移転した。）で、神社所有地に加えて一部約八十坪は氏子総代菊池利助所有地を借用したものであった。当時の社司菊池萬陸（昭和二十年六月物故）と、氏子総代責任役員佐藤貞晴が主としてその衝に当たり、建築は附馬牛の井手兵右衛門が請け負い、同村佐々木松太郎が工事に当たり、十八年に着工したが、物資の極度に不足していたころだったので、工事は思うように進まず、完成は終戦後に持ち越した。しかし、この時の功が認められ、佐藤貞晴が神社本庁から表彰された。

終戦当時この社務所は骨組みだけで、二十一年十月に就任した今の宮司多田忠助がそのままでは入居できず、一室だけを板張りして仮住居を造り、苦労を重ねて建築物資をかき集め、二十三年に一応の完成を見た。

そのほか、昭和時代前期には二年九月十日に大提燈一個が遠野町佐々木勇から、八年九月十五日御籤(くじ)用具一式が遠野町半沢文治から、十年九月十五日に莫産十枚菊池ハツ・菊池キノ・北村伍八・千葉喜右衛門から、それぞれ奉納された。

六、昭和時代後期

終戦時の神社行政

昭和二十年（一九四五）八月、広島と長崎とに相次いで米軍による原子爆弾の投下と、ソ連の日ソ不可侵条約の一方的破棄（対日宣戦）により、わが国は力尽きて連合軍のポツダム宣言を受諾し、十五日第二次世界大戦が終結した。

戦後は、わが国が未曾有の占領下に置かれ、本県にも占領軍が進駐したが、その時進駐軍が目星しい物を持ち去るとの噂が立った。そこで、八幡神社の御靈代（みたましろ）を宮代の氏子総代浜田久之助（現主麟太郎祖父）宅に一時隠匿した。しかし噂のようなこともなく済んだので、御靈代は三十一年の例祭直前に神社に復帰した。

占領下におかれたわが国は、約八十年前の明治維新にも匹敵する大変革が行われ、いわゆる民主主義下の諸制度が実施され、二十一年日本国憲法が公布になり、二十二年からこの新憲法が施行された。宗教界においては神道の国教化が廃されて、神社神道は宗教神道になり、神社への國及び地方自治体からの公費支出が厳禁され、一般宗教の取り扱いになった。神社経営は宗教法人によるものとされ、神社の財産は改めて政府に届け出、許可を受けて法務局に登記された。

神社境内地の払い下げ

当神社の境内地払い下げの手続きは、昭和二十一年十月十五日宮司に就任した多田忠助によつてなされたが、この手続きは煩雑で随分苦労した。すなわち終戦後從来国有地であった各神社の境内地は、神社で期限内に払い下げ手続きをすれば、無償で払い下げるという通達があつた。そこで、各神社とも一齊に手続きを開始した。払い下げの条件は、従来の境内地の実測面積に、確かに境内地であつたことの証拠を添えて手続きをする段取りであつたが、当神社の境内地は面積が広く、財務局の岩手出張所では扱えないため、仙台の東北財務局扱いとされ、証拠をそろえるために幾度も県庁に出向いて調査をし、一方隣接地の地主立ち合いのもとに実測し、それに村議会の決議を添えなければならなかつた。

ところが、神社の境内地や表参道・裏参道には国有地としての道路（俗に赤線といわれる道路）が含まれていたが、当時の松崎村議會議員の中には、その赤線地をそのままにして手続きする意向の議員がかなりいたので、村議会の決議が神社側としては不利な結果を招くとみた多田宮司は、東北財務局に行つて相談したところ、赤線区域は町村道路でないとの証明書をつけてこい―というので、時の松崎村長中居朝男の証明をとり、昭和二十三年三月三十日付をもつて「社寺等国有境内地譲与許可書」を提出し、国有財産の譲与を許可するとの二十六年四月十日付をもつて、東北財務局長前田正夫名義の許可書を得て、二十七年二月十八日登録した。その時の当神社境内地（岩手県上閉伊郡松崎村白岩第二十三地割十九番地所在）面積は、次のとおりである。

建造物用地

九七二・二六坪

儀式又は宗教行事用地

三、〇五七・三七坪

参道用地

一、三九一・一四坪

前各項の地上定着物

三六九・五九坪

計 地 上

五、四二一・七七坪

以上のように手続きが許可になり、旧藩時代の南部公統治そのまま境内地として維持された訳で、表参道・裏参道も馬場も境内地として維持することができた。そして、二十七年十二月二十九日宗教法人として設立登記した。

なお、その時の当神社は次のとおりであった。

境内敷地 五、四二一・七七坪

神 殿 三間四方

幣 殿 三間四方

拝 殿 三間×七間

神 輿 殿 三間四方

二十二年九月二十一日遠野町国久萬次郎ら七人が、社務所前朱塗り大鳥居前のポンプ井戸を掘って寄付した。

神社名の改称と四柱祭神合祀

当神社の職員は、従来は社司、社掌各一名であったが、戦後は神社制度の改革により宮司、祢宜各一名、権祢宜若干名になり、宮司には多田忠助、祢宜には前川六之助が就任した。

次いで、二十五年には八幡神社の社名を「遠野郷八幡宮」と改めた。更に、翌二十六年には神社本庁の承認を得て、出雲大社の祭神である大国主神の分靈と、事代主神、少彦名神、御年神の三柱を合祀し、従来の祭神誉田別尊に加えて五柱の祭神になつて、現在に至つている。

山奈翁の碑を建立

昭和二十五年上閉伊郡町村会が中心になつて、山奈宗貞翁碑が境内馬場に建立された。山奈翁は、遠野地方における農畜産業及び教育文化等の大先覚者で、先祖はもと奥寺を氏としたが、寛永四年（一六二七）領主南部直

榮公とともに遠野に移つた。翁は弘化四年（一八四七）生まれ、幼名を喜四郎といい、のち惣馬と改めた。明治維新後に氏を山奈と改め、下閉伊郡小国村に白見牧場を開いたのを始め、上閉伊郡内各地に牧場を開設、アメリカから乳牛を導入するなどして牛馬の改良増殖に努め、養蚕を奨励し、また日本各地を巡歴して先進地の風物を取り入れ、洋菜を栽培し、遠野に農業試験地を設置した。そのほか教育にも熱意を注いで小学校開設に奔走、また鍋倉神社（後に南部神社と改称）創建にも尽力した。明治四十二年（一九〇九）六十六歳で没した。翁の数々の功績を顕彰するために碑を建てたが、この建碑の年は国鉄釜石線全通の年であった。

南部流鏑馬の復活

昭和二十八年になって南部公入部以来奉納されていたが、明治初年武士階級の廃止などによつて奉納が途絶えていた、由緒深い流鏑馬（やぶさめ）が復活した。多田宮司が途絶えていた流鏑馬の復興を志し、流鏑馬が江刺郡梁川村に伝承されていることを聞き、二十八年正月宮司が梁川を行つて伝承者大槻太郎兵衛を訪れた。当時は今のように自動車が普及していかつたので、釜石線晴山駅から雪道を徒步で梁川に行き、大槻に遠野にきて伝習することを懇請した。これに応じて大槻太郎兵衛は同年四月二十一日から三日間当神社社務所に滞在して伝習したが、二十二日には弁護士泉国三郎（弓道師範）、遠野土建会社社長工藤千蔵（後の遠野市長）、遠野町長平野三夫をはじめ流鏑馬従事者が參集して遠野流鏑馬会の発会式をした。

この時のことを見たが、白衣に袴を着用していたところに一匹の蛇が出てきたので、その後をつけて行つたら本物の竜になつた神夢を見せられた。それで流鏑馬復活が成功すると思つたーと述懐している。

ところが、大槻太郎兵衛の伝えた流鏑馬は伊達藩に伝わる流儀で、南部藩に伝わる流鏑馬とは違つていた。どうせ復活するなら、南部流を復活すべきだーとの意見が出て、盛岡八幡宮で奉納している流鏑馬を習うことになつた。そのころ盛岡八幡宮でも途絶えていた流鏑馬を二年ほど前から復活して奉納していたので、県世話課長新藤

多喜男、盛岡流鏑馬会名久井八兵衛、盛岡八幡宮總代坂牛隆造を遠野に招いて習い、一方當時遠野高等学校教諭をしていた伊藤英造を煩わして南部流鏑馬の由来などを調べてもらい、研究を重ねて二十八年秋の例祭から奉納した。その後、乗馬の不足や経費の不如意から継続が危ぶまれたこともあったが、従事者の熱意と神社側及び市当局、市民の援助によって、「遠野南部流鏑馬保存会」を結成し、一年も休むことなく例祭には神事として奉納を現在に続いている。この流鏑馬の復活には故菊池輝吉、照井栄蔵の尽力が大きかった。二十八年九月十五日の例祭に復活第一回の流鏑馬神事を奉納した時は、馬場に集まっていた参詣の群衆は、初めて見る勇壮な妙技に大いに感嘆した。なお、毎年の記録は保存会幹事長菊池武雄が保管している。

市道開設計画に反対

議員発議によって国会で成立し、昭和二十九年五月から施行された町村合併促進法に基づいて、全国的に大規模な町村合併が行われ、二十九年十二月一日遠野、綾織、小友、附馬牛、松崎、土渕、青笛及び上郷の一町七か村が合併して遠野市の誕生をみたが、その結果遠野郷八幡宮の所在地は、遠野市松崎町白岩二十三地割十九番地になった。

馬場入り口参道のコンクリート製鳥居(第二鳥居)は、昭和三十年九月十五日亥年生まれ一崇敬者の奉納で、製作者は山口善太郎である。

遠野市が発足して間もない時期、すなわち初代佐々木三和吉市長の時、市では今の国道三四〇号の農協倉庫付近から遠野農業高等学校前に通ずる道路開設計画を打ち出し、神社に同意を求めてきた。この道路ができると、表参道が二の鳥居と三の鳥居の中間、今の五葉松付近で中断されて神社の莊嚴が著しく害され、ひいては神社の発展が阻害されるので、神社では氏子総代会で否決して反対したため、市ではこの計画を取りやめた。

日本刀を鍛造し奉納

近年、日本刀を鍛造する刀匠が次第になくなっている現況なので、当地方唯一人の刀匠である市内新町の刀匠

菊池清太郎（刀匠名海雲斎国寿）が、日本刀を鍛造して八幡宮に奉納することになり、三十一年四月拝殿の東側脇に日本刀鍛造殿を新築し、神樂殿にこもり潔斎して五月五日火入式を行い、半年がかりで御神刀として日本刀一振りを鍛えて、同年十一月二十五日奉納式を行った。この時向鍼を打ったのは息子の菊池秀雄、同小三郎の兄弟であった。日本刀鍛造後もこの鍛鍊殿は現地にそのまま残し、ここにその時使用した道具類一式を保存している。鍛鍊殿の建築は基礎から架梁まで菊池弘、屋根は山口善太郎が当たった。

社務所前の手水舎一棟は、沢村幸太郎が建設して三十四年九月十五日に奉納したもので、当時の価格で三十五万円くらいと見積もられた。なお、この手水舎の土台石四個は石工藤谷藤太郎の寄贈である。その後五十五年九月十五日多田宮司が手水石を奉納した。石の代金は六万円、小水内茂一が細工し、その細工料五万八千円であった。

三十五年、当表参道入口脇で製瓦工場を經營していた平野五郎（その後盛岡に転出）から、神社の水源地十坪を寄付された。この水源地は、その昔祭典に水垢離をとつて奉仕した由緒の場所で、この水を汚すとたたりがあるといわれた所。神社では早速この場所を掘つたところ清冽な水が湧いたので、ここを整備して引水し手水舎、飲用水や社務所の使い水として使用している。この土地は同年十月二十一日登記した。

拝殿等の改築新設事業

昭和三十九年（一九六四）から四十二年にかけて拝殿・幣殿の改築、玉垣新設の事業が行われた。これは、八幡宮創建七百八十年・現地遷宮三百年記念事業として行われたもので、三十九年十一月八幡宮創建七百八十年・現地遷宮三百年記念事業奉賛会を結成し、会長に遠野土建株式会社社長工藤千歳（後に遠野市長）、副会長に遠野市議会議員鈴木兵作、同菊池儀介、常務理事に宮司多田忠助、氏子総代責任役員佐藤貞晴、同千葉徳三郎、監事に市議会議員柴又好三ほか一名、会計に多田勝一、事務担当に菊池留雄を決め、直ちに工事に着手し、四十三年九月大工事を終えて落成した。この時の工事は、拝殿・幣殿の増改築、玉垣の新設のほか、旧拝殿を新拝殿

の西側脇に移して新拝殿とを結ぶ廻廊を新築する工事及び境内整備で、その概略は次のようであるが、工事費はほとんど氏子及び市外有志の淨財（金品）によつた。

総工事費

一四、七〇一、四四八円

拝殿（基礎から架梁は鉄筋コンクリート、屋根は木造、陶瓦葺き） 四間×八間

幣殿（木造）

四間×六間
総延長二十五間

玉垣（花崗岩）

そもそも拝殿・幣殿は大正時代の建築で相当腐朽しており、これが改築計画は宮司多田忠助の久しい念願であった。しかし戦後の回復期でもあり、世情の推移を見ていた。昭和三十年に至り改築計画を打ち出し、時の市長佐々木三和吉を会長に推して奉賛会を結成して事業に乗り出したが、氏子総代が積極的でなく、この計画は中止のやむなきに至つた。

その後三十九年四月ころ、工藤千蔵遠野土建社長を訪問して、建設基金として沢村建設株式会社（社長沢村幸太郎）から百万円の拠出方幹旋を懇請した。たまたま同年五月七日夜のこと、多田宮司がある上棟式の違い餅の三度目が自分の胸に納まつた靈夢を見せられ、これぞ神のお告げであるとし、この事業計画成就の確信を得、程なく料亭みず本において工藤・沢村両社長と多田宮司の三者会談が行われ、ここで沢村建設社長から百万円寄付の確約を得た。早速三十九年八月氏子総代役員会を開き、次いで総代会議を開いて、工藤遠野土建社長を会長として奉賛会を結成、建設事業を進めることを異議なく決定し、同年十一月六日“遠野郷八幡宮創建七百八十年・現地遷宮三百年記念事業奉賛会”結成した。ここで一千百万円の予算をもつて事業計画を進めることになり、趣意書、事業計画案、賛同者待遇内規などや役員を次のように選任した。

総裁 南部日實
会長 工藤千蔵

副会長 鈴木兵作 菊池儀介

常務理事 佐藤貞晴 千葉徳三郎 多田忠助

監事 山尾判司 柴又好三 菊池源藏（山尾判司程なく死去による後任）

理事 五十八名

委員 百九十六名

幹事 多田勝一（会計） 前川六之助（庶務） 菊池留雄（書記）
更に建設委員を次のように決めた。

委員長 工藤千蔵

委員 鈴木兵作 菊池儀介 沼田三次郎 沢村幸太郎 佐藤貞晴 千葉徳三郎 山口善太郎 照井元八
三浦徳次郎 多田勝一 多田忠助 菊池源藏

かくて奉賛会が結成され、早速工藤千蔵会長、鈴木兵作・菊池儀介両副会長、多田忠助宮司、多田勝一会計が上京して大口寄付募金に乗り出し、三十五万円余りをまとめた。ところが、同年十二月末思いがけない沢村建設の営業頓挫を招いたが、しかし沢村建設の本事業への熱意によつて、本事業にともされた火は消えることなく、事業の完成を見たことは決すべからざる功績であった。その後遠野・宮守の氏子はもとより、それ以外の賛同者からも淨財を仰ぎ、四十年十月二十四日起工式、四十一年十一月拝殿上棟式をして、工事は順調に進み、四十三年九月十三日落成式を行つた。玉垣築造工事などはその後も続いたが、計画どおりの工事が完成し、建設記念碑を馬場に建てた。三十九年十一月から五十年六月までの收支決算は、収入一四、七〇七、五七五円、支出一四、七〇二、四四八円であった。主なる事業費及び工事の概略は、次のようである。

四十年七月二十日入札

旧拝殿移築工事 小松義雄 一三三、〇〇〇円

旧拝殿造作工事 山口善太郎 三七〇、〇〇〇円

" 十月三日入札拝殿建築工事

基礎架梁工事 小泉利志美 五七〇、〇〇〇円

屋根構造向拝彫刻工事 山口善太郎 一、一五〇、〇〇〇円

屋根（瓦葺）工事 沼田三次郎 六三〇、〇〇〇円

" 十月二十一日小泉利志美拝殿基礎工事着工

" 十月二十四日拝殿工事起工式

四十一年二月八日拝殿大工工事着工

" 二月十九日玉垣・幣殿・石垣工事入札 松田建設株式会社 一、三八八、〇〇〇円

石工 山田 善六

" 六月二十四日本殿引き上げ工事着工 九月三日終了

十一月二十日拝殿上棟祭執行

四十二年四月二十五日～五月六日神輿殿移転工事

四十三年五月七日玉垣工事着工

" 五月二十六日拝殿左官工事入札 太田 恵造 三一〇、〇〇〇円

" 八月十三日拝殿工事終了

" 九月十三日落成式執行

四十五年 建設記念碑（贊助者を刻名）建立

なお、淨財の寄進は金銭だけでなく、建築材料としての木材の寄付も少なくなかった。もちろん木材の寄付も歓迎するところで、申し出のあつたところには多田宮司と、山口総代（責任役員）が出向いて用途別に選定した。

そして、これら寄進者は奉賛会の規定に基づいて、次のような区分で拝殿前の石の玉垣に、その芳名を刻んで謝意を表明した。

金十万円以上ないし相当額 正面親柱に

金五万円以上九万円以下ないし相当額 中間親柱に

金一万円以上四万円以下ないし相当額 その他の玉垣に

四戸三平記念碑など移転

馬術師四戸三平記念碑が、三十七年十一月東館町にあつた馬検場から当神社社務所前に移された。この記念碑は、四戸三平を顕彰するため門人である陸前国（宮城県）本吉郡唐桑村の石川清馬らが、明治十九年（一八八六）五月三日遠野の上組町駒形神社社頭に建立したが、のち東館町の馬検場敷地内に移し、二十九年十一月遠野市誕生で馬検場敷地が遠野市に買い取られたので、馬検場は新張に移り、この記念碑は当神社社務所前に移転された。四戸三平は天保四年（一八三三）遠野に生まれ、政之といい、のちに二馬と改めた。遠野南部氏の家士一和流馬術師範四戸仁喜太夫について馬術を学び、同家の養子になつた。のち心強流馬術師範福田諸領から馬術を修め、藩主南部氏の臣になつた。文久三年（一八六三）に騎馬のまま伊達（福島県）の丸山を登り、江戸ではやはり騎馬のまま芝の愛宕山の石段を乗り上げて有名になつた。明治二年（一八六九）露國皇太子が来朝した時、三平は馬術を上覧に供した。その後兵部省に出仕したが、明治九年東京で急逝した。四十四歳であった。

藩政時代から遠野は名馬の産地として聞こえ、産馬の魂を顕彰し、名馬の産出を祈念して海老久太、三浦松兵衛ら有志が発起して、大正十年（一九一二）十月二十七日東館町の馬検場に馬魂碑を建立したが、遠野市に馬検場敷地が買収されたので、四戸三平記念碑とともに当神社境内に移された。

馬魂碑の脇に金華山の碑一基、保食神の碑三基、山神・水神・瀧神・稻荷大明神・三宝大荒神の碑各一基、庚申塔の碑四基、馬頭觀世音の碑四基が建っているが、そのうち二基の庚申塔の碑には「右おおつち、左はやちね

(注・現代かなになす)」と刻んでいる。

なお、境内には百十五種類の樹木が生えている（文化財保護審議委員三浦徳蔵調）。

当神社の祭典は、古来遠野郷八幡宮祭典として執行されてきたが、近年市外および県外からも参詣者が漸次増加している状況にかんがみ、市商工観光課と市観光協会では昭和四十八年から“遠野祭り”として広く全国に宣伝して祭典を盛り上げている。これより先、市観光課と市観光協会では、独自に遠野祭を執行していたが、期待した成果が得られず、四十八年から当神社と連繋した。この年は九月十三日に神輿が一日市町の川徳商会に一夜駐輿して宵宮祭をした。しかし、その後冷害と腸チフスの発生などがあつて、昭和五十一年の祭典から取りやめた。

四十五年には、上組町の菊池源蔵の好意により馬場の東側の隣接地三、一七〇平方メートル（約三反歩）を神社で買収して馬場を拡張したので、祭典の時の馬場巡りや流鏑馬の神事奉納には便宜を得、一層盛大に行えるようになつた。

四十五年九月十五日に神輿台車を新調した。これは神輿をかつぐ人たちが次第に少なくなったので、その対応策として岩手国体を記念して製作したもので、土渕町前田谷家からゴムタイヤの馬車を購入して改造した。材料は常川左吉雄の提供、山口善太郎が設計し、大洞昌義が製作した。

鉄製旗竿と幟の寄進

馬場の中央参道に建っている鉄製旗竿一対（二基）は、昭和四十八年九月十五日土渕町番田鉄工所（番田貞治）、松崎町佐藤工務店（佐藤和治）、同町常川左吉雄の三名が寄進したもので、同時に幟（のぼり）二旒も奉納した。これは従来遠野郷八幡宮祭として執行してきた祭典を、この年からは市観光協会も共催に加わって遠野祭として執行することを記念して奉納したもの。

この旗竿枠は、もともと社務所前にあつたものを、太平洋戦争終結後現在地に移転したもので、旗竿枠は葛巻

誠三（当時の松崎村長）、菊池萬陸（当時の八幡神社社司）ら四十二人が昭和九年九月十五日に、幟は四十五人が同八年九月十五日に奉納したものであるが、旗竿も幟も老朽したので前記三名が新調して寄進した。
鉄製旗竿の高さは約十五メートルで、今は建て放しなので、前のように祭典の都度建てたり撤収したりする労はなくなつた。なお、幟の文字は前のものをそのまま新調した。

鳩集殿の建設と燈籠寄進

神社の会館として使用している“鳩集殿”は、宮司多田忠助が宮司就任二十周年記念事業として自費で建設したもので、ブロック建築二十間に五間の総二階建て、それに玄関、炊事場、便所などを付設して計約三百坪あり、昭和四十三年春着工、四十八年から使用した。諸集会、結婚式ならびに披露宴などに広く利用され、崇敬者の利便に供している。この工事の基礎から架梁工事までは箱石正二、二階木造工事は奥友助七の請け負いで、材料（木材）は釜石小学校と多賀座の古材を充当した。

新拝殿前の一段と低い所にある花崗石の燈籠一対は、嘉永元年（一八四八）九月吉祥日に大橋了七、八幡別当、小林七兵衛、山尾孫十の奉納である。

五十四年、五十六年及び五十七年に相次いで燈籠が奉納された。新拝殿前の燈籠一対は、材木町の氏子総代松原福治が五十四年九月十五日奉納した。柱は後日神社で造った。参道馬場旗竿の所の石柱鉄製燈籠一対は、明治百年を記念して中央通り（旧仲町）須藤写真館須藤祐次郎が四十五年九月十五日奉納したもの。同写真館では十一年ほど前同所に石柱二本を寄付して建ててあつたが、それに付設したものである。その作者は平泉の日本美術工芸社柳沢基夫で、鉄骨製、原価三十万円といわれ、燈籠と石柱で百万円と見積もられ、これだけの燈籠は、今のところ本県にはないとされている。参道第一石の鳥居前の燈籠は、新穀町小川周子が五十七年九月十五日奉納したもの。番田製作所の製作で、十万円の工費であった。

拝殿前石段の上と下の木製と鉄製燈籠一対ずつは、五十四年に小友町高橋一が結婚記念に、五十八年には綾織

町阿部産業(阿部忠夫)が、それぞれ奉納した。

参道の赤い大鳥居前の朱塗りの鉄製燈籠一対は、天皇陛下御在位六十年記念として、昭和六十年遠野郷八幡宮氏子総代が奉納した。工事費は七十万円。

神輿の新調と諸工事

五十五年から五十七年まで施行された工事は、次のようにある。五十五年七月に旧拝殿の天井張り替えとガラス戸の造り替えに九十五万円を要した。次いで縁側のたたき(鉄筋入り)造りが行われ、五十七年七月に完成、十人の人夫賃まで含めて工事費十五万三千円であった。五十六年七月から八月にかけての新拝殿の塗装工事が施行され、日光市の小西美術工芸社がこれに当たり、二百六十万円の工事費であった。次いで翌年八月その残部の内部塗装とガラス戸塗装が小西美術工芸社によって行われ、その工事費百万円。同時に五十七年六月五日から七月五日まで中央通り(旧仲町)松田直志塗装店が旧拝殿内外の塗装をした。工事費六十九万円であった。五十五年八月に一間に三間の台車庫を、総工事費四万円で新築した。

五十六年八月二十三日の大暴風雨によって鳩集殿前の五葉の松の大木が、鳩集殿の屋根に根むくりして倒れ、ひさしの屋根を破損した。それで綾織町向の小川造園に依頼して、松の木の上部二十尺以上を切り詰めて元のよう立直した。人夫四人を要して、この費用十万円であった。同年神輿殿の屋根を八十五万円で葺き替えた。翌五十七年六月表参道工事が行われたが、この工事は社務所前から第一石の鳥居まで一段二段三段とブロックコンクリートを積み重ねるもので、工事費に百三十万円を要した。続いて七月には、社務所前から国道までの参道両側に五尺の堀を造った。鉄骨を立てトタンを打ちつける工事で、下組町川野敬市がこれに当たり、工事費は材料とも三十三万円であった。同年十二月社務所縁側の雨戸九間分をサッシに造り替えたが、工事費は材料二十三万二千円、大工四万三千円、計二十七万五千円かかった。

従来、当神社に伝えられている神輿は、享保年中(一七一六~一九)に穀町の村賢良服店の先祖が寄進したもの

ので、どっしりとした重厚莊嚴なものであるが、それだけに神輿をかつぐ白丁の人たちの疲労が甚だ大きかった。

それで、もっと軽量な神輿をほしいとの要望が強かった。たまたま八幡に住む氏子総代の常川左吉雄から、神輿購入基金として百万円の篤志寄付の申し出があり、総代会に諮って広く氏子有志から淨財を仰いで新しい神輿を新調することにし、昭和五十七年春早く福島県三春町松島太鼓店(社長松島恒夫)に発注、直ちに募金を始めたが、同年八月二十五日夜十一時社長自ら護持し、新しい神輿は自動車輸送で無事神社に到着した。翌二十六日午前常川左吉雄のほか総代役員山口善太郎、高橋好見、新田松吉、菊池与七、菊池留雄が奉仕して神輿殿を清掃し、新旧神輿二基を安置した。新調した神輿代金は本体だけで七百九十万円、その他諸費用を合わせて一千万円であった。神輿安置の際、神輿殿の格子戸を佐藤和治に依頼して約十一万円で製作した。

社務所を向側に移築

従来の社務所敷地は一部が借用地で、終戦前から正確な面積も確認せず、また借地料の取り決めもなく、地主故菊池利助の好意で借用していたが、現地主菊池三次郎に至って借地料値上げと面積確認の要求があり、しかも神社経理では応じ得ない高額借地料の要求があったので、五十八年の例祭過ぎに総代役員会に諮ったところ、全員一致で参道を隔てた境内西側に移転することに決し、同年十月初めから立木の伐採と整地に取りかかり、社務所は翌春建物を解体せずそのまま移転した。しかし、着工してみたら腐朽箇所が意外に多く、補修・改造あるいは増築工事をしたので、総工事費は約一千万円を要し、工事請負者は市内上郷町林崎喜八郎で、そのほかに古峯神社の移転工事や整地工事などの付属工事および高さ一メートル、延長約六十メートルの鉄筋コンクリート造りの堀の工事があった。五十九年九月三日竣工した。堀の工事請負者は大里深蔵であった。

社務所の移転により、菊池三次郎から借用していた敷地は六十年六月三十日返還した。その後、氏子総代会議の席上で、感謝状を贈つて永年の好意に報いた。

五十年には手水舎、五十三年には神樂殿の各朱塗り工事を施し、さらに五十九年には鳩集殿から馬場をまたい

で旧拝殿に至る七十三メートルの渡り廊下が完成した。この渡り廊下建設は、馬場が市指定の文化財になつてゐるので、市教育委員会に現状変更の申請をし、許可を得て工事を実施したもので、この廻廊の完成によつて拝殿への連絡が非常に便利になつた。この總工事費は一千二百余万円で、施工は基礎工事誠和建設、鉄骨工事番田鉄工所（番田貞治）、木造工事佐藤工務店（佐藤和治）であった。

東参道整備と手水舎修復

毎年正月参詣や例祭当日は参拝者が多く、身動きできないほどで、善処方の要請があつたので、六十年阿部産業（阿部忠夫）から川石大型トラック八台分（三十万円余相当）の奉納をいただき、神楽殿後方の石段を造成した。石段の工事は多田頼申と川野敬市が行い、奉納した。

同年、去る二十二年寄付を受けた井戸兼手水舎に、新しく手水石を入れて改造し、装いを新たにした新手水舎を造つた。この手水舎は、人が近づけば自然に水が流れ出るし、水を捨てると地下で琴の音がする珍しい水琴窟である。小水内茂一が施工した。

六十一年には小水内茂一が施工して、拝殿向拝の石畳を造成した。

六十二年四月には、拝殿向拝に極彩色の竜の彫刻を施し、柱の両側に振り面の獅子を彫刻した。彫刻者は遠野町小泉利志美、新田盛、浅沼金雄の三名である。彩色は日光市小西美術工芸社であった。

神社所有地取得総括

当神社で明治末年以後に取得した不動産は、次のようである。

一、明治四十四年、遠野當林署から社務所前の山林一畝十三歩を買収、土地価格一円、登録税四錢であつた。同年三月二十六日契約、同月三十一日所有権取得登記した。

一、昭和二年一月二十日、松崎村白岩二十三地割七十九番十一（本殿裏）の山林三反六畝を、同村白岩（新張）の鈴木栄一から寄進を受け、昭和二十一年九月十三月境内地に地目交換した。同地には八幡神樂保存組織であ

る神誠会で杉を植林し、拝殿東側に植林記念碑を建てている。

一、昭和二十三年三月三十日付をもつて大蔵省に無償譲与申請していた、藩政時代遷宮以来の神社境内地五、四二一・七七坪の国有財産を、二十六年四月十日付をもつて譲与を受けた。これによつて当神社が現在地に遷宮して三百年間保持してきた広大な境内地を、確保することができた。

一、昭和三十五年十二月二十一日、松崎町白岩一十三地割四番一の十坪の水源地を、盛岡市（もと松崎町八幡居住）平野五郎から寄付を受ける。

一、昭和三十六年三月八日、松崎町白岩二十三地割五十一番一（市道から境内までの社務所前）の五十五坪を、遠野町沢村一夫から買収した。

一、昭和四十二年十二月八日、松崎町白岩（新張）鈴木耕一から本殿裏山林二百坪を買収および寄進を受ける。二百坪のうち百坪は神社創建七百八十年・現地遷宮三百年記念事業奉賛会へ寄進を受け、残り百坪は神社が十万円で買収した。

一、昭和四十五年九月一日、上組町菊池源藏から馬場東側隣接地三反二畝（九百六十坪）を買収した。

当神社保管の棟札

当八幡宮に保管している棟札は一枚あるが、そのうち煤けて読めないものを省略して、判断できるものを次に書き上げる。うち一番古いのは寛文元年（一六六一）の棟札で、宮代の元八幡から現在地に遷宮した時のものであり、この時は本殿・拝殿・湯立間・厩舎を新築しており、同時に九月十五日に流鏑馬を初めて奉納したことが記載されている。その時の奉仕者は、射手奉行橋甚兵衛、奉行橋市良右衛門、惣奉行正部家作兵衛となつてゐる。

また、宮代から現在地に遷宮した年代について、寛文二年説、同三年説があるが、本誌で元年説をとつたのはこの棟札によつた。

(表) 寛文元年の棟札

抽籠志致精誠意趣者信心大檀那源義長武運長久息災延命子孫繁昌郡中安全萬民豐饒之所也

聖主天中天 大行事大梵天王 大工奉行中館角太輔屋通 普請奉行内田治右衛門勝茂 鍛冶奉行小笠原久太郎盛次

迦陵頻伽聲 小行事帝釋天王 同 小輕米淺右衛門信茂 同 四戸清左衛門正恒

奉造立若宮八幡宮寶殿二間三間之精舍一字并拝殿五間湯立間五間廄五間建之

哀愍衆生故 願以此功德 不及於一切 大工川村勘兵衛吉重 小四 六兵衛

我等今敬礼 我等與衆生 皆共成佛道 同 大坂清左衛門宗重 鍛冶 菊池與三右衛門

千時延寶第二歲次甲寅九月八日遷宮導師自在山東善寺村替三世之住法印快秀九拝別當行者行樂院敬白

(裏) 當社勸請寛文元年辛丑天八月二十八日源直榮為子孫繁昌宮代從八幡宮移之自在山東善寺法印快秀敬白

同年九月十五日 鐗流馬始役者

射 手 橋 甚兵衛

奉 行 橋 市良右衛門

惣奉行 正部家 作兵衛

(表) 享保四年の棟札

奉司 奉行 八重畠久右衛門重寛 大工 平野庄右衛門直賢

大行事梵天王 享保四己亥 西村吉左衛門武廣 矢野平兵衛則安

聖主天中天迦陵頻伽聲

川村清兵衛盛次

奉修覆若宮八幡宮寶殿大檀那源信有公武運長久子孫繁昌領内安全祈處

哀愍衆生者 我等今敬禮

小行事帝釋天 四月十五日遷宮導師妙泉寺住法印宥言別當修驗良嚴院敬白

(裏) (省略)

(表) 明和三年の棟札

持國天 聖主天中天 迦陵頻伽聲 廣目天大安公御武運長久處

奉修覆八幡宮寶殿一字遷宮成就處 天下泰平国家安全

增長天 哀愍衆生者 我等今敬禮 多門天五穀成就萬民興榮

(裏)

明和三丙戌年林鐘吉祥 瞽 檀主 八戸彌六郎義顥

惣奉行 坂牛新五左衛門佐賜 棟梁 平野庄右衛門豊理

御用懸寺社御奉行用書 同 市川彌蔵

石川門治郎昌秀 屋根方 伊兵衛

遠野懸合川原小兵衛綱保 鍛冶方 久四郎

遷宮導師東善寺權大僧都法印宥筈再拜執行別當良嚴院敬白

寛政九年の棟札

(表) 寛政元巳□歳

奉修柱源大護摩供天下泰平萬民豐穰祈

七月吉祥日 大學坊 智音院 明學坊

慈眼院 龍寶院 行淨坊 敬白

(裏) (記載なし)

文政十三年の棟札

(記事不明)

奉修覆八幡宮精舍一字大檀那源義茂御武運長久祈處

小行事帝釋天 良愍衆生者

我等今敬禮

維時文政十三年庚寅祀遷宮別當良嚴院十九世權大僧都正一僧祇照恩三拜

(裏)

唯常宣説 妙法蓮華經

(梵字十七字)

如是諸天衆 常來至其所

(表) 大正八年の棟札

起工 大正三年六月十六日 造営委員長 葛巻誠三 工事監督 三浦永助
竣工 大正二年九月十五日 工事監督 細越徳治 同 菊池万吉

奉新築郷社八幡神社本殿祝詞屋各堅横三間拝殿 橫七間 三棟

臣民安寧 事業發展 假遷座式 社司 山名海見 棟梁 細越重吉
本遷座式 社掌 菊池萬陸 脇棟梁 三浦榮之助

大正八年九月十五日

(裏) 當郷社八幡宮乃社殿建築乃後二百六十余年平経多留賀近時全部敗積志氏殆止使用仁堪辺左留己奈良須神明仁
対志奉里恐懼措久能波受相議里新築之金平募集米氏金一千五百円平得多留仁依利舊規參照志氏本殿祝詞屋拝
殿平新志氏大正二年九月十五日成乎告久即知假遷座式乎行比更仁大正八年九月十五日乃例祭日乎ト志氏盛大
奈留本遷座式乎執行志多利社掌菊池萬陸謹誌

(表) 大正八年の棟札

聖主天中天 過陵頻伽聲

奉造立郷社八幡神社拝殿國家安寧禾穀豐饒

哀愍衆生者 我等今敬禮

(裏)

本社八幡神社拝殿建築之後經二百六十余年敗頽殊甚其因募資金得一千円依内規堅三間横七間改造大正七年六
月起工今茲八月一日竣工乃行落成奉告祭焉

大正八年巳未九月十五日

拝殿造営委員長 葛巻誠三 棟梁 三浦嘉助

同 副委員長 菊池明八

同 同 星野重之助

工事監督者 菊池萬吉 郷社八幡神社社掌 菊池萬陸 敬白

同 細越徳治

同 三浦永助

同 海老子川嘉造

年号のない棟札

(表)

皇室繁盛 臣民和樂 郷社八幡神社 崇敬者總代 正部家政治 伊藤豊吉
社司 菊池萬陸 三浦永助 平野重五郎
社掌 大橋昭佐 山尾判十郎 豊田卯一
奉本殿屋根葺換拝殿屋根修繕落成式執行

五穀豐饒 事業發展 松崎村長 葛巻誠三 大森幸夫 松本三右衛門
同社寺係 小黒澤清次郎 大橋昭佐 菊池要之丞
浜田久之助 菊池萬太郎

(裏)
當鄉社八幡神社乃本殿波大正二年十一月十日乃新築拝殿波大正八年乃新築奈留賀年月經來行仁本殿乃屋根大
仁破礼雨漏留至礼里乎以氏全部乃修繕平行比其費用僅加也此乃全員波遠野町各区与利金
七十五円十錢乃寄納乎得其費用仁充氏多
松崎村与利金

昭和四十一年の棟札

(表)

奉鎮祭 手置帆負神
屋船久々能知神 八幡神八幡宮改築拝殿
彦狭知神

奉贊會長 工藤 千歳 常任理事 佐藤 貞晴 設計 三浦 正敏 権祢宜 菊池 敬夫
全副會長 鈴木 兵作 全 千葉徳三郎 山口 有一 桐宜 前川六之助
全 菊池 儀介 全 多田 忠助
建設委員長 沼田三次郎

昭和四十一年十一月二十日上棟祭執行 斎主 遠野郷八幡宮 宮司 多田忠助

建設委員 澤村幸太郎 建設委員 三浦徳次郎 基礎架梁 小泉利志美 権祢宜 多田 梶治
佐藤 貞晴 照井 元八 屋根工造棟梁 山口善太郎 権祢宜 千葉 正吾
千葉徳三郎 多田 勝一 全副棟梁 大洞 正義
菊池 源三 山口善太郎 屋根瓦葺 沼田三次郎

(表)

奉造営遠野郷八幡宮拝殿改築 縦四間 横八間 一字

(裏)

昭和四十三年九月十三日 竣工祭 斎主 遠野郷八幡宮 宮司 多田忠助

顯功神社の創建

岩手県神社庁遠野市上閉伊郡支部では、昭和五十七年七月遠野郷八幡宮東北方に顯功神社を創建した。顯功神社は、旧上閉伊郡の政治・経済・産業・文化などの面から地方の開発・発展・興隆に特に顯著な功績のあった先哲、また神道家として神社祭祀に奉仕し、神道弘布に貢献した先達、ならびに代々祖先の祖靈を神祭斎行してきた家庭の諸靈を奉斎した神社であり、五十七年七月十九日より鎮座祭を、翌二十日鎮座大祭を斎行し、ここに顯功神社の創建を見た。

創建当時の祭典は次のようである。

- 一、郷土振興之命 一五一柱
- 一、日本神道之命 三四柱
- 一、神祭斎行之命 七七家 諸柱

なお、同神社では五年ごとに大祭を斎行し、あわせてその都度新祭神を奉斎合祀することにしている。

また、同神社の祭日は次のようである。

一、例祭日 七月二十日

一、縁日 春分の日、秋分の日、お盆

同神社奉斎地は、遠野郷八幡宮の東北方的百五十メートルの個人所有地で、本殿は九尺に七尺の木造、屋根はトタン葺きで、遠野郷八幡宮で管理している。将来は拝殿も建立の予定である。

そのほか境内社として、稻荷神社と不動神社がある。

八幡宮遷社の請願却下

ほとんど知られていないが、明治六年に八幡宮を現在地から元館山へ遷社する請願を県に出願したが、却下された文書が最近発見され、神社関係者の話題になっている。ところが、その元館山はどこであるか、だれも知っていない。もし、現在地から他地に遷社していたとすれば、果たして現在のような広大壯嚴な社地が確保されていたかどうか疑問とされ、また現在地に遷宮以来の由緒ある馬場も失われていたではないかと思われる。請願の文書は写真のような長文であり、判読できない文字もあるが、おおよそその意は理解できるので、全文を収録した。なお、この原文は元当神社社司菊池萬陸の遺族が保管していたが、最近遺族から当神社に寄贈された。

第十六号

乍恐以連附奉願上候

第十六号郷社八幡神社之義ハ区内一統専ら崇敬可仕處ニ御座候処當社之義ハ五町より行程二十町余も相隔候得ハ日々見廻掃除等も行届兼自然不潔不敬ニ相成申候拝殿并神輿殿裏大破ニをよび候依て元館山頂上ニ遷社仕專五町三役ハ勿論身元□上之者共并不前ニ至迄無懈怠掃除營繕等仕度奉存候右入費之義ハ豪戸之□の共から寄附□も御座候て□費等ニハ一切相掛不申候条右願之義御聞済被下候ハハ市中之□□も相成可申奉存候然らば元館

青笛村戸長

菊池 德四郎

達曾部村戸長

佐々木 藤吉

下宮守村戸長

照井 宇右衛門

上宮守村戸長

阿部 庄太

下鰐沢村戸長

菊池 平蔵

上鰐沢村戸長

多田 稲蔵

小友村戸長

奥友 萬十郎

下綾織村戸長

高橋 長三郎

上綾織村戸長

千葉 喜十郎

鶴崎村戸長

及川源七

主西御社・惣神社元
坂山一遷社ノレト後承
シテ詮議ノ次第有
之付難聞届候事
縣令島維精代理
岩手縣

新里六藏

横田村戸長

柳田喜一

副区長

高橋 伊左衛門

区長

米内真豊

岩手県七等出仕山下方義殿

これに對して眞から回答文書は、次のようである。

書面郷社八幡神社元館山へ遷社いたし度願之趣詮議之次第有之ニ付難聞届候事

明治六年十一月二十八日

県令島維精代理 岩手県参事 池田種徳

一代守護神殿を造営

昭和六十二年一月九日午後三時四十分ころ、本県北部内陸を震源地とする強烈な地震で、国道三四〇号線から当神社表参道に入る入口の石の大鳥居の貫(ぬき)が折れて落下する被害があつた。人畜に被害がなかつたことは幸いであった。この修復工事は、綾織町山田善作が当たつた。

同年六月には、神輿殿の東側(向かって右側)に、一間に六間の一代守護神殿を造営した。この神殿は、生まれ年による一代守護神を奉斎したもので、建築材料は境内の間伐材を充当した。

第二 八幡別当の八百年

一、山岳信仰

遠野の祭から日本の祭へ

郷社遠野八幡宮は、八百年の伝統と歴史をもち、早池峰山の信仰とならんで遠野の人々の内面に深いかけを落としてきた。

祭日の九月十四、十五両日は、昭和のなかばころまで遠野郷中のすべての学校は休みになり、一郷の全員がこの神社をめがけて寄り集まつた。そして、遠野中の神楽、鹿踊、田植踊、さんさ踊、南部囃(ばや)し、剣舞などが何組も町を埋めつくした。

参道の両側のテントばかりの露店の安物のおもちゃの山、当時は高級でなかなか買つてもらえなかつたバナナのたたき売り、この本一冊よめば大学に入学できるという記憶術と書いた薄っぺらの本売りが大声で叫んでいた。境内には太鼓、笛、手びらがねなど、古代からの何種類もの音のるつぼの世界があつた。馬場の草原はお重のにしめ、だんご、餅を腰をおろしてたべる人、酒をびんかららっぱ飲みをする人、あの天の岩戸のどよめきと叫ぶ声がひろがつていた。

遠野八幡宮の祭ほど土のにおいのする素朴さをもち、心に印刻を押す祭はほかにはない。この祭は、年を重ねることに切ないまでに心をゆすってやまない。そして、八幡の祭は、遠野の祭から日本の祭へと名声をますます高めている。

この見事な祭をくりひろげ、信仰を凝集させた八幡宮の歴史、神と神を祭る者の構造を明治の初年の神仏分離

以前の姿はどうであったのか、こんなテーマにしほつてこの章を書いてみたい。

源流は天ヶ森の山岳信仰に

近世初頭から明治まで、遠野八幡宮の別当は院号を良嚴院といつた妻帯の山伏一族が世襲してきた。

この院号が確定するのは元祿ころからで、この前後から羽黒山伏に組み込まれて入峰し、羽黒山別当寺から補任されて以後、良嚴院を近世主として使用した。山伏の院号、坊号は固定した建物などに使われたものでなく、一代かぎりが原則だから、時には別の院号も使つた。世間では八幡坊と呼び、記録には八幡別当良嚴院として残っている。

では、中世は阿曾沼家とどんなかかわりをもつてきたのか。この中世の記録は、残念ながら残っていない。良嚴院は、長い歴史のなかで二度の火事の記録を残している。とくに徳川初期の元和年中の火災で、それ以前の記録を焼いた。ここでは、良嚴院の家系に口づてに残された伝承にたよつて中世の八幡の様子を書いてみよう。八幡宮の前身は、天ヶ森山をカミと見た原始山岳信仰に発している。古い時代の遠野の山への信仰は、早池峰山、薬師岳、天ヶ森山の三山信仰もあつた。早池峰山は宇宙の中心と考え、大日如来の権現（かたちをかえて現われた神）とみた。薬師岳はお薬師様を、天ヶ森は阿弥陀の権現として信仰をした。

天ヶ森の麓がなだらかに河岸段丘となつて猿ヶ石川にのびる。その山腹と段丘が接点となるところに泉が湧く。古い神木があり、いまも祠がある。ここが遠野八幡宮の発祥の地で、記録には元八幡と書かれ、現在の八幡宮を若宮八幡といつてはいた。天ヶ森の真南の登り口で、ここは里宮として、山頂に祈願する場所であつたはずだ。

阿曾沼氏がこの場所に八幡宮を勧請したのは、八幡の本地仏が阿弥陀であるため、阿曾沼以前の山岳信仰での阿弥陀をまつる先住の地に、八幡宮をおくことが最もふさわしいと考えたからであつた。

良行院の先祖は、この元八幡のところに居を構え、天ヶ森を行法の地とする修驗であつたから、そのまま八幡宮の別当となることができた。現地採用という形である。

この山で修行する山伏について説明しておこう。

信仰の山は祖靈の集まる場所、天に一番近い聖地であった。この山に伏して山靈を全身に吸収し、生の身体のまま仏になり、衆生を救うというのが山伏であった。即身即仏が理想であった。

古代から近世まで飢饉、戦乱、治安の悪さ、病苦、生活苦はすべて個人の才覚、力で生き抜いて生きなければならなかつた。人間は絶対絶命の危機に立つた時、人間を超える者の力、神の守護を願う。信仰という自己暗示力で、火事場の馬鹿力のようなものを出してのり切る。

山伏の最初の姿は、原始的な医師（くすし）だという。草草と禁厭（まじない）で肉体の苦痛をはらいのけた。傷や病気の苦痛をうそのように消し去る医師に靈験をみとめると、傷や病気以外のあらゆる苦惱を鎮める力を求めてくる。医師の機能は拡大され、人間のあらゆる苦しみと不安、自然現象まで支配できると幻想されている。

稻作の敵である虫送り、水をむかえる雨乞い、水をおさえる天氣祭までが仕事のなかにはいっている。この人間以上の力を要求され、自らも積極的に修行の力で超人的な存在になろうとして山伏が姿を現わす。この修行は苛酷であった。食を断ち、睡眠を断ち、肉体の極限まで、生と死の境まで荒行を続ける。深夜、この状態で床堅（座禪）をしていると、はるか川をへだてた数キロ先の家の人の起きだす声、台所で米をとぐ音まで聞えるという。また、眠らないで四、五日たつと、体の周辺に恐怖の物体がまとわりつき、気が狂いそうになるとも聞いた（大先達武田知岳談）。

この修行の方法は、地獄、餓鬼、畜生道は十界行として整備される。山伏は、この山中の荒行で得た超人間的力を村にもち帰り、村人に再生の力を附着させる。これが加持祈禱といわれるものである。

中世の山伏は、家の背後の山をこの行法の場にした。上鱒沢の善行院は笠通山、綾織の慈聖院が二郷山、青笹の蓮珠院が六角牛山を行場としていた。

山伏は、地頭などにも重く用いられた。戦場に出発する日の時刻、最初どの方角に進めばよいか、さらに戦場

におもむき、作戦をたてる時の軍師のなかにはいり込んだ。負けいくさの時、山伏だけが知っている尾根道を利用来して逃げる案内をつとめた。慈聖院の祖大五郎は、上野右近の奥方の医師として出入りし、後に不義をしたということで、こもにくるまれて川に投げ込まれた。今も大五郎淵として地名に残っている。

土渕の番田という家号の先祖石田宗順は、白鷹を織田信長に献上する使者をつとめた。良嚴院の二代目普賢坊円覚は、横田城の東麓に護摩堂をもち、阿曾沼一族の祈願にこたえていた。この横田城は、護摩堂城といったのはこのためであった。山伏は一郷の中心として重きをなし、当時の社寺のほとんどが山伏によって祭られていたのである。

ここで、天ヶ森なぜ阿弥陀を祭らなければなかつたかの理由を述べておこう。

お山かけは、日常生活の垢がたまり、さびついてきた心と体を、もう一度新しく再生するための神聖な行事であつた。白衣、白の手甲、脚脛は死出の装束である。天ヶ森に登るのは、西方淨土に魂を案内する阿弥陀に導かれ、薬師岳にいたつて薬師觀音の慈悲で死から生に呼びもどされる。早池峰山に登つて、大宇宙の精靈である大日如來の再生の力をあび、人格と体質がもう一度生まれかえつて下山した。この再生儀礼の第一の札場になつていたのが天ヶ森で、こここの山神を祭る者が良嚴院の先祖の法利坊たちで、宮代の元八幡の宮地になる前は、天ヶ森の新山宮があつた場所だ。

阿曾沼氏勧請の宮代元八幡宮

宮代の元八幡は、阿曾沼氏（遠野殿）が勧請したという記録は、しばしば江戸から出てくるが、いつ創建されたかという点では、はつきりしない。

創建年代にふれたのは『上閉伊郡志』（大正二年刊）が、「建武年中宮代に勧請」と述べているのが初見である。『阿曾沼氏伝記』（山屋長次郎編）では、「阿曾沼氏の氏神として松崎宮代に八幡宮を勧請、歴代敬神礼拝無怠」と述べている。遠野の根本資料の一つ『遠野古事記』では、「遠野殿・勧請」とだけある。

『遠野旧事記』の記事は最も古く、最も説得力がある。

「宮代之八幡ハ遠野野殿時代、勧請ニ而社領有」之、毎年八月十五日祭礼有来ル所遠野殿没落以後、御城代持之頃ハ祭礼断絶候由古老申伝候。直榮様遠野江引移之砌、右之次第被聞候而寛永六年社領拾石御寄附被成候而、如^ニ前々^ニ祭礼勤候様被仰候。然共猿ヶ石川洪水之時、参詣人難義仕候付、御家老中館忠左エ門、久吉江御城下ヨリ不遠、不近祭礼之節大勢之群衆ニモ農作物之障リニモ不成相場所、指図可仕被仰含、忠左エ門所々指図被致候所ニ、驚ケ岡野今之場所宜敷見得候由被申上候ニ付、寛文三年、宮地ヲ新規ニ御普請被仰付、御堂御造営相済、宮代ヨリ御遷宮有之、祭礼ハ毎年九月十五日ニ可相勤由、別当江被仰付候。」

このように、江戸時代の古い記録には宮代にあった元八幡宮の創建年代にふれたものがない。なにせ、この八幡宮をつくったという阿曾沼氏が下野国からいつきたのか、はっきりしないのだから、いわんや元八幡宮の創建は不明である。しかし、文治五年（一一八九）源頼朝の奥州平泉の藤原氏の攻略の時、戦功をたて遠野保を所領として与えられた。この半ば伝説的な史実をふまえ、元八幡宮の第一ページを文治五年としている。この時から数えて八百年になろうとしている。

悠久の古さを誇る遠野八幡宮の事実としての年代は、今後もわかる日はないであろう。

しかし、信仰としての創立年代は文治五年であり、これから八百年をへている。

八幡宮最後の別当職修法院貞觀の神官への復飾願書には、文治五年としている。この伝承の上から八百年説を唱えても決しておかしいことではない。

遠野八幡坊の初代は、この八幡宮の別当であつたが、系図にも年代はふれてない。元和あるいは天和年中に火事にあり、生死の年代は不明とある。法利坊覚山という坊号が記載され、往古より代々別当であつたと述べている。この法利坊は、遠野のほかの傍証資料となるものがない。

二代の普賢坊円覺は、法利坊の実子であった。山伏は、妻帯していたから血脉でつなぐことができた。妻帯で

きない清僧は、弟子による法脈によって法燈を守り続けた。宗教の世界では清僧が主流で妻帯の山伏は傍流とみなされた。しかし、俗界の塵、浮世に里人と同じ生活をし、炉ばたでどぶろくをくみかわし、田や畠を百姓と同じように耕していく、いざという場合、にわか医者になり、心配事、困り事などにすぐ対応できたという点で、清僧はない、仲間意識にくるまれた頼もしい存在だった。

当時の村落には現在とちがい情報機関がないこと、情報をいちはやくキャッチし、どんな行動をとるかは村落個々で決断しなければならなかつた。山伏が、山の尾根づたいの山伏道をもち、風のように情報を連絡しあい、周辺の村落の反応をよくみていたし、羽黒山、大峰の入峰に参加して中央の動静にくわしかつた。支配者の交替、出てくる政策に順応すべきか、反抗すべきか、山伏の知識にすがることが多かつた。

現在どんな村にも、村長、駐在所、学校、診療所、農業指導員、保健婦といつた人たちがいる。山伏やこれと組んだ神子（みこ）は、これらの機能を未発達の素朴な形で分担していた。この村の管理的、技術的な機能を彼らができた源泉はなんだつたろう。このエネルギーは山での修行のほかに、村で文字を使用できた肝入（きもいり＝村長）、和尚、山伏などほんの数名しかいなかつた、知識人の一人であつたこと、さらに入峰修行などで、遠野盆地の小世界からさらに広い世界の聖地巡礼をしながら手に入れたニュース、諸国の人情、商売、物産、建物、田畠の作物などの様子であつた。稻の種子は、道路ぞいの田からむしり取つて持ち帰り、品種改良をやってのけたりした。

江戸時代のお伊勢参りなどのおみやげの一つに、稻の種子がこつそり包みこまれていたのは、このような伝統をひくものであった。遠野の盆地に生まれ、この土地を一步も出る機会もなく一生を終える土着の根っ子のような村人とは、異質の学習と体験をしたのが八幡坊一族であった。

この八幡坊一族といったのは理由がある。江戸時代、良巣院とならんで花巣（けごん）院と呼ばれた羽黒派の有力な山伏がいた。この花巣院も、普賢坊から出たという伝承を所持している。良巣院、花巣院の両者は、昭和

まで約三百年間一族として冠婚葬祭、年中行事を共にしてきた。また、山伏のいろんな記録に両者は並記されてきた。

二、山伏の存在

良嚴院、花嚴院の山伏両家

花嚴院については、伊能嘉矩の『くさぐさなる原稿』に次のような記録が残されている。

元龜・天正のころに上州館林の土豪正木氏の兄弟は落ちのびて奥州にくだり、兄は東山にとどまり、弟は遠野にきて修験となり、阿曾沼氏につかえた。この時に、わらじを脱いだのが八幡別当の家だというのである。わらじ脱ぎの家は本家となり、独立できるまで援助をしたり、身元保証人になる。共同連帶の強い当時の村に移住者がはいり込むためには、このわらじを脱ぐことを承諾してくれる家がなければ、住みつくことはできなかつた。この修験者になつた弟が法利坊で、城中の護摩堂で護摩をたき、また宮代の八幡別当にもなつた。

この実子が普賢坊で、宮代から八幡宮が驚岡山（注・いろいろな表記があるが、由緒書どおりにした。）に移つた時に、この普賢坊が新しい八幡宮の別当になつたのである。この八幡別当職を養子の吉蔵坊にゆずり、普賢坊は実子の利法院と遠野城下の裏町に移つた。それ以後、この家は花嚴院と世襲して秋葉権現、八坂神社の別当を続ける。以上が「花嚴院の由来」という伊能の聞き書きである。これが本当なら、花嚴院こそが八幡別当の元祖ということになる。

しかし問題がある。花嚴院には正式の系図は残っていない。花嚴院で系図といつてるのは、五代良嚴院照栄が延享元甲子天十一月二十一日に書いたものだ。この年は、寺社奉行から由緒書上げの提出の通達があり、この時、館林家の堯智が羽黒山伏の横田村の組頭をしていたので、由緒書上げをまとめた。

この系図の末端に、次のような添え書きがある。

「堯智、写預品聞候也」つまり良嚴院照栄の書いたのは寺社奉行へ提出したものとの写しをとり、これを後代の人が誤りがないように、これは堀智が書き写したものだ、と補註しておいたものようだ。花嚴院の先祖は、八幡別当の家をわらじ脱ぎの本家にしたという関係は確かに、それにこの系図があつたので、後代の人が混交して考えたために起こした説のようだ。

では、この館林家はどんな理由で上州館林から遠野まできたのだろう。

花嚴院は、二つの顔をもっていた。一つは羽黒山伏であり、もう一つは実業人として、遠野の経済界に大きな比重を占めてきた。江戸時代に館林は二家にわかれ、本家は裏町で山伏をし、華嚴院泰堂という学者を出した。別家は仲買人で、味噌・醤油の醸造で財をなし、遠野の幕末の文芸と武道の中心となつた文武館をつくった館林与右衛門を出した。しかし、この家は江戸時代から大正ころまで、小友村の金山と密接な関係があった。

同家の財は、どうやら表には見せない裏の金山経営に支えられていたようだ。この深い金山への傾斜は、先祖が館林からきた動機と深く関係しているようだ。たぶん奥州にきた兄弟一人は、金山を探す山師であったろう。兄が東山とどまつたというのも、これと関係がある。本吉、東磐井（東山）、氣仙は伊達藩の四大金山がまたがる地域だ。東山と遠野は、小友から姥石峠経由で一日の行程で行ける。

山伏は山師、猶師から転化したものだ。早池峰の開山、始闇藤藏の前身は山師と猶師であった。館林も山師から修験者になり、山神への信仰の力で金鉱を見つけようとしたのだろう。花嚴院は、江戸時代の遠野の文化、経済に深い影響を与えてきた。

ゆりかごから墓場までの加持祈禱

山伏は、人間の一生にわたつて深い関係をもち、生まれてから死ぬまで山伏は人生の影のように付き添つていた。

出産が難産の時は山伏がよばれ、三密の祈禱の後、山できたえた大きな声で産屋がゆれるほどの気合いをかけ、難産に苦しむ妊婦に活を入れて出産が順調に行なわれるよう祈つた。額に汗を流し、苦しむ妊婦と同じ表情で、

両眼を光らし、九字を切り、印を結んだ。妊婦の苦しみを自分にひきよせ、これを法力で降伏させる祈禱を行つた。

生まれた子が弱いときは八幡さまの取り子にしてもらう。これは、民俗的伝統行事として弱い子を一度捨て、カミに拾つてもらうという論理の流れがあつての再生の儀式であつた。

山伏は、この本尊の取り立てた子に、取り子名をつけた。大正に生まれたころの人は、戸籍の名と取り子名の二つをもつていた。『遠野物語』の話者佐々木喜善は、若宮の神子からもらつた名前を広、八幡坊からもらつたのを長助といった。明治のころの学籍簿はいかげなもので、この取り子名が堂々と幅をきかし、税金の取り立ても取り子名、もちろん家でも近所でも取り子名で呼ぶから、女人などは一生自分の本名を知らないでしまつた人がたくさんいた。男は、徵兵検査のとき初めて本名で呼ばれ、「だれの名だろ」なんてぼんやりしていると係官がきて、「自分の名をわからない山猿はどこの生まれだ。」などと怒鳴られ、びんたをはられたという話をよく聞いた。

取り子にする時の祈禱は息災の修法で觀音經を読み、取り子の守り札を渡した。この時の謝礼は、米三升から五升というから當時としては決して安くない。取り子の名前を誌しておき、朝の勤行祈禱の時は、この名前を出してホトケ供養したから、一年間の守護代という意味があつたろう。正月、五月の節供の時は、この取り子たちが鏡餅一枚、米三升を持ちより、祈禱を受けた後に、この餅をみんなで食べる習慣があり、大騒ぎをして終日大変だったという。

男は、十五歳になると遠野三山めぐりをした。この先達を山伏がした。前日は神社の長床に集まり、夜ごもりをして翌日未明に出発した。六角牛山にのぼり、ここから早池峰、石上山と一日のうちに三山をかけ、八幡宮につくのは真夜中になつた。

年ごろになると、結婚の相手をさがす、男は意中の女が、女は思いをかける男が好きになつてくれ、と青春の

悩みの深刻な時だ。この相談をうけると加持祈禱を行い、相手に誠意が通じ、たちまち想う人と一緒になれるという修法であった。

厄歳は、男は二十五歳、四十二歳、六十歳、女は十九歳、三十三歳、この厄歳に当たった人は歳祝いをする。山伏は、ここに呼ばれた時は息災の修法をほどこし、仁王經や般若經の一部が読まれた。

死者の儀礼には、山伏は直接にはタッチすることはなかつた。葬式がすんでから後払の修法をした。死者の成仏を祈り、家の死靈の祟（たたり）りをなくすためで、ここでは降伏の修法が行われた。

このほか、種々雑多は信者からの依頼があつた。

山伏の加持祈禱

山伏は、荒行で得た驗力を駆使して、加持祈禱をする。どんなものが加持祈禱の対象になつたか、これを見ると庶民が何で苦しみ、山伏に何を求めたか、おおよその見当はつく。遠野の羽黒派山伏良嚴院所蔵の『山伏御大事』より抜き書きした。

取子ノ生死ヲ知ル事 乳出ス大事 病氣ヲ見テ生死ヲ知ル事 烏鳴之呪 屋舗祭大事 護身法 疫病サマン
夜泣符 腹ノ内ニテ子ノ死タル時ノ符 水神女ノ腹ニ入タル時ノ符 腹ヅマリノ符 サカサ子符 ムネムシ符
女ノ腹ニ物ノ入アル時ノ符 いたちアラケル時之符 商事符 頭痛ノ符 一切夢違ノ符 子供火ニ入時ノ符 後
産ノ符 女三十三ノ厄符 腫物張リノ符 盗人家ヲ不出札 産符 トキヤク符 おこり符 のどニトキ立ツ時ノ
符 女、男ニ不縁ノ時ノ守 女、男嫌ニヨキ符 夫婦ナカヨキ符 フサガリヘ行時守護 子安ノ符 腹中ニテ子
死タルニノマセ必生キサセル符 月水留ノ符 月水見ザル時ノ符 疫病払イノ符 馬札 惡魔払イノ符 水神よ
けノ符 怪異ノ符 腹痛ノ符 小便不出ノ符 血虫ノ符 サムケ立ノ符 食傷ノ符 荒神ノトガメノ符 難産ノ
符 神ノタマリノ符 俄病ノ符 口上ゲ符 蛇喰イノ歯抜 ノト腫 小児シリコヌケ 虫腹 シハブキ 血ヲハ
ク カイコニ鼠ツク時 女ショウカチ 男ショウカチ 狐鳴キ ハシリビト止 カラエツキ イタチ鳴キ 長血

血トメ 中風病 物ニウナサレル時 病入食ヲ食ワヌ時 人失セノ時 家ノ鳴ル時 釜鳴リノ時 家ノ上ニト
ビ登ル時 牛ノヤム時 牛ノアラケル時 大便出サル時 尻ノケツ干セタル時 ネツミアナヲホル時 下人逃ル
時 アセトリ 腰ヤミ 耳ノキコエヌ時 野狐ツキ 鷺鳥家内ニ怪ヲナス時 犬狐怪異ヲナス時 毒虫羽蟻螺等
怪アル時 咒咀不負 月水延ス 長病氣止 田虫咒 鼻血止メ 衆人状敬符 男ノ手ヲ離スノ守 思事カナウ符
沙汰ニ勝符 訴詔 バクチニ勝ツ 離別 人ニ用ヲ云時 稲荷放 一切惡難払 シャクリ 口ノ内ニ茸生ジタ
時 惡日惡方ヘ行ク時 眼ツヅレタ時 死人持タル人守 舌ノ病 塞ヘ行ク時 遠行ノ時 金神守 仏神參詣ノ
時 吉福ヲ得ル守 道切守 物狂ノ時 咒咀返 身堅 女ノ男ニ無縁ノ時 蚕ヲ出ス時 子ヲ求メル時 船守
子返シ（子ドモヲオロス）時 田畠虫付キ 男女間ヲ放ス時 盗人ヲアラワス ハシカ 子ヲ不持ノ秘 狐家ノ
アタリニ集ル時 懣靈放返シ

山伏が村落内で果していいた機能は実に多かった。この文書では特に薬師（くすし）としての要求が圧倒的に多い。特に、子返しといった堕胎などにも山伏は関係していた。出産に関する禁厭（まじない）が多く、女性のお産は生死にかかわる重大事であった。子安祈禱・取り子など子どもの成長の安全、大きくなつてからは男女間のいざこざ、旅行、訴訟、賭事（かけごと）、奉行人対策、人間の一生の通過異変は、ほとんど山伏にたよつている。

また、農業生産・商売の豊作・繁昌を祈るものが多い。家鳴り、釜鳴り、鳥や動物などの界常、怪異、夢など古代人の鋭敏な感覚は予兆をおそれ、山伏へ足をはこぶ回数は多くなる。病氣をなおし、生産力を高め、前兆を予防、呪咀（じゅそ）道切りをして安定した生活を得るという、極めて広範な需要に応じていた。

山伏たちの四季と生活

江戸期の気温は、平均して三度は低くかったという。秋の取り入れが終わると冬はすぐにやつてきた。この秋

から冬にかけて、村にはいろんな講事があった。日待、月待、夜待、二十三夜待、二十六夜待、大黒祝い、十五居待、庚申待、火防、山神講などである。

良嚴院がこんな時に携帶した『修驗諸大事』は手あかにそまり、ぼろぼろにすり切れている。加持祈禱の虎の巻きで、原本は桐の箱に入れて大切にし、消耗がひどくなると書き改めた。文字どおり八幡宮の権威を背に東奔西走したらしい。この時の謝礼の記録はないが、貧しい農民相手であつたから、米三合、小豆一升程度だつたらう。どぶろくと共に飲みあかし、大酒のみでもあつたらしいので、炉ばたに寝こんで夜をあかす時もしばしばあつた。

ところが、八幡坊は代々棒術の大家が出た。盜人が逃げるのを後から棒を投げ、足にからませて押えつけたとか、畳を棒ですくいあげて宙に浮かし、その畳がそのまま落ちてきて元どおりに納まつた、とかの話もある。いくら泥酔していても馬鹿にはできなかつた。酒がはいると神楽の恵比須舞を舞つた。女舞は荒舞よりも難かしかつが、この女舞が絶品だった。また催眠術、氣合術にもたけていたらしい。子どもなどは瞬時に眠らせた。生産には直接参加しない寄生一族であつたが、彼らは彼らなりに宗教家として生きていくために勉強にはげんでいた。郷校信成堂にも行つていたらしいが、どうしたわけか版木を持ち出し、今に伝わっている。勉強がいやになり失敬してきたのだろうか、暴れん坊もけつこういたらしい。

阿曽沼の子孫だ、十八世だ、二十世だと落書したのもこのてあいのいたずらだろう。

十一月から新年の元朝参り、春祈禱のための切り紙（こ）護符づくりで、八幡別当の家族は夜なべをしなければならなかつた。八幡さまの除夜の鐘がなり出すと元朝参りが始まる。やはた八幡参りといつて八つの村の八幡さまに願をかけると願いがかなえられる。その筆頭の遠野八幡宮には遠野郷の人々が集まつた。

この夜はまた、神樂祈禱を行つた。

別当の正月の修法会は、前行七日、後行七日行われた。修正供といつて本尊に米、雑穀、塩、水を供え、金光

明經、仁王經、陀羅經の輪読、写経、觀想などが行われ、満願の十五日は檀開きの祝宴が家族一同によつて行われた。また、一般の山伏たちは自分の霞、旦那場をまわつて祈禱し、御守札を配る春祈禱にいそがしかつた。それから神樂の門づけが行われ、別当、山伏たちの一年間で一番いそがしい時期であつた。

殿様には羽黒山伏は、お目見得以下だから新年の挨拶には行かなかつた。ところが、本山派の年行事大徳院のところには行かなければならなかつた。この大徳院は難物で、特に羽黒山伏には、辛くあたるため礼物、口状には特に気を配つた。このほか、妙泉寺、東善寺、善應寺の遠野三ヶ寺に正月礼をして歩いた。この大徳院への礼は五正月の年二回の節供に行われた。

五月、六月は、田植えが順調に行われるよう、増益福德の修法を求める百姓の祈禱で多忙を極めた。

山伏にとって毎日ではないが、羽黒三山の入峰修行が金と時間のかかる重大な行事であつた。入峰修行をして、羽黒山から補任を受けなければ、職業的山伏をやれなかつた。山伏の息子が世襲するために、生涯一度は入峰しなければならなかつたし、山伏の地位を高めるには、入峰の回数を増加しなければならない。秋の峰は、諸国山伏出世の峰といわれた。末派修験者に位階昇進の機会を与えられるから、諸国から山伏たちが集まつてきた。

江戸期は、七月二十日から八月四日までの十五日間の修行をした。この入峰のためのコースは、五輪峠をこえて江刺から奥羽街道に出で南下、古川から岩出山、鳴子の尻前関（しとまえのせき）をへ、山刀伐（なたきり）峠を経由して大石田に出て最上川沿いに新庄、戸沢、立川と下り、ここから手向（とうげ、現羽黒町）に入り宿坊にはいった。遠野から七日間の行程であった。三山での入峰修行は十五日間、帰路は秋田通りから鹿角（かづの）を経て盛岡にはいる。遠野の盛岡屋敷（現県庁裏、大手先）に寄り守札を配り、これから日詰、大迫と遠野街道を使って一ヶ月をこえる長旅をおえるのであつた。

補任状をもらい新先達になり、先達、正先達へと進むが、普通の先達は入峰五度以上、九度以上が大先達、それ以上が大宿、越家（おつか）と進み、入峰三十六度以上が大越家の最高の位になつた。

三、遠野八幡坊

羽黒山伏では最上位

八幡別当では、正式に羽黒入峰は第四代の行樂院照山が寛文四年に修行し、行樂院と院号をもつた時からで、第五代の照栄の時に良嚴院の院号をもらい、以後、一、二、三の例外はあるが良嚴院でとおした。

- 葬礼烈作（列座）
- 大徳院（本山派）
- 良嚴院（羽黒派）
- 善行院（羽黒派）
- 慈聖院（羽黒派）

（善行院文書）

大徳院は、遠野本山派の年行事職（地区の山伏の統括者）で、羽黒山伏も大徳院の支配下にあつた。大徳院の首座は当然である。善行院と慈聖院は羽黒派山伏の頭襟頭でこの派の山伏の代表世話人であつた。ところが、次座の八幡別当は無役の一羽黒山伏である。

八幡別当の席次の高さは異様である。この理由は、中世の前地頭阿曾沼氏以来の八幡宮の歴史の古さにあるとしか考えられない。良嚴院の系図には、「遠野横田村本宮八幡（宮代の元八幡）、若宮八幡（現在の鷲岡山下の八幡）、加茂、諏訪四社別当良嚴院」とある。このうち徳川中期に加茂の別当職は、大徳院に横領されてしまうが、城の左右、前面に配置した阿曾沼氏ゆかりの神社を独占していた。現在の遠野の阿曾沼姓の一族は、阿曾沼

家滅亡後、墓守りのために世田米の阿曾沼館から遠野へ帰った人たちの子孫であるといつてはいた（阿曾沼トク氏談）。

良嚴院の系図には出てこないが、十一代の良嚴院照堂の所持印の『五経字引』の裏には「先祖浅沼権之守広長、三男教智、金龍寺の末院、当院二十世良嚴院照郷嫡男、峰章房政照」と記されている。阿曾沼系図では広長以降の記載は混乱している。滅亡後の子孫にはだれも興味は示さなかつた。

良嚴院は、これを利用し阿曾沼一族説を流したものだらう。また、世間にはこれを信用する背景もあつた。宮代の元八幡時代から別当で、城中で護摩をたくなど阿曾沼家に接近していた。阿曾沼家ゆかりの神社の別当をしていた。また、阿曾沼家滅亡の落日の光景は、年をへるごとに美化されてゆくし同情も高まる。八幡別当へは前地頭阿曾沼氏の形代（かたしろ）として、山伏としての世俗の権力をぬき去り、前地頭の懷しさの象徴として位置づけてきたようである。

八幡別当は十石の重み

寛文元年、宮代から驚岡山麓に八幡宮が移る。これに先だって寛永六年（一六二九）には、社領十石が遠野南部家から寄進されている。社寺領は前代の額をそのまま追認しているので、たぶん阿曾沼時代にも十石の社領はあつたろう。江戸時代の御支配帳（現在の職員録）には、次のように記録されている。

一、十石	八幡別当	（良嚴院）
一、六斗五升	賀茂別当	（大徳院）
一、三石六斗	善行院	
一、七石	日山別当	（慈聖院）
一、三石	志和稻荷別当	（萬藏院）
一、三石	山谷觀音別當	

- 一、三石 志和左比内村熊野祢宜
- 一、一石三斗四升三合 鞍迫觀音別當（觀藏坊）
- 一、三石 日出明神別當か
- 一、一石（御内役御免） 松崎觀音別當
- 一、二石（但し現米、外一人扶持） 花嚴院
- 一、一石四斗五升三合 知音院

（妙泉寺文書）

山伏で祿高は別当が最上位にいた。この十石は知行米ではなく、蔵米としての十石であろう。八幡宮には神田、神楽田はなかつた。当時、一人、一日三合の米を食べるとした。十石では十人が食える。

寛政七年の良嚴院の家族は六人だから、六石の米で最低の食糧は確保できた。残りの四石分が衣、住、副食物、光熱、筆墨、紙、交際費などの生計にふり向かれる。この分は、食糧としての一石の米の三倍から四倍は必要であった。六人家族では三十石か四十石もらえばまあまあの生活はできた。八幡宮の別当は、その不足分を加持祈禱、お札配り、あるいは現在雜祭と呼ぶ地鎮祭、火防（ひぶせ）、年祝い、安産、子安祈禱などで働き出さなければならない。

ところが、この札を配つてあるくと繩ばかりを本山派は霞（かすみ）、羽黒派の山伏は旦那場（だなば）といつたが、これが八幡別当にはなかつた。八幡別当より祿高の少ない善行院、慈聖院は旦那場も広く、田、畠、山林、馬も十頭以上持ち、大百姓として経済力は豊かであった。入峰回数の多いものにしか与えられない越家（おつか）の身分などが両家から出ているのは、この基盤があつたからだ。修驗の家柄で遠野の経済界に大きな地歩を占めたのは花嚴院である。

また、本山派山伏の年行事大徳院は、本山派、羽黒派を支配し、役錢の徵集権をもつていた。六石五斗とい

う表高だが、実収入は五十石以上あつたろう。これにくらべると、八幡別当は山伏では最高の祿高ながら、現実には貧乏で生活は苦しかった。

羽黒対本山派山伏のいざこざ

享保十一年の『慈聖院文書』に、次のような八幡宮の神子（みこ）の記録が残っている。

「遠野横田町八幡宮神子 代々羽黒神子ニ而、八幡別当良嚴院引導等、諸事支配致來候、去年四月十日、右之神子一ノ庭病死仕候得者、本山年行事大徳院、押込引導致候故、良嚴院、先年之通引導支度致居候内右之通ニ而何共難儀仕候事」

良嚴支配の羽黒神子の葬儀の準備していたところ、本山派の大徳院が強引にはいり込んで引き渡しをわたすという、まことに奇怪な事件をひきおこした記録だ。

この事件を理解するために、本山派対羽黒派の山伏の対決にふれる必要がある。封建社会は大名、武士、百姓、町人のみならず、宗教界も厳しい身分制度、思考と行動に規制を受けた時期である。

寛永年間、出羽三山の主導権を握った天宥は、一山の繁榮策として関東における唯一の門跡寺院の東叡山輪王寺を頼み、天海大僧正のつてで圭海を羽黒別当職に迎えた。このような羽黒派の勢力温存策は、その後の一山と末派修験に深刻な影を落とすことになった。裏目に賽は出た。羽黒一山は輪王寺の末寺となり、地方の山伏は輪王寺末寺の天台寺院の支配を受けるようになる。

南部領では、盛岡の輪王寺末の法輪寺が全山伏を統括することになる。この法輪寺は、羽黒山伏ならびに神子の羽黒山からの補任状を取り上げ、本山派に改宗させようとした。このため羽黒山伏は法輪寺支配をいやがり、やはり天台の盛岡大勝寺を触頭（寺院の支配頭）にさせるように願い出、この申し出はとおった。

ところが、間もなく盛岡市内志家町にあったといふこの寺は断絶になつた。このため、盛岡広福寺が三年間触頭をつとめたが、混乱し羽黒山伏は困りはて、ついに貞享三年、遠野鱒沢村の善行院を触頭にし、元禄四年まで南部領では、盛岡の輪王寺末の法輪寺が全山伏を統括することになる。この法輪寺は、羽黒山伏ならびに神子の羽黒山からの補任状を取り上げ、本山派に改宗させようとした。このため羽黒山伏は法輪寺支配をいやがり、やはり天台の盛岡大勝寺を触頭（寺院の支配頭）にさせるように願い出、この申し出はとおった。

ところが、間もなく盛岡市内志家町にあったといふこの寺は断絶になつた。このため、盛岡広福寺が三年間触頭をつとめたが、混乱し羽黒山伏は困りはて、ついに貞享三年、遠野鱒沢村の善行院を触頭にし、元禄四年まで

六年間つとめた。

この善行院は上鱒沢にあり、平泉から落ちてきたといふ山陰流藤原氏を本姓とし鱒沢館の真下にあり、鱒沢左馬之助広勝の御用山伏だったろう。今は取りこわしたが、昭和三十年頃まであった。独立の本堂は遠野ではここだけであった。この善行院の死後、子どもの大学院が相続したいと願い出たが許可がなく、羽黒派は触頭をおくことができなかつた。このため、臨時に花巻の本山派の年行事市明院を触頭にさせるが、これも横暴をきわめていたようだ。役錢を取り、羽黒派別当の神社の祭礼を妨害し、羽黒派から本山派への改宗をおおびらにくりひろげた。

元禄三年ころの南部領内の山伏、神子は七百余人であった。ところが本山派の横暴で、羽黒派から改宗して享保年中は山伏、神子は三百人まで減つてしまつたと嘆いている。

この対立の波は遠野盆地にも波及してきた。本山年行事の大徳院は、遠野南部氏が八戸から遠野へ村替えになつたとき、同行したといい、八戸にいた時は恐山を支配していたと伝承されている。この大徳院の子孫は、明治の早い時期に遠野を去り、私的な系譜その他は伝わらなかつた。六日町神明社の境内の別当寺に住んでいたというが、詳しくはわからない。

良嚴院は、阿曽沼以来の古い家格を維持していたが、新参の大徳院は頭が上がりなかつたようだ。

善行院、慈聖院（綾織町向、胡四王）、花嚴院、良嚴院などは連名で何度も寺社奉行に、大勝寺に、羽黒山御役所に本山派の横暴を訴えているが、羽黒山には、地方に触頭をおく権限は輪王寺末に位置づけられたためにどうにもできなかつた。

八幡宮の鐘つき

この八幡別当良嚴院の家族構成は、寛政七年（一八九五）には次のようになつていた。

メ九人内 修験三人、神子一人、俗男一人、俗女四人

(慈聖院文書)

天台宗というのは、本山派の天台ではなく、羽黒派が江戸期に、今までの無本独立から、本山派、当山派に対する抗上、東叡山の兼帶という形をとったからである。

この『宗門改帳』を見て山伏と同じ家内帳になっている神子（みこ）の一家は、同居していないと思われる。この神子が、山伏と一組となってきた歴史は古いようだ。神子は口寄せ、託宣といった靈界と俗界の翻訳であるのに対して、山伏は加持祈禱を行い、苦しみ、病む者に再生の力を付加してやることにあった。女性特有の心理でなければやれないことと、男性の心理の集中した浸入力で、病む者の性格を変えるという宗教心理をたくみに組み合わせる方式をとっていた。

良嚴院の家は、現在はリング園になつていてわかりにくいが、鳥居をくぐり参道を真直ぐに歩いたつき当たり、手水場の二、三十メートル先きにあつた。茅ぶきの直家の農家で、南面して庭には池、築山などがあり、これは現在も残っている。この家のまわりの畠は八幡坊の手作地で、明治のころまで馬は二頭いた。十石の祿高だけで

は食べていけなかつたので、ふだんは農耕する百姓山伏であった。

神子は、たぶん独立した家をもつていたらうが、その場所はわからない。

別当の家の朝は、鐘楼の鐘を鳴らすことから始まつた。朝六ツ（六時）、暮六ツの二回ならした。

この鐘は、元禄三年南部義論の特命で鋳造し、当時文名の高かつた盛岡の永福寺清珊が銘を書いた。そして、明治の排仏棄釈の時に破碎されたとか、祿をはなれた八幡別当が貧困で背に腹をかえられず無断で売つたとかいわれているが、真相はわからない。

別当の家には、加持祈禱の依頼の武士、町人、百姓の老若男女が訪れた。この依頼者の話をじっくり聞きとり、修法の種類を考えぬき、別室で法衣に着替え、依頼者と拝殿におもむき祈禱を行う。依頼者の雑多な注文は、およそ次のように分類できた。

一、息災の修法 病をなおし毎日を平穏無事に暮らせる。

一、増益の修法 福徳繁榮を招く。

一、降伏法 怨敵、悪人、魔魅（まみ）を伏させる。

一、敬愛の修法 男女が好きになり和合できる。

山伏は、この四種類の祈禱を駆使、信者の功德力、加持祈禱者の法力、本尊の加被（かひ）力の三者を結合させ、本尊の力を信者に感染させるのが祈禱のねらいであった。山伏の行う密教の祈禱は護摩をたく、焼香することは本尊の供養のためである。

八幡宮の本尊は阿弥陀様で、この本尊は日本に渡ってきて姿を現わすときは、神功皇后と応神天皇という母子神になっている。江戸時代を通じて遠野八幡宮は、神仏混淆であったから、中央本尊は阿弥陀仏で、脇に応神天皇像、八幡太郎義家像がおかれていた。

護摩をたきながら三密の修行をした。三密の修行というのは

身密・印を手に結ぶ。

口密・真言を誦する。

意密・本尊を觀想する。

この三密の連動によつて別当は、そのままで仏になることで強力な加被力を太陽のように放射し続け、功德を信者の意識と体のなかに滲透させる。これが加持祈禱の外側の簡単なスケッチである。

四、神仏の分離

神仏分離の大波をうける

明治元年に神仏分離が発令され、移行期をおいて明治五年に神仏分離が断行される。

明治新政府にとって、この山伏、神子の存在は神道ではない、仏教ではない、合理とは対極の呪術のかたまり、原始の宗教の化石が露出しているみたいで、最も嫌悪すべき存在であったようだ。本山派、当山派、それに各地方山伏の羽黒、吉野などは政策に抵抗あるいは流されながら修驗道は社会の表面から消えてゆく。

遠野の神仏分離は徹底して行われた。江刺県庁が明治二年から四年まで県庁を遠野の信成堂におき、その新政府の方針が実施される。最も近い場所に位置したこと、和賀郡丹内の国学者小原実風の影響を受けた俊才たちが県の史生（書記）をしていたことがあげられる。

遠野八幡宮として阿弥陀と八幡の神像を同居させ、良嚴院という社僧によって祭祀を管理されてきた神仏混淆の権現信仰から、仏教的要素をはらいのける。遠野八幡宮の本尊は、龜徳院様（信有の実母）の信仰した阿弥陀様であった。これは幕末であったというが、この神仏分離のどさくさの時に大鐘（冶工盛岡住人釜屋五郎八）などとともに行方がわからぬ。

また、明治元年に十石の祿を失つた良嚴院は神職に復飾（一度僧になつた者が元の俗人にかえること）し、良

厳院本照から石川直弥に、長男の修法院貞觀は宮代の菊池家に婿入りし、元八幡の神職となり、菊池元見になつた。阿曾沼氏に由来をもつ、八百年間の土着の修驗者の働きはここで終わつた。

明治六年には、伊能友寿（伊能嘉矩の祖父）が八幡宮祠官となつた。新しい波は着実に八幡宮に押し寄せていた。

幻の八幡神楽

神楽は、鹿踊とともに民俗芸能の宝庫遠野の二つの柱である。

遠野の神楽もたくさんあるが、二つに分けることができる。

一つは山伏神楽、もう一つは神人（しんと）神楽である。この二つの分け方は明治になってからの名称で、江戸時代の『良嚴院文書』では大出神楽のことを社家神楽といつている。早池峰山妙泉寺の新山宮で伝えられたもので、その神楽の始祖が伝えたものであった。神人神楽というのは神祇道にもとづく社人が伝承したものにつけた名前であることがわかる。一方、山伏神楽は修驗道による山伏が伝えたものをこういった。

神人神楽の中核は新山宮で、この特長はテンポがおそらく莊重、このためテンポの早い山伏神楽にくらべて舞は難かしいという。はやいとくまがかくれ、おそいとくまが目立つという。

遠野の人たちの郷土芸能への音感はすばらしくよく、家のなかで雑談していくても、八幡祭で各村々から集まってきた神楽の太鼓、笛、手びらがねの囃（はや）しの音で、あれは三拍子だから山伏神楽、これは五拍子だから神人神楽だと流派をあててしまう。

では、山伏神楽の中心といえば、これは八幡神楽であった。昭和七年、本田安次が遠野八幡神楽の調査をした時に、八幡宮の門前にあつて世話係をしてきた菊池長福は、維新前は遠野一郷の法印が集まつてやつたものだ、とはつきりいつている。良嚴院に伝わる『諏訪明神祭礼記』を見ても、山伏が集まつてきて、湯立神楽を奉納している。

現在、八幡宮の祭典に遠野の民俗芸能がすべて集合するのは、山伏とくに羽黒山伏の結合の中心が八幡宮であつて、山伏と彼らがもつっていた芸能が寄り集まる歴史的な積み上げがあつたと思える。

『良嚴院由緒書』によれば、宮代から現在地に移った時は、一間に五間の広さの湯立間があつた、と誌されている。これは、湯立神楽をすでに奉納していたことで、この時の神楽は宮代の元八幡宮にあつたものか、当時の羽黒山伏たちに伝承されていたものを、この間で行つたものだろう。当時祭の時は湯立神楽をし、神子が神がかりになって託宣をするのが、祭の最も大切な場面であった。この託宣のない神楽は略法神楽といつて、神子が急病とか事故で託宣ができない場合の特殊なケースで、これでは祭の意義はない。託宣がいかに重要であつたか、我々には想像できないものがあつた。

八幡神楽は、大出の社家神楽のように単独で神楽一座をもつていたかというと疑問がある。新山宮の神楽については記録があるが、八幡神楽についての江戸時代の記録は良嚴院の『諏訪明神祭礼記』以外は今のところない。これも、山伏が集まつてきて神楽一座を形成し、終われば自由解散で座はなくなつてしまふ。このような例としては、土渕の河童渕で有名な阿部家の氏神、稻荷さまのダンビラケーという神楽にもあてはまる。

ダンビラケーというのは正月の修正会で、満願の日に行われた。ここでも山伏が集まり、湯立神楽をしたという。この祭場になつた阿部家には神楽一座があつたという痕跡はない。

八幡神楽は、明治になつてから一座が結成されるが、その時の山伏神楽を移出させたのは、上組町の蒼前の別当の鈴木真人（竜法院）からで、さらに昭和十五年には翁の舞を附馬牛の和野の千葉長覚（意樂院）から教わつた。これは「神楽舞歌」に歌詞はあるが、舞がなかつたからで部分的な導入であつたらしい。

このようにみてくると、八幡神楽が姿を現わすのは明治初年の上組町の御蒼前の別当が庭元になつていてものを移植し、それに昭和十五年前後に附馬牛和野から一部を摘木したものをいう。この上組町の系統は飯豊神楽、糠前神楽になり、現在ある山伏神楽の源流になつている。

式舞の順序

- 神おろし
- 一 岩戸開き
- 二 鳥舞
- 三 三番叟（そう）
- 四 年寿
- 五 恵比須
- 六 山の神
- 七 八幡舞
- 式外
- 三宝岳荒神
- 五大龍王
- 鐘巻寺
- 機織り
- その他
- 神上げ

これらの神楽の舞の順序は、神人神楽が式舞の最後に行う岩戸開きを、最初にするのが山伏神楽で、また採り物を鈴木というのを錫杖（しゃくじょう）、頭にかぶるカツバの皿のような髪を毛（ケ）ザイとよぶのに対してシャガ毛（モ）と山伏神楽は呼んでいた。毛ザイ、シャガ毛は神をのせる台座、神座（かみくら）である。ホラ貝は門付けの時に使用し、遠野では八幡神楽だけであつたから、ホラ貝神楽といって名物であった。

では、明治以前の山伏が参集しての湯立神楽とは、どんなものだったろう。

昭和七年、本田安次が遠野にきたときに野崎神楽を見た。この時踊った十二、三歳の子供たちの達者な舞にびっくりした。とくに年寿のような女舞を大人も及ばないほどしっかり踊り、三番叟のような翁舞も足どりがしつかりしていた。よほどの天賦に恵まれているようだ、と回想している。この野崎神楽の環境がよかつたら、岳神楽、大償神楽に匹敵するすごい神楽になっていたろう。この時踊ったのが菊池隆之助、内川口留之助たちであった。この人たちや八幡神楽の菊池福蔵も同じ意見だったが、舞というものは同一人物でも二度と同じ舞を再現できないし、同じ山の神の舞でも一人一人の型は違うという。

これは、民俗芸能の発生の始まりが、音の旋律（せんりつ）によって体が自然に動きだす旋律反射体技と、その動きが音をどう感ずるかという解釈で、過去の体験とつなぐことのできる場面の物まねをする。この体技と物まねを軸に民俗芸能は誕生する。最初は太鼓、笛、手びら鐘だけのリズムだけで、舞手は自由勝手に動いていたろう。これに寿言（いごと）が加わり、物まね、場面の感情で出すためにいろんな舞の手が考えられ、舞は定型化するようになる。湯立神楽は、大きくは伊勢系の神楽だが、地方によって特色がある。では、この寿言あるいは神楽歌はどこでつくられたのだろう。

綾織の慈聖院には、『齋部（いんべ）秘伝神楽本紀』なる和綴の冊子がある。齋部、忌部は神道家、陰陽道の大書家で『古事記』、『日本書紀』を家学とする名家である。これと同じ陰陽道を伝えた名家に占部、安部晴明の一族などがある。この陰陽道、天文学、暦法、神代記に詳しい系統の者たちが神楽歌作製の裏方たちであろう。

神楽は、新年の修正会に舞われていた。修正会は、年の始めに天と地の運行が変わりなく進行することを祈願するためのものであった。自然と人間の運行は、陰陽の二つから構成されている。この陽の運行を阻害する天変地異、疫病、不作を除き、降伏させ、陽の正常な回転が続けられるように、限りなき祝福を放射する最大の聖なる行法が修正会であった。

『古事記』や能楽、地方特有の伝説が神楽歌に組みこまれ、歌謡としての言靈と体技の舞としての祈禱が一つになっての行法であった。

「秘伝神楽本紀」といったものは、中世末の戦乱の時に天文、暦法、陰陽道の古代の体制からはみでた有識故実家の収入のための創作改訂があつたろう。

慈聖院阿部家のものは延久元年（一〇六九）、忌部兼春によって作成されたように記した秘本が寛永九年（一六三二）に鹿島大宮司に伝わり、この関東総代理店ともいべきところから、地方の社家、山伏に長い歳月をかけて転々と伝授されて行く。神楽伝播の行跡が鮮やかに残されている。この神楽を受けいれたというところは、神楽の修正会の効果が一村に及ぶことを吹聴し、旦那場、霞場の独占確保に威力を發揮する目玉商品となつたであろう。

八幡宮の祭典は、この新しい商品の宣伝の場であって、遠野の山伏たちの神楽見本市的にぎわいを呈していたのであろう。現在、祭に遠野郷全体の民俗芸能が大集合する。その原形はすでに中世末から近世初頭にあつたと思われる。

八幡のすべてをゆるす解放の阿弥陀の信仰と、華やかは芸能の渦が収穫を前にした村々を巻き込むのが八幡宮の祭の中心の神楽であった。

遠野若宮八幡修覆遷宮棟札

大行事梵天王
聖主天中天伽陵頻伽声
奉修覆若宮八幡寶殿大日那源信有公武運長久子孫繁昌領内安全祈攸
哀愍衆生者我等今敬礼

四月十五日

遷宮導師妙泉寺住法師宥言

小行事帝釈天

別當修僕兩嚴院再拜

一切日皆善
諸仏皆威徳
以斯誠実言
年々大好年
日々大好日

一切宿皆賢

羅漢皆行滿

願以此功德

普及於一切

如來成吉祥

我等与衆生
皆共成仏道

月々大好月

時々大好時

遠野横田村八幡玉躰新造記
(端表書)

八幡玉躰新造記

窃以混沌一元清者昇而為天濁者為地動者作妄寂者作真萬法真如本躰是一也根源豈二乎然則夏之松段之柏入境移風矣又聽崇敬礼費者万善之至要故不測儀之仏無不感應焉千茲有閉伊郡釜石兵衛直利ト云者以商賈雖為業其性貞崇神明歸仏陀矣(遠)信當社八幡故曾應神天王之尊像并神鏡翠廉幣帛神酒鈴等遠求京洛來而雖欲乞願於奉野領主源信有君(ママ)憚卑賤而敢不言予則許容焉于時享保十五(庚戌)歲二月十天哉時哉幸得靈廟感德之吉辰而在山密場謹奉開眼供養修行本地供僧点戒香擎蘋繁恭誦呪讚神懃懃靈豈不感通乎依此良緣信心願主現世(アマ)馥當來菩提月朗而自然拔苦與樂之之中而已然後牧君命于家臣等同(年三月初)八吉日嘉辰而前後騎馬魏々焉以奉遷八幡宮其式畢是以虛往實帰客男女(也)暮賽之人貴賤爭幣帛予并僧侶(アマ)奉祈祝當社信增法樂威光自在者(アマ)神地祇弥擁護本迹之大聖倍垂慈(武)運長久子孫繁榮下願主及庶之除災余薰泊万邦祥風不鳴条時雨不搖壤(アマ)豐登時和歲熟而上下鎮和樂兮再拜(云云)遷宮兩道師自在山東善寺權大僧(御法印有)順謹誌

裏書二字見切日皆善ノ文大伏其ノ下二

遠野領主新羅三郎義光卅一代八戸弥六郎源信有

其ノ下二

家粥

中館勘兵衛直主

是川宇右衛門景雄

中館十兵衛政

福田小左衛真武

広田長兵衛核玄

別当自在山東善寺法印

社主修驗良嚴院

于時享保十五庚戌(天)

左右に年号月日

三月初八吉(祥曜)

南部閉伊郡遠野横田村當八幡宮同所妙泉寺宥定筆記シ納置

良嚴より宥祀宛書状

覺

一、式貫七百文
一、三百文
一、式貫百五拾文
一、百五拾文

右之通出来申候

乍序懸御目置候

以上

七月七日

良嚴

宥祀様

〔註〕宥祀は五十九代早池峯山妙泉寺住職、文化二年に就任し、文化七年死去。良嚴は八幡別當良嚴院照盤か。

各寺院別當禄高

式百石	妙泉寺	一拾石
内三拾石附馬牛村御検見引合ニテ被下	東善寺	一拾五石
一百石	常福寺	一六石五斗式升九合
内三拾石現米	善應寺	一拾式石四斗
九拾五石	大慈寺	一拾石
九拾五石	端應院	一六斗五升
七拾石	常樂寺	賀茂別當
六拾石		
内拾石現米		
三拾石		

(以上『妙泉寺文書』)

修驗道社家□須掲書

遠野市遠野町感應院通

寛政九年巳二月大出社人共糠前村江被頼神樂致候を山伏共相支候ニ付 同十一月落許被仰出書写

裏町明宝院

其方儀 去々年二月四日 糠前村万右エ門志願筋有之 依帰依 大出称宜土佐相頼 早池峰山權現を同村吉右エ
門宅江 劝請 神殿舞殿之注連縄切飾補理置候処江罷越 檢僧之趣申向 理不尽ニ右注連縄引落致持參儀 狼籍同
様之致方 依而妙泉寺より訴出双方日數御尋被成候処 社家神樂者他村ニ而者不相成候間取押候様 兼而大徳院
より被申付相支候旨申出 依而大徳院江御尋被成候処 右之趣不申付段申出故 猶亦御尋候処 大徳院より不申
付儀為檢僧申伺候旨無調法之趣及白狀 上を偽候儀無調法主極候 依之嚴舗可被及御沙汰候得共 以御容赦隠居
蟄居被仰付

月 日

青笹村 智光

其方儀 去々年二月四日 糜前村万右エ門志願之筋有之 依帰依 大出祢宜土佐相頼早池峯權現勸請 神殿舞殿
注連縄戴粧等修理置候処江罷越 横田より沙汰之趣申伺候同裏町明宝院參懸ニ付申合 理不尽ニ右連縄被拵致持
參候儀 狼籍同様之致方 依之妙泉寺より訴出 双方數日御尋被成候処 社家神樂者他村ニ而者不相成候間取押
候様 兼而大徳より被申付候間相支候旨申出候 依而大徳院ニ御尋ニ成候処 右之趣不入申付段同申出故 猶又
御尋ニ成候処大徳院御答申上候通と申出 横田より之沙汰之趣候良嚴院毗合而已申向候由 右良嚴院古人ニ相成
候者之申分紛敷儀を以申向候趣前後之申出を以 大徳院不申付社家神樂支候段不輕不調ニ候 依之嚴重可被及御
沙汰候得共 以御容赦他村往来御差留隱居被仰付

月 日

妙 泉 寺

去々年二月八日 大出祢宜土佐 糜前村万右エ門より神樂得頼 同村吉エ門於宅 神殿舞殿注連縄戴粧等致置候
所 裏町明宝院・青笛村智光 吉右エ門宅江罷越 兼而社家神樂者 於他村致候儀差留候様 年行事より被申付
候間 神樂相成兼候由 依而為檢僧罷越由万エ門江申向 神樂相支其上注連縄引落 宝明院・智光致持參ニ付土
佐より段々兩人江 右趣意聞届申度懸合候へ共 是又相分兼候ニ付 及上訴 被遂御穿鑿候所 年行事不申儀相
偽 檢僧之趣申向候段及白状候 依之今般大徳院并役僧三明院糜前江罷越候而 明宝院・智光無調法被仰渡候
帰依之儀者双方共ニ相妨申間敷旨 兼而御沙汰茂有之事故 向後右通相心得可申旨被仰出

七月廿二日

第三 祭典・行事及び神職

一、祭典と芸能

祭典

遠野八幡宮の例祭は、阿曾沼氏時代は旧暦八月十四、十五日の両日行われたらしいが、詳しい記録はない。南部氏時代になって、宮代から社地を鷲岡山に移し、社殿を造営して遷宮、以後祭礼は毎年旧暦九月十四、十五の両日を例祭日と定め、初めて流鏑馬を奉納し、南部公は代参を派遣し、家臣の新田氏を代参としてつかわしたことが、『遠野古事記』に見える。以後、たとえ猿ヶ石川の洪水があつても、従前のように参詣は難渋することなく、盛大に祭礼が行われた。

祭礼の絶頂は、神輿渡御に加えて馬場巡りと流鏑馬の神事のほか、藩制時代は打球や競馬も盛んに行われ、あらゆる遠野地方の郷土芸能が出演した。神輿渡御は、往時は毎年行われなかつたらしく、豊作の年には盛大に執行したが、凶作の年には渡御を休んだようである。凶作は当時当地方としては日常生活に大打撃を与えたのだから、無理からぬことであつたろう。しかし近年は毎年神輿渡御が行われ、九月十四日午前十時ころ神社を出御して、新張、早瀬町から遠野町内を巡行して六日町の伊勢両宮神社に至つて駐輿し、翌十五日神社に還幸する。

神輿渡御に随從する郷土芸能は、当地方に伝わるあらゆる伝統芸能であるが、そのうちに役獅子（やくじし）というのがある。役獅子というのは郷土芸能の主役をなすもので、小友町長野の獅子踊りが役獅子とされている。昔は、獅子踊りの創始者といわれる角助の伝統である駒木獅子踊りも役獅子であったというが、今はそうではない。長野獅子踊りの由来について記述する。

当神社では、昭和二十六年に從来の祭神誉田別尊に加えて、大国主神、事代主神、少彦名神ならびに御年神の神靈を合祀したので、五月五日には春の祭礼も行われるようになった。この祭礼には開運講中の参拝もあり、祭礼後に催される大黒・恵比須の大額の抽籤と宝くじが人気を呼んでいる。抽籤で大黒・恵比須大額を引き当てる地域は、その年豊作豊漁といわれている。

当神社秋祭りの郷土芸能の主役を勤める役獅子長野獅子踊りの由来は、同地に伝わる『長野獅子踊由来』に次のように記されている。なお、シシ踊りの文字については、獅子を当てるものと鹿子を当てるものがあるが、近くは鹿子あるいは鹿を当てている。長野獅子踊由来については、次に原文のまま記載する。

「獅子踊ノ創メハ聖武天皇時代也聖武天皇ノ皇后御病氣ニ付医者ヲ掛けタレドモ何ノ効モナク依テ日本ニ有名ナル易者ノ占ニ獅子ノ孕子ヲ用ユレバ其ノ効アルベシトノ事ニテ獅子ノ孕子ヲ得テ是ヲ腹（注・服）用シ忽然御平癒アルト云フ此ノ獅子ヲ得シガタメ奈良ノ三笠山ニ獅子ノ巻狩ヲ催シタレバ四方ヨリ雲出デ忽チ雷神遊ビ其ノ内ニ一匹狩リ取り帰リテ催シタレバ大雨降リ是ヲ像リテ踊ノ通ヲ五ツニ限ルナリ其ノ御城ニ帰ル時刻ニ晴天トナリ宝山ト云フ次ニ獅子ヲ担グ時肩ヲ入レテ肩入葉ト云フ其ノ次ニ足ガ走リテ膝ヲ立テタルヲ膝立ト云フ此二人ニテ及バザルニテ四人持ニ直シ是ニテ四ツ葉ト云フ是ヲ像リテ踊ノ通ヲ五ツニ限ルナリ其ノ御城ニ帰ル時刻ニ晴天トナリ宝山ト云フ山ノ松ノ蔭ヨリ半月出デ其レヲ見テ半月踊ト云フ其処デ皇后様ノ申スコトニハ例ヘ動物ト雖モ命ノ親タリ就テ獅子ヲ神ニ祭リタシトテ天竺ノ白山堂ノ御獅子神ニ祀リ其ノ節東山奥玉ノ生レ東山奥玉ト云フ人御所ニ奉公ノ時ナリ此ノ御方記念トシテ創メタル踊ナリ此ノ御方獅子踊ニ聖武天皇ヨリ宝山奥山半月踊ト云フ名称ヲ賜リテ故郷ニ帰リテ再び創メ其レヨリ移セシハ東山大原長仙寺ヨリ興庵篤隆ト云フ和尚來リ長野ニ西來院開創セシガコノ時東山五書ト云フ友ヲ一人連レ來タリ此ノ五書慶長二年ノ歲東山五書長野ニ教ヒタルモノニシテ子孫繁栄ト踊リ伝ヘタルモノナリ
安政三年ニ南部様ヨリ蛇ノ目紋ノ幕五枚ヲ賜リタリ」

時ニ菊池長助外踊連中

寛保二年八月朔日獅子踊供養建立

助右エ門	大三	寅松
助十郎	三治	清七
万之助	藤平	平十郎
太平	征郎	
佐助	太郎	

弘化三年七月二十八日

昭和二十六年九月十二日再写

講中敬白

小友村長野獅子踊

菊池伊勢松
菊池 長吉
菊池 良孝

芸能

当神社例祭に供奉出演する郷土芸能は、その年によって増減はあるが、昭和五十八年祭礼に出た芸能及び“みこし”は、次のようにであった。

芸能団体

遠野町 遠野南部流鏑馬保存会

一日市南部ばやし保存会

穀町南部ばやし保存会

多賀まつり同好会

大日まつり同好会

遠野まぬけ節保存会

仲町南部ばやし保存会

上組町南部ばやし保存会

材木町自治会

六日町神明会

上早瀬遠野まつり参加実行委員会

松崎町 駒木しし踊り保存会

八幡神楽保存会

横田田植踊り保存会
駒木神楽保存会

新張まつり実行委員会

附馬牛町 大出神楽保存会

大萩神楽保存会

早池峰しし踊り保存会

東禅寺しし踊り保存会

上柳田植踊り保存会

晴山しし踊り保存会

綾織町 石上神楽保存会

南部田植踊り保存会

綾織しし踊り保存会

砂子沢さんさ踊り保存会

小友町 外山神楽保存会

鷹鳥屋神楽保存会

長野しし踊り保存会

山谷しし踊り保存会

鷹鳥屋しし踊り保存会

鷹鳥屋甚句保存会

上郷町 来内剣舞保存会

鷹鳥屋甚句保存会

土渕町 飯豊神楽保存会

鷹鳥屋甚句保存会

青笹町 青笹しし踊り保存会

鷹鳥屋甚句保存会

みこし

遠野町 上組町たるみこし

遠野駅前みこし

松崎町 松崎六区子供会みこし

市役所俵みこし

穀町子供みこし

遠野地方に伝承されている郷土芸能の主なものの起源、内容は次のようにある。

神楽

遠野神楽の特色は、神人（しんと）派と山伏派とに分かれていることにある。神人派は七拍子で、てんぱがゆるやかで優雅であり、これに対照的に山伏派は三拍子で早く、荒々しく活発である。

神楽の発生は、神への鎮魂儀礼（みたまわり）に発するといわれ、祭りに神楽を行うのは、この古代信仰の名残りである。遠野の神楽は、秋田、山形の番楽とともに東北の神楽を代表する名門であり、芸能史の上から有名である。

遠野しし踊り

起源は相当古く明らかではないが、三百三十余年前は既に踊られていた記録がある。松崎町駒木の角助（寛永年間の人）が、他地方（遠州＝静岡県＝掛川ともいう。）の踊りを見習い、それに昔から当地方に伝えられていたしし踊りを加味して改良を加え、獨得のものを創造したと考えられている。

遠野しし踊りの特長は、横笛や太鼓のはなし方がかなでる民俗の古里にふさわしい情緒と、ししの勇壮な踊りにある。踊りの仕組みは、①ふくべ（ひょうたん）を持つ手踊り“たねふくべ”②ふくべを持つ子供たちの“ふくべふり”③太鼓のばちのようなものを持って踊る“中太鼓”④ししを相手にあやがり踊る“刀かけ”⑤しし頭をかぶり幕を前に垂らした“じし”⑥笛、太鼓の“はやし方”からなっている。踊りの順序は、①入りは②ほめ方③通り④小切り⑤ねり⑥小切り⑦余興（桂がかり、女じし狂い、かかし踊りなどがある。）⑧小切り⑨引きはの順である。

遠野しし踊りは、南部氏時代の知行と関係をもつ小友系、松崎系、青笹系の系統に分かれ、いずれも大同小異であるが、唄はそれぞれ獨得のものをもっている。

南部ばやし

“南部ばやし”は“遠野ばやし”とも称し、豊年祭に供奉する山車のはやしで、南部直榮公が京都の“祇園ばやし”に似せ、遊芸師に命じてこの地方の特色を入れてつくった獨得のはやしである。これはやしは、笛の音、太鼓の響き、三味線の官の三種の調和で、極めて平和でみやびやかなものである。

はやしの仕組みは、金棒引（子供）、舞子、三味線、笛、太鼓、大づつみ、小づつみからなっている。歌詞は、①今年よい年よい世中 浜は大漁で陸もよい 稲穂がそろうてお芽出たい ②花は色香はよいばざくら 姿愛らし朱子の帶 きりりしゃんと縁結び

舞子は大体半数は女の子だから、とても華やかである。

田植踊り

古代の田植えは、田の神を迎えて行う行事として考えられており、田植え行事を田起こしから田植え、収穫までの過程を物まねして演ずる古い“田遊び”という芸能を基として発祥し、寛永の初めのころ現在の田植踊りとして完成され、田楽の遺風を伝えて保存されている。農民の労苦を慰め、豊作を祈って小正月の白一色の冬期に、屋外の積雪を踏んで踊るのが特長である。

踊りの仕組みは、①旦那役②太夫という太鼓を打ちながら歌や拍子の役をする者五人くらい③笛吹き五人くらい④踊り子として種ふくべ⑤中太鼓（早乙女）⑥唐打破（がわ）で組織されている。踊りの順序は、お門ほめ、お庭ほめ、厩ほめ、馬ほめ、若者そろえ、田打ちから儀詰めまで一年の農作業を順序に踊り、最後にお暇ごいで終わる。

剣舞

剣舞は、市内で唯一上郷町来内にだけ伝えられているもので、氣仙郡から伝來したものといわれ、鎌倉時代に人々の土氣を盛んにするためにつくられたといわれ、平泉藤原氏の全盛時代に田楽を変化させ、特殊な念仏講の

踊舞を形成したものと考えられている。

太神楽

幕末のころ、伊勢から伝えられたものといわれ、その後遠野町一日市にオカメ倉松という太神楽の名手が出て、この人が伝承に力を尽くし、今日の大工町太神楽として残っている。

太神楽には、舞台踊りと通り踊りがあり、昔は通り踊りにはオカメとしづが出たが、今はオカメに統いて余興踊りがつき、その後にしげがつくように変わっている。“オカメ四つ固め”という狂言踊り、舞台踊りは他に見られない独得なものである。

さんさ踊り

笛、太鼓、唄、踊りで構成され、昔は旧町村単位で活発に踊られていた。素朴かつ勇壮な踊りであるが、熟練を要する芸能で、誰でも参加できる即興性と明るい民謡調の踊りに特色がある。

踊りの順序は、通り踊り（入場）に始まり、さんさ甚句、さんさ踊り、参拝踊り、引き付け踊り（退場）で構成されている。

虎舞

上郷町暮坪の虎舞は、今から約八十年前に暮坪の朝橋長松が日清戦争に出征した折、戦地のある部落で踊られていた虎舞を習い覚えて復員後、同じ暮坪の堀切留吉とともに改良を加え、郷土芸能として完成して以来八年間、暮坪部落に伝承されている。今は六角牛権現を氏神として、毎年奉納されるようになった。

踊りの仕組みは、①ささらすり②小踊り連中③虎の二者で演舞する。踊りの順序は、①人刃②はしご昇り③さし刃④引き刃の四段階からなっている。

まぬけ（間抜け）節

遠野を中心にはじめて唄い出されたものか、ほとんど知られていない。唄そ

のものは最近ほとんど忘れられようとしていたのを、昭和八年一月遠野町の有志によつて復活し発表会が催され、絶滅の危機をまぬかれたが、その後また忘れられようとしていたのを、再び復活した。すこぶる美しい音律の郷土民謡として、土の香り高いものである。また、古来この唄には定まった踊りはない、とされている。

大黒舞

青笹町沢田の安戸部落の人たちによつて踊られており、昭和二十四年ころ部落の稻荷神社の神事の際に、何か踊りを奉納したいという地元の人々の希望によつて、当時踊りの太夫で笛上手といわれた宮田三次郎の依頼を受けて、主に沿岸地方に伝わる踊りを手本として、これに独自の工夫を加え、今に伝わるこの部落独特の大黒舞を完成した。

この踊りの特長は、大黒と恵比須の二者が幼児の跳んだり、はねたりするさまを表現し、それが“喜ばしきもの”“豊かな収穫と発展”を意味することになり、毎年一度は部落の稻荷神社に奉納されている。

(以上郷土芸能の解説は、遠野市商工観光課の資料による)

行事

当神社での行事としては、次のようなものがある。

一月

元日：元朝参り。古来から広く行われている行事で、大晦日の夜から参詣する者もあるが、十一時前後から殺到する。近年は自動車の発達で、三陸海岸方面からも参詣する人が多い。この日は歳旦祭も執行される。

十五日：十四日から二十日までを小正月といい、女人たちの正月という。この日神社で行うのは、どんど焼き、やろくろう、鳥追いである。

どんど焼きは、元日に使用した門松、火縄、古くなった神棚、お札、お守りなどを当神社の馬場に持参し、神職のお祓いを受けて焼却する行事で、昭和四十年多田宮司によつて創始された。どんど焼きの火に暖まるとき、

風邪をひかない御利益があるといわれており、また神社から渡される餅を、長い竹の先にさして焼いて食べるといわれている。元日に使用したこれらの縁起物は、各家庭とも処理に困っていたのを処理されるので、年々持参する人が多く盛大になつてゐる。

“やろくろう（やらまわし）”は、その家の主人がソバかす、豆腐かすなどを混ぜたものをまき散らしながら、玄関から家の周囲を唱えごとをしながらまわる。その唱えごとは、「やーらきた飛んでこ、錢も金（かね）も飛んでこ、馬こもべここも飛んでこ」、「やーらくる、とのがな、錢も金もとのがな、馬こ持ちのとのがな、べここ持のとのがな、百に米ア一石だ、十文酒ひとひやげ」、「やーらくる、飛んでくる、百に米ア一石だ、十文両十ひやげ、豆の香（か）もほがほが、小豆の香もほがほが、馬この持ちのとのがな、べここ持の持ちのとのがな」、「やーらくる、飛んでくる、錢も金も飛んでくる、馬この持ちも飛んでくる、べここ持ちも飛んでくる、四つ世のよい時は百に米ア一石だ、一文両十ひやげ」、「やーらする、とのがな、錢も金もとのがな、馬こもべここもとのがな、豆の皮もとのがな、小豆の皮もとのがな、百に米ア一石だ、十文酒ひやげ、雨よしのとのがな」。

“やろくろう”行事は、遠野地方各地で行われ、唱えごとも地方によつてさまざまである。右の唱えごととは『遠野町誌』に載つてゐるものである。思うに、“やろくろう”というのは弥六郎のなまつたもので、弥六郎どいうのは遠野領主南部氏の襲名である。阿曾沼氏没落後暫く城代により統治したが、その間治安が乱れ、民心が不安定だった後に、南部氏が八戸から転じて領主になった。南部氏は名君として聞こえたので、それを歓迎した行事とされている。附馬牛では、豆の皮とソバ粉を混ぜたものを杵に入れ、門口から家の入り口までの間を撒きながら往復して次の唱えごとをいう。「やろぐろ とんびくろ、飛んでこう、錢もかねも飛んでこう、馬こもちのとのがな、べここもちのとのがな、豆の皮もふかふか、ソバの皮もふかふか」。綾織では、その家の主人と主婦が、豆の皮とか米糠（さくず）を杵に入れて、次のことを唱えながら、庭や家の周囲をめ

ぐる。「やらぐろ、とみぐろ、錢もかねも飛んでくる、馬この餅もとのがな、ソバの皮もほがほが、豆の皮もほがほが」。宮守では、旧正月十五日に御作立て、田植え行事を終えて風呂に入り、神棚を拝み、明るいうちに夕食をすませ、家の戸障子や窓を開け放し、「やかがし」を窓の数ほどつくり、「やらくろう飛んでくる、錢もかねも飛んでくる、錢もづのとのがな、かねもづのとのがな、馬つこもづのとのがな、うしつこもづのとのがな、稻の皮もふわふわ、豆の皮もふわふわ、ソバの皮もふわふわ、恵方（あき）のほうを見てやれば、泉

白い餅

の唱えを三回くり返して（三回目の「が

んがする」は一回）家の周囲を一巡する

やかがし

が、通り過ぎると、戸障子を閉じ、「や

かがし」をもって窓ふさぎをする。当神

あずき餅 田づくり 楠の薄板

出身地が宮守で、若いころ父多田兼吉、

兄鐵治とともにこの行事をやったので、宮守の様式によって行っている。

次いで、鳥追い行事が行われる。これは十六日午前一時から一時ころ、前の晩、伏せた餅つき臼の上においておいた、豆から栗の木の若枝に笹の葉を差したものを持ち、「ねごもの（腫瘍）はれもの疫病神貧乏神は外にござれ、福の神は内にござれ、四百四病のやまいは皆外さしとえではれ」と唱えながら家の中の部屋々々を祓い、最後に縁側へ祓い出し、「夜鳥ほーえ、朝鳥ほーえ、両方世中のよいどきは、鳥もないじゃほーえほーえ、これはどこの鳥ばえじや、長者殿の鳥ばえじや、あんまり悪い鳥をば頭割つてしょうへえして、籠さ入れでからがえて、えんぞ島さ田つくで、それを食えじやほーえほーえ」と唱えながら、近くの川原へ投げ捨て、後ろを見ないで家に帰る。

そのほか当神社ではやっていないが、当地方では次のような正月行事が行われている。

若水汲みは、縄をつけた手桶に、松葉を添えたひしゃくで汲んで若水を迎える。元日、七日、十六日に行う。なり木ぜめは、小正月に一人は斧で樹をたきながら、「なるかならぬか、ならねば伐るぞ」というと、樹になつた他の一人は「なります、なります」という。畑蒔きは、子供が鋤の柄を持ち蓑を着て笠をかぶり、種蒔きのまねをしながら、「こっちの作はようがんぢゃ」などといつてまわる。その家では餅を与える、または若干の金錢を与える。お田植えは、庭または畑の適当な場所の雪の上に、お田植場を定め、子供たち（主として女子）が、「お田植えにきましたじや」とあいさつしながらまわってきて、松葉を田植場の雪に田植えの時のように差して植える。その家では餅や煮豆など出してご馳走する。若干のお金を与えることもある。

なまこひきは、馬のわらくつ（わらでつくった円形のわらじのようなものに）になまこを入れ六、七尺の曳き綱をつけ、「もぐら殿うち（土の中の意味）にござりまするか、なまこ殿お通りお通り」といしながら、田や畑をひきずつてまわる。これはもぐらを除けるまじないといわれる。屋根ふきは、猫柳または栗の小枝と熊笹を、三本を束ね、それを三本ずつ各戸口の屋根のひさしに差す。鳥の年とりは、餅や小豆餅を小さく切ったものを、ざるに入れ子供たちが、「かあらから、餅けつからこーいこーい、小豆餅けつからこーいこーい」と呼びながら、集まつた鳥に餅を投げてやる。

二月

節分の日（二月上旬）：節分豆撒祭・厄祓祈願。節分の日前後に神社に参詣して祈願を祈念する祭事である。

十七日：祈年祭。その年の豊作と繁栄を祈念する祭事である。

五月

五日：春の祭典。昭和二十六年以後、出雲大社の分靈を奉斎してから行われており、取子祭、縁結びのお祭りである。

ある。

六月

三十日：大祓式

九月

十三～十五日：秋の例祭。十三日宵宮祭、十四、十五両日祭典が執行される当地方最大の祭礼であり、藩制時代は領主自ら参伺し、または名代を代参させた。昔は今遠野・宮守だけでなく、釜石・甲子あたりも氏子の範囲にしていたようである。

十月

十五日～七五三参り。三歳の男女児、五歳の男児、七歳の女児が親に伴われて成長と健康を祈願して、お守札・箸・千歳飴・風船をいただいて帰る。三歳児は髪置の儀、五歳児は袴着の儀、七歳児は紐解（帶付）の儀で、室町時代から行われたといわれている。本来は十一月十五日が祭日であり、当神社でも最初は十一月十五日に行つたが、十一月になると寒いので今は十月十五日に行っている。

十一月

二十三日：新嘗祭。その年の収穫された新米を神前に供え、感謝をこめて拝礼する祭事である。

年間

毎月十五日：月次祭。年間を通じて行う行事である。

そのほか結婚式及び披露宴は隨時行う。特に鳩集殿ができるからは大人数の宴会が可能になったので、広く利用されるようになった。また、お宮参りは出生三十三日目に初めて外出して参詣する。

二、歴代神職及び別当

神職

当神社の神職名簿がなく、詳細は不明であるが、判っているだけを記述する。なお、明治初年に当神社が郷社に列してから、太平洋戦争終結の昭和二十年八月までは社司・社掌、戦後は宮司・祢宜・権祢宜という職名である。

社司

伊能 友寿（ともひさ） 就任・退任年月日不明

山名 海見（わたみ） 就任年月不明～大正六・一一・

菊池 萬陸（まんろく） 大正八・八・一～昭和二〇・六・七死亡

宮司

多田 忠助 昭和二・一〇・一五～現在 明階二級上

社掌

館林 貢三 就任・退任年月日不明

松田 純 就任年月日不明～大正八・一・

岩井留之助 就任年月日不明～大正一〇・三・

大橋 昭佐 就任年月日不明～昭和二・

多田政次郎 就任・退任年月日不明

祢宜

前川六之助 昭和二一・一二・一～昭和五九・七・一三死亡 正階二級上

始閣 実 昭和二六・七・一～昭和六一・一〇・一〇死亡 正階二級

多田 賴申 昭和六一・二・二四～現在

權称宣

多田 植治 昭和二九～～昭和五二・一〇・一死亡

菊池 敬夫 昭和三一・一二・六～昭和五九・四・二〇

千葉 正吾 昭和三五・一・五～現在

菊池 単 昭和三五・一・五～昭和五八・一二・

菊池 照雄 昭和四三・八・五～現在

泉 孫一 昭和四四～～昭和五四年・七・三死亡

遠藤 憲古 昭和四四・一〇・六～現在

多田 賴申 昭和四九・四・二〇～昭和六一・二・二四

奥玉 昌代 昭和五三～～現在

小野 秀雄 昭和五六・一・一六～現在

細越 勝 昭和六〇～～現在

佐藤 亮二 昭和六〇～～現在

藤丸 勝志 昭和六〇～～現在

佐々木まゆみ 昭和六一・四・一～現在

社司・宮司略歴

神職の履歴についても記録がなく、調査可能な限り手を尽くしたが、判明した社司・宮司だけを記載した。

伊能友寿

遠野南部家家主、文政九年（一八二六）九十九の長男として遠野に生まれた。長じて江戸及び仙台で武芸兵法を学び、帰郷して領主に仕え、領士に武技を教えた。かたわら和賀郡谷内村（現東和町谷内）の小原實風（平田篤胤門人）について国学を修め、和歌をよくした。そのほか生花、茶道、書画もたしなんだ。当八幡神社社司を奉職したが、その就任・退任期日については記録がなく明らかでない。ただ明治四十年（一九〇七）十一月及び翌四十一年十月には在職した記述だけはある。明治四十二年五月、八十四歳で没した。碩学伊能嘉矩の祖父。

山名海見

弘化三年（一八四六）四月二十日、遠野（西閉伊郡横田村五百九十二番地）に、山名美津衛の長男として生まれて、大正六年（一九一七）五月十一日遠野で没したが、その間の経歴は詳らかでない。したがって、当神社社司の就任・退職期日も明らかでないが、大正二年四月には在職した記述だけはある。

菊池萬陸

文久元年（一八六一）五月二十一日、南部藩士金浜政芳の二男として遠野に生まれ、菊池雄吉の養子になった。郷土のは川宗輔、田口京四郎に師事、明治十一年岩手師範学校に入学、同十三年一月同校を卒業し、釜石小学校を振り出しに訓導・校長を歴任、大正四年八月一日から同月二十一日まで神職講習を受講した。大正八年三月附馬牛小学校校長を最後に四十年にわたる教職を去り、以後神道一筋に勤め、大正八年八月一日八幡神社社司に就任し死去するまで在職、伊勢両宮神社・南部神社・多賀神社・六神石神社・程洞稻荷神社の社掌を兼任、昭和二十年六月十七日八十五歳で没した。

多田忠助

明治四十二年四月六日宮守村塚沢に生まれ、宮守尋常高等小学校卒業、志和稻荷神社及び同神社釜石遙拝所勤務、次いで埼玉県入間郡吾野村鴨下清八、同県熊谷市渡辺赳介経営の神道教学部に学んでから、東京都大田区千束八幡神社社掌恵良豊彦のもとに奉仕した。昭和十六年皇典講究所学階一等司業学科試験に合格、その後十七年

六月台湾に渡り、台北の建功神社に勤務したが、十八年一月応召して南方に転戦、昭和二十年八月終戦を迎える。二十一年六月復員して宮守村に帰郷、同年十月十五日八幡神社に寓司として奉職、現在に至る。

別當

遠野市仲町（現中央通り）の館林には、沙のよしだ歴代別業の詩書された着物が所蔵されている。

水經(火)水黑口卷之三

一世

從先祖横田村宮代二八幡之有靈社往古代々別當職天和年中寶物記錄燈失（注・燒失か）生死身代具二不知

世說新語 卷之三

（主・祭）（主・祭）自成那斗三可持マ及共ノ部（主・祥）（主・祥）指之者民色氏色重志焉以延宮代篤荀（主・岡）（主・岡）

奉移 石奉察（注・祭か）当城郭外ニ大河時々及洪水郡（注・群か）詣之諸民絶氏絶運步焉以從宮代驚箇（注・岡か）

三世
吉藏坊幸盈

普賢坊庚子寘文元年辛巳年領主直第從宮行薦簡山二十八軒之宮八月廿八日癸未自此金力月二十五日沐鉢馬競馬如身

吉藏坊実子也延宝一甲寅年九月八日領主義長御本社拝殿湯立間既造立也御棟札左印

五世良嚴院照榮

行樂院養子也名ハ吉高切姫ハ良也ノ神ニ原天主ニ月命ニ奉詔御ノ尊立鉤鯉口奉安置 御不尊不供ノ弘陽女天御

邵士人番申士童名曰

奥州路閉伊郡遠野府城

八幡宮鐘銘並序

仰察本高遜明神明之德，洋洋清境，妙感虛心。蘊凡

之業、為萬物之道、十地於我城外之艮立門、坤創丹盈一宇之瑞籬、勤請大聖八蟠之靈威、令也彼城主苴采的

孫源義論、苟繼先祖之信、將興後裔之榮、奉鑄寶鐘一枚、以補神祠之尊場、然則靈台構信解之油斐、寶鐘表般若之梵響、伏乞回此芥福、輝彼神光辟除闔國之煙、消融夙之業冰、信海浩洋流入安寧於阿耨達池、壽山岌業準擬長久於毗富羅峰、且又臣等老少同心低頭、猶仰和光之依怙、益冀武運之冥助、乃叙銘之曰、皇哉神德、仰弥崢嶸、爰開聖廟、剏陳華鯨二儀陶冶、九乳羅業、和霜自響、忬律韵清、覃之遐弥、告之昏明、頓驚凡夢、能伏魔兵、吾願已滿、吉祥向榮、子孫啾啾、臣佐盈盈、風靜雨順、天長國平

千時元禄第三庚午天二月吉祥曜
檀越遠野城主
南部氏八戸弥六郎源義論九拜

三國志　後漢書　晉書　宋書　南史　北史　梁書　陳書

一、享保十五年三月八日領庄言有志神天皇奉安置景台百間四方神木五尺廻松杉三本

一、延寶二年信彥代御輿御

一、本宮八幡御本社九尺四面景三
二、丁四方神木一丈廻松
三、本御祭社八月十五日隨例例御坂神馬御供奉

解由利戯正徳一壬辰年造立也社領六計五升景台東西三丁南北一丁余神木一丈五尺廻柳一本五尺廻栗一本

代之家司新田小十郎長光寛文七丁未年右宮殿奉造立社領五計景台東西三丁南北二丁神木二丈廻桧葉一本

右之四社相守天下大平國家安全之祈禱無怠慢修治之

延享元甲子天十一月廿一日

八幡別當 良嚴院

良善院 嘉智写置也

良嚴院相続次第並利法院先祖遺書之事

一、利法院父宮代八幡別當保裏坊同子普賢坊に從直榮公様八幡社領十石奉拝申事

一、利法院父普賢坊実子無之養子惣領又次郎次男之養子吉藏坊惣領又次郎事は病人故次男吉藏山伏に仕普賢坊家督に仕候事

一、吉藏坊同子行樂院迄四代利法院事は吉藏坊家督仕候以後父普賢坊実子に御座候得共吉藏坊相続故別家に罷成候事

父普賢坊相添利法院相続仕候死後利法院方より葬式仕畠ヶ中え相送り候

一、行樂院実子數多御座候所に一人にても成長不申候故利法院申候は実子之成長不申候には養子仕候得者実子成長申ものに候間親族之内より養子可仕と相談相究候所に御町御同心万左衛門所にて子共もふけ仕候幸万左衛門

女房は行樂院父方之いとこにて御座候間利法院方より養子之願候てもらひ申事則其名を宮次郎と改申候事

一、翌年六月六日に宮次郎親行樂院病死仕候間一日市町検断吉左衛門賴入候て行樂院病死之段御町奉行衆之御披露申上候事

一、其比之御老中は中館勘兵衛殿福田甚五兵衛殿御当地御留主居御町奉行衆は男沢半右衛門殿江田勘助殿に御座候行樂院忌明申候て御老中様より一日市町検断吉左衛門を以利法院所え御内意被仰付候は此度行樂院病死仕候

に付妻子も無之よし幸利法院事は直榮公様御取立被遊候普賢坊実子に候段上々様にて御存知被遊候間別當相続之儀奉願可申と被仰付候得共利法院御返事申上候は扱々御意之趣難有奉存候尤拙者儀御意之通普賢坊実子に偽露申上候事

無御座候得谷父普賢坊節目を以段々相続仕置候義と申殊に行樂院実子無御座候間拙者才覚を以親類方より去年養子仕置候其名宮次郎に別當相続被仰付被下候はば別當相続仰付候同前に難有可奉存候と御披露申上候得者又

候御老中様より被仰付候は利法院事父普賢坊仕置候節目之通正路に申上候段上々様にても御褒美被遊候左候はば利法院願之通宮次郎に別當相続申付候間利法院事は御宮之後見役申付候間左様に相心得申候乍去宮次郎十五に罷成候迄は其方別當役申付候間相勤可申候其方事父普賢坊仕置候通り筋目正敷奉願候間末々共に相違は仕申間敷候得共當役人中為念之に御座候間迄も之事に宮次郎十五に罷成候はば別當役相渡し可申と証文仕候て請合人は古き同行共印判にて証文差上可申と被仰付則鱒沢善行院初手前同行共判形仕証文差上利法院別當役目仕候事一、宮次郎十五歳迄別當役目被仰付候得共行樂院母段々老衰仕候間祖母心をいさめ可申と宮次郎十四歳之年本地羽黒山より補任状申請候て宮次郎を改吉藏坊に仕候て次日之御目見相勤別當役共に祖母存命之内相渡し利法院事は御宮之後見相勤良嚴院相続仕候事

一、宮次郎相続仕候て以後中館勘兵衛殿より御前よりの御意の御座候て御町奉行男沢半右衛門殿江田勘助殿より

一日市町檢断吉左衛門を以行樂院母所之被仰付候は此度利法院筋目正敷奉願申に付養子之宮次郎別當相続之義首尾能被仰付候て祖母も満足可仕候就夫利法院事は忠切之者に候間社領之内祖母心得を以手乍今為取可申と被仰付候に付畠中先祖塚前にて一石拝領仕候事

一、拙僧相果申以後代々相続之者は若宮御祭礼諸色勤方專一に相勤可申候就中九月朔日より十五日迄拙僧勤置候通毎日御祈禱無油断相勤可申候依之御神事御役中御吟味之上にて御宮之社僧分に御神事帳に御留置被成候勤方次第は九月九日より御的初馬場之御出被成候節は御先払は別当次に御射奉行御射之御先達社僧罷立御射馬共に穢無之様に心内にて随分御加持可申上事

前書之通拙僧代々之者無油断相勤可申候拙僧事十三より六十八歳之今年迄御祭礼御祈禱次第無相違相勤候今年初て御慶公様御參詣被遊候に馬場廻り次第並御湯立御祈禱法式相勤申所に御慶公様より福田庄兵衛殿に被仰付候は

其方事御先代様より御代々不相替勤候段御靈美に思召被遊候就夫為御祝儀鳥目五拾足奉拝領其上御慶公様より御意被遊候は老躰之上に相勤候段太儀と御意被遊候間難有可存と福田庄兵衛殿より別て被仰渡難有奉存候此義共に拙僧十三之年より六十八歳之今年迄上々様御大切に奉存候御宮之御祈禱無油断相勤候御加護と難有奉存候拙僧相果候共後相続仕候者は八幡宮御祭礼諸色勤方専一に相勤可申候

その後のことについては、記録も口伝もなく詳細不明であるが、いつのころからか石川家が当神社の別当を勤めた。石川家は山伏の裔で、邸宅は表参道社務所前の朱塗りの大鳥居の東側にあったが、今は小さな池があつて、わずかに屋敷跡の面影をとどめている。石川家が火災にあり、明治末期に釜石に転出し、大正元年九月一日から、当神社前の菊池福蔵が社守を勤め、福重郎が嗣いで今日に至っている。なお、明治三年六月十五日に石川直弥が別当に就任していたことが、棟札に見える。

菊池福蔵

明治二十四年当時の松崎村八幡に生まれ、昭和四十年六月二十一日七十五歳で死去したが、石川家が転出後、十六歳で八幡宮別当に就任し、社守を兼ね、以来約六十年間八幡宮の管理、神威の高揚に尽力し、かたわら八幡神樂の振興発展にも貢献した。

責任役員・常任役員・氏子総代

責任役員

山口善太郎 菊池与七 菊池留雄 高橋好見 服部忠三

常任役員

常川左吉雄（松崎） 萩岡拓（遠野） 松田幸夫（綾織） 松田栄一（小友） 梅田集一（附馬牛） 鈴木常蔵（土渕） 工藤丈助（青笹） 佐々木栄吉（上郷） 多田勇（宮守）
氏子総代

〔遠野〕菊池源藏 荻野忠一 佐藤昇 菊池義治 奥寺義澄 松原福治 平野清太郎 菊池寛 小水内茂二
堀合福太郎 太田耕一 阿部喜美男 〔松崎〕村上巳代治 大里深藏 菊池三次郎 浜田麟太郎 菊池福重郎
〔青笹〕佐々木弥造 佐々木幸吉 菊池正巳 藤原喜八郎 多田幸俊 中平豊治 近江米次 〔土渕〕菊池松之
亟 佐々木喜八 立花秀雄 立花建一 長瀬甚太郎 菊池克夫 長洞幸一 〔上郷〕堤松雄 小向専竜 菊池政
治 菊池藤市 佐々木正吉 小向時治 佐藤清右エ門 菊池清志 〔附馬牛〕菊池清蔵 佐々木貞男 藤田重右
エ門 大橋仁 北湯口正松 上村円蔵 〔綾織〕及川政蔵 高橋和夫 鈴木広治 松田初 伊勢崎市夫 山田善
作 〔小友〕菊池重貞 佐藤亮二 菊池章 菊池政人 〔鱒沢〕阿部精吾 菊池善美 菊池隆 菊池敏男 〔宮
守〕阿部光雄 阿部嘉輝 多田太一 太田代力男 佐々木秀一 鈴木富美男 〔達曾部〕佐々木松尾 木村清一
多田敏郎 佐々木誠一

（以下六十二年五月一日現在）

編集後記

本誌の発刊については、宮司多田忠助はじめ祢宜多田頼申、権祢宜菊池照雄、氏子総代責任役員山口善太郎、同菊池与七、同菊池留雄、同高橋好見、同服部忠三を編集委員として昭和五十七年ころから資料の収集に着手し、五十九年九月から原稿の執筆にかかり、六十一年十一月一応の脱稿をしたが、その後次々に追加執筆があり、六十二年二月中旬印刷に付したが、明確な記録に乏しく、不備な内容になつたことは遺憾とするところである。

編集の分担は、多田忠助は総括に当たり、菊池留雄は第一編と第三編の原稿の執筆と全編の編集と構成および校正、菊池照雄は第二編の原稿執筆とそれに関する写真収集、多田頼申は写真撮影、高橋好見は表紙の題字執筆と校正、資料の収集は全委員が従事して八方手を尽くし、現存の資料は網羅したつもりである。

何せ当神社の総合的な記録は皆無に等しく、五里霧中で刊行に当たった。また、原稿執筆後に資料が出てきたりして、ちぐはぐな点も多かったと思われる。

最後になつたけれども、印刷製本に当たられた川口印刷工業株式会社には、大変お手数をかけ、かつ犠牲を払つていただきて、有終の結果を得たことを心から多謝する次第である。

遠野郷八幡宮創建八百年誌
昭和六十二年七月三十日 発行
編集 遠野郷八幡宮創建八百年誌編集委員会
発行 遠野郷八幡宮社務所
遠野市松崎町白岩三一一九
電話（〇一九八六）二一二六四七（代）
印刷 川口印刷工業株式会社
盛岡市本町通二丁目一三一八
電話（〇一九八）二三一三三五一